官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三八八）　三
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令の一部を改正する政令（三八九）　五
○貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三九〇）　六
○貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令（三九一）　八
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（三九二）
○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令の一部を改正する政令（三九三）
○介護保険法施行令の一部を改正する政令（三九四）

〔省　令〕
○航空法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**一一三）　九
○航空法施行規則及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**一一四）　一〇

〔**その他告示**〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和二年分）を公表する件の一部を訂正する件（**総務**三七七）　一五
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和三年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**三七八）　一六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和四年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**三七九）　一八
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和五年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**三八〇）　二四
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和三年分～令和五年分）を公表する件の一部を訂正する件（**同**三八一）　三
○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（**同**三八二）　三
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**一七九一～一八〇七）　三
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**同**一八〇八）　四
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**同**一八〇九）　四
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**同**一八一〇）　四
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**国土交通**一〇二七）　四
○滑走路の安全確保に関する指針（**同**一〇二八）　四
○庄内空港の施設について告示した事項に変更があった件（**同**一〇二九）　五

〔**公　告**〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　五
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　一〇九
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　一一〇
会社その他
会社決算公告　一一二

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三百八十八号）（国土交通省）

第１　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令の一部改正

１　題名

題名を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に改める。（題名関係）

２　マンション等売却事業

定款の変更に関する特別議決事項に、売却等マンション又は売却敷地の追加又は数の縮減を追加する。（第三十条関係）

３　マンション除却事業

⑴　マンション除却組合

イ　マンションの一の専有部分が数人の共有に属するときにおいて一人の組合員とみなされる数人の者は、そのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）をマンション除却組合に通知しなければならないものとする。（第三十五条の二関係）

ロ　定款の変更に関する特別議決事項は、次に掲げるものとする。（第三十五条の四関係）

㈠　事業に要する経費の分担に関する事項の変更

㈡　総代会の新設又は廃止

⑵　補償金支払手続等

イ　除却マンションの明渡しにより当該除却マンションを専有している者が通常受ける損失の額は、移転料、営業上の損失その他国土交通省令で定める損失について、国土交通省令で定めるところにより計算した額とする。（第三十五条の六関係）

ロ　マンション除却事業の実施に関し書類の送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき等において、当該書類の送付に代えることができる公告は、官報、公報その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載し、かつ、除却マンションの敷地の区域内の適当な場所に掲示して行わなければならないものとする。（第三十五条の八関係）

４　除却等をする必要のあるマンションに係る容積率等の特例に係る敷地面積の規模

容積率等の特例を受けることができるマンションの敷地面積の規模は、第一種低層住居専用地域等については千平方メートル以上、第一種中高層住居専用地域等については五百平方メートル以上、近隣商業地域等については三百平方メートル以上とするものとする。（第三十五条の十関係）

５　その他

その他所要の改正を行う。

第２　独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正

１　合理的土地利用建築物の対象に、マンション再建事業の施行により建築されたマンション等を追加する。（第四条関係）

２　その他所要の改正を行う。

第３　関係政令の一部改正

宅地建物取引業法施行令その他の政令について所要の改正を行う。

第４　附則

１　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

２　その他所要の改正を行う。

◇重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百八十九号）（警察庁）

１　政令で定める庁舎に関する規定の整備

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第二条第一項第一号ハの政令で定める庁舎のうち内閣官房及び内閣府に係るものを改める。（本則関係）

２　施行期日等

⑴　この政令は、令和七年十二月八日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　所要の経過措置を設ける。（附則第二項及び第三項関係）

◇貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三百九十号）（国土交通省）

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

◇貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令（政令第三百九十一号）（国土交通省）

１　運送契約に係る書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続等

運送契約に係る書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続に係る規定について、第一種貨物利用運送事業者及び第二種貨物利用運送事業者に準用する場合における方法を定める。（第一条及び第二条関係）

２　施行期日

この政令は、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。（附則関係）

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百九十二号）（国土交通省）

１　船舶に設置される原動機から発生する窒素酸化物の放出量について特別の基準を適用する海域として、カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域を追加する。（第十一条の七及び別表第五関係）

２　船舶において使用する燃料油の品質について特別の基準を適用する海域として、カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域を追加する。（第十一条の十及び別表第五関係）

３　附則

⑴　この政令は、令和八年三月一日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　所要の経過措置を定める。（附則第二条関係）

◇医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百九十三号）（内閣府本府）

１　連結可能匿名加工医療情報の提供を受けることができる者の追加

連結可能匿名加工医療情報の提供を受けることができる者として、匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供を受けることができる者、匿名障害児福祉等関連情報の提供を受けることができる者、匿名感染症関連情報の提供を受けることができる者、匿名障害福祉等関連情報の提供を受けることができる者及び匿名指定難病関連情報の提供を受けることができる者を追加する。（第七条関係）

２　連結して利用することができる状態で連結可能匿名加工医療情報を提供することができる情報の追加

連結して利用することができる状態で連結可能匿名加工医療情報を提供することができる情報として、匿名小児慢性特定疾病関連情報、匿名障害児福祉等関連情報、匿名感染症関連情報、匿名障害福祉等関連情報及び匿名指定難病関連情報を追加する。（第八条関係）

３　連結して利用することができる状態にするための情報を提供する大臣に関する規定の整備

認定匿名加工医療情報作成事業者からの求めに応じ、連結して利用することができる状態にするために必要な情報を提供することができる大臣は、内閣総理大臣とする。（第九条関係）

４　その他

その他所要の改正を行う。

５　施行期日

この政令は、令和七年十二月一日から施行する。（附則関係）

◇介護保険法施行令の一部を改正する政令（政令第三百九十四号）（厚生労働省）

１　介護保険法施行令の一部改正

第一号被保険者の区分のうち第一段階（介護保険法施行令第三十八条第一項第一号又は第三十九条第一項第一号に掲げる区分をいう。）及び第四段階（同令第三十八条第一項第四号又は第三十九条第一項第四号に掲げる区分をいう。）について、保険料率の算定に関する基準をそれぞれ見直す。（本則関係）

２　施行期日等

⑴　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

政令

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年十一月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百八十八号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令

目次中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、「第二十六条」の下に「・第二十七条」を加え、「第二章　除却する必要のある第三章　マンション敷地売却事業
マンションに係る容積率の特例に係る敷地面積の規模（第二十七条）」を「第二章　マンション等売却事業」に、「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に、「第四章　敷地分割事業」を

「第三章　マンション除却事業
第一節　マンション除却組合（第三十五条の二―第三十五条の五）
第二節　補償金支払手続等（第三十五条の六―第三十五条の八）
第三節　雑則（第三十五条の九）
第三章の二　除却等をする必要のあるマンションに係る容積率等の特例に係る敷地面積の規模
第四章　敷地分割事業」

に改める。

（第三十五条の十）

第一章の章名を次のように改める。

第一章　マンション再生事業

第一章第一節第一款の款名を次のように改める。

第一款　マンション再生組合

第一条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。」に改める。

第一条の二中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

第二条の見出し中「施行マンション」を「再生前マンション」に改める。

第三条第一項中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改める。

第十三条第一項第一号を次のように改める。

一　再生前マンション又は再建敷地の追加又は数の縮減

第十三条第二項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改める。

第十五条の見出し中「施行マンション」を「再生前マンション」に改める。

第十七条第一項中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「又は隣接施行敷地の所有権若しくは借地権」を「若しくは再建敷地の敷地共有持分等」に、「について」を「（隣接施行敷地権（既登記のものに限る。同項において同じ。）又は施行底地権について」に改め、同条第三項中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「又は隣接施行敷地の所有権若しくは借地権」を「若しくは再建敷地の敷地共有持分等、隣接施行敷地権又は施行底地権」に改める。

第十九条第一項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に改める。

第二十二条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同条第三項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「第五十八条第一項第十一号」を「第五十八条第一項第十七号」に、「施行マンション」を「再生前マンション」に改める。

第二十三条中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改める。

第二十五条第一項中「施行マンションの敷地」を「書類の送付を受けるべき者がその権利を有する再生前マンションの敷地若しくは再建敷地」に、「の完了」を「又は更新工事の完了」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同条第二項中「施行マンションの再生前マンションの敷地若しくは再建敷地」を「同項の再生前マンションの敷地若しくは再建敷地」に改める。

第二章の章名を削る。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条　削除

第三章の章名中「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に改める。

第三章第一節の節名を次のように改める。

第一節　マンション等売却組合

第二十八条第一項中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改める。

第三十条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　売却等マンション又は売却敷地の追加又は数の縮減

第三十三条第一項中「売却マンション」に、「又は」を「若しくは」に改め、「限る。）」の下に「又は売却敷地の敷地共有持分等（既登記のものに限る。）」を加え、「第百十六条」を「第百九条」に改める。

第三十四条第一項中「売却マンションの敷地」を「書類の送付を受けるべき者がその権利を有する売却等マンションの敷地又は売却敷地」に改め、同条第二項中「施行マンションの敷地若しくは再建敷地」に、「売却マンションの敷地」を「売却等マンションの敷地又は売却敷地」に、「第百十六条」を「第百九条」に改める。

第三章を第二章とし、同章の次に次の二章を加える。

第三章　マンション除却事業

第一節　マンション除却組合

（代表者の選任等）

第三十五条の二　法第百六十三条の十八第二項の規定により一人の組合員とみなされる数人の者は、そのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）をマンション除却組合（以下この章において「組合」という。）に通知しなければならない。

2　前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもって組合に対抗することができない。

3　第一項の代表者の解任は、組合にその旨を通知するまでは、これをもって組合に対抗することができない。

（組合の役員等の解任請求）

第三十五条の三　第四条から第十二条までの規定は、法第百六十三条の十九第三項及び第百六十三条の二十五第三項において準用する法第二十三条の規定による組合の理事若しくは監事又は総代の解任請求について準用する。この場合において、第十二条中「法第二十三条第二項（法第三十二条第三項において準用する場合を含む。）又は法第九十八条第六項」とあるのは、「法第百六十三条の十九第三項若しくは第百六十三条の二十五第三項において準用する法第二十三条第二項又は法第百六十三条の五十三第六項」と読み替えるものとする。

（定款の変更に関する特別議決事項）

第三十五条の四　法第百六十三条の二十三の政令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。

一　事業に要する経費の分担に関する事項の変更

二　総代会の新設又は廃止

（組合に置かれる審査委員）

第三十五条の五　第十四条の規定は、組合に置かれる審査委員について準用する。

第二節　補償金支払手続等

（政令で定める損失の額）

第三十五条の六　法第百六十三条の三十六第二項の政令で定める額は、移転料、営業上の損失その他国土交通省令で定める損失について、国土交通省令で定めるところにより計算した額とする。

（差押えがある場合の通知等）

第三十五条の七　第十七条の規定は、除却マンションの区分所有権に差押えがある場合について準用する。この場合において、同条第一項中「施行者」とあるのは「法第百六十三条の二に規定する組合（以下単に「組合」という。）」と、同項及び同条第三項中「権利変換手続開始の登記」とあるのは「補償金支払手続開始の登記」と、同条第二項中「施行者」とあるのは「組合」と、「権利変換計画」とあるのは「補償金支払計画」と、「法第六十六条」とあるのは「法第百六十三条の三十八」と、同条第三項中「施行者（組合にあっては、その清算人）」とあるのは「組合の清算人」と読み替えるものとする。

2　第十八条から第二十一条までの規定は、法第百六十三条の四十五において準用する法第七十八条第一項又は第四項の規定による補償金の払渡し及びその払渡しがあった場合における滞納処分について準用する。この場合において、第十九条第一項中「第十九条第一項」とあるのは、「第三十五条の七第二項において準用する同令第十九条第一項」と読み替えるものとする。

（書類の送付に代わる公告）

第三十五条の八　法第百六十三条の五十一第一項の公告は、官報、公報その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載し、かつ、除却マンションの敷地の区域内の適当な場所に掲示して行わなければならない。

2　第二十五条第二項から第四項までの規定は、前項の公告について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十五条の八第一項」と、同条第二項中「再生前マンションの敷地若しくは再建敷地又は隣接施行敷地」とあるのは「除却マンションの敷地」と、「施行者」とあるのは「法第百六十三条の二に規定する組合」と、同条第四項中「法第九十六条第二項」とあるのは「法第百六十三条の五十一第二項」と読み替えるものとする。

第三節　雑則

（都道府県知事等の行う解任の投票）

第三十五条の九　第二十六条の規定は、法第百六十三条の五十三第六項の規定による組合の理事若しくは監事又は総代の解任の投票について準用する。この場合において、第二十六条第二項中「第二十六条第一項」とあるのは、「第三十五条の九において準用する第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

第三章の二　除却等をする必要のあるマンションに係る容積率等の特例に係る敷地面積の規模

第三十五条の十　法第百六十三条の五十九第一項の政令で定める規模は、次の表の上欄に掲げる地域又は区域の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

地域又は区域	敷地面積の規模（単位　平方メートル）
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域若しくは田園住居地域又は同号に規定する用途地域の指定のない区域	一、〇〇〇
都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域	五〇〇
都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域又は商業地域	三〇〇

第三十七条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

第四十二条第二項中「施行マンションの敷地」を「再生前マンションの敷地若しくは再建敷地」に改める。

第四十四条中「第二十九条」の下に「、第三十五条の三」を、「第三十四条第二項」の下に「、第三十五条の八第二項」を加える。

（独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正）

第二条　独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号を次のように改める。

三　再生後マンション（マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第十四号に規定する再生後マンション（同項第七号に規定するマンション更新事業に係るものを除く。）をいう。）又は売却再生後マンション（同法第四条第二項第七号に規定する売却等マンションが除却されるとともに当該売却等マンションの敷地（これに隣接する土地を含む。）に新たに建設されるマンション又は同法第二条第一項第二十三号に規定する売却敷地（これに隣接する土地を含む。）に新たに建設されるマンションをいう。）であって、耐火建築物であり、かつ、敷地面積が三百平方メートル以上であるもの

第五条第四項中「第九号」を「第十号」に改める。

第七条第一項第一号ハ中「第十号」を「第十一号」に、「、第六号、第八号及び第九号」を「から第七号まで、第九号及び第十号」に改め、同号ニ中「第十三条第一項第十一号」を「第十三条第一項第十二号」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第三条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第二十四号を次のように改める。

二十四　マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第百六十三条の五十九第一項の許可

第三条第一項第二十八号を次のように改める。

二十八　マンションの再生等の円滑化に関する法律第百六十三条の五十九第一項

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第七号中「又は」を「、同法第六十四条の七第一項に規定する建物取壊し敷地売却決議、同法第六十四条の八第一項に規定する取壊し決議」に、「の内容により行う建替え」を「若しくは同法第八十四条第一項に規定する一括建替え等決議の内容により行う建物の取壊し又は同法第六十四条の五第一項に規定する建物更新決議の内容により行う同項に規定する建物の更新」に改める。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第五条　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二十四号を次のように改める。

二十四　マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第百六十三条の五十九第一項の許可

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第六条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三百八十九号の二中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

（行政不服審査法施行令の一部改正）

第七条　行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第十四号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、「第百三十六条」の下に「、第百六十三条の二十九」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に改め、「第二十九条」の下に「、第三十五条の三」を、「第三十四条第二項」の下に「、第三十五条の八第二項」を加える。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
国土交通大臣　金子　恭之

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百八十九号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第二条第一項第一号ハ及び第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令（平成二十八年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表内閣官房の項下欄に次の一号を加える。

三　東京都港区赤坂二丁目四番六号に所在する庁舎

第一条の表内閣府の項第二号中「東京都港区赤坂五丁目二番二十号」を「東京都港区虎ノ門二丁目二番三号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年十二月八日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　この政令による改正後の第一条の表内閣官房の項第三号又は内閣府の項第二号に掲げる庁舎に係る重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定による指定、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による告示は、この政令の施行前においても行うことができる。

（罰則に関する経過措置）

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百九十号

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百九十一号

貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三十七条第一項及び第三十七条の二第三項において準用する同法第十二条第三項及び第二十四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

貨物自動車運送事業法施行令（令和七年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十二条第三項」の下に「（法第三十六条第二項、第三十七条第一項及び第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「同条第一項」を「法第十二条第一項（法第三十六条第二項、第三十七条第一項及び第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）」に、「同条第三項」を「法第十二条第三項」に改め、同条第三項を削る。

第二条第四項中「第三十七条第一項において」の下に「第一種貨物利用運送事業者について」を加え、「一般貨物自動車運送事業者」とあるのは「一般貨物自動車運送事業者が」と、「第一項中「一般貨物自動車運送事業者は」とあるのは「第一種貨物利用運送事業者は」と」を削り、同条に次の一項を加える。

５　第一項及び第二項の規定は、法第三十七条の二第三項において第二種貨物利用運送事業者について法第二十四条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「他の一般貨物自動車運送事業者」とあるのは、「一般貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者」と読み替えるものとする。

附　則

この政令は、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　高市　早苗

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百九十二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の三、第十九条の二十一第一項及び第五十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七の表第一号中「及び米国カリブ海排出規制海域」を「、米国カリブ海排出規制海域、カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域」に改める。

第十一条の十の表第一号中「及び地中海排出規制海域」を「、地中海排出規制海域、カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域」に改める。

別表第五に次のように加える。

カナダ北極海排出規制海域	北緯六十八度五十四分西経百三十七度の点、北緯七十二度五十六・五八分西経百三十七度の点、北緯七十三度〇・四二分西経百三十六度二十一・七二分の点、北緯七十三度二十一・七二分西経百三十六度二十・四六分の点、北緯七十三度五十

	ノルウェー海排出規制海域
北緯六十度四十分、西経五度十分の点、北緯六十度四十分、西経四度五十分の点、北緯六十度三十分、西経四度五十分の点、北緯六十度三十分、西経四度三十分の点、北緯六十度二十分、西経四度三十分の点、北緯六十度二十分、西経四度二十分の点、北緯六十度十分、西経四度二十分の点、北緯六十度十分、西経四度十分の点、北緯六十度、西経四度十分の点、北緯五十九度五十分、西経四度十分の点、北緯五十九度五十分、西経四度の点、北緯五十九度四十分、西経四度の点、北緯五十九度四十分、西経三度五十分の点、北緯五十九度三十分、西経三度五十分の点、北緯五十九度三十分、西経三度四十分の点、北緯五十九度二十分、西経三度四十分の点、北緯五十九度十分、西経三度四十分の点、北緯五十九度、西経三度四十分の点、北緯五十八度五十分、西経三度四十分の点、北緯五十八度五十分、西経三度三十分の点、北緯五十八度四十分、西経三度三十分の点、北緯五十八度三十分、西経三度三十分の点、北緯五十八度二十分、西経三度三十分の点、北緯五十八度十分、西経三度三十分の点、北緯五十八度、西経三度三十分の点、北緯五十七度五十分、西経三度三十分の点、北緯五十七度五十分、西経三度二十分の点、北緯五十七度五十分、西経三度十分の点、北緯五十七度五十分、西経三度の点、北緯五十七度四十分、西経三度の点、北緯五十七度四十分、西経二度五十分の点、北緯五十七度四十分、西経二度四十分の点、北緯五十七度四十分、西経二度三十分の点、北緯五十七度二十分、西経二度三十分の点、北緯五十七度十分、西経二度三十分の点、北緯五十七度、西経二度三十分の点、北緯五十六度五十分、西経二度三十分の点、北緯五十六度五十分、西経二度二十分の点、北緯五十六度五十分、西経二度十分の点、北緯五十六度五十分、西経二度の点、北緯五十六度四十分、西経二度の点、北緯五十六度四十分、西経一度五十分の点、北緯五十六度三十分、西経一度五十分の点、北緯五十六度二十分、西経一度五十分の点、北緯五十六度十分、西経一度五十分の点、北緯五十六度、西経一度五十分の点、北緯五十五度五十分、西経一度五十分の点、北緯五十五度五十分、西経一度四十分の点、北緯五十五度五十分、西経一度三十分の点、北緯五十五度五十分、西経一度二十分の点、北緯五十五度五十分、西経一度十分の点、北緯五十五度五十分、西経一度の点、北緯五十五度四十分、西経一度の点、北緯五十五度四十分、西経零度五十分の点、北緯五十五度五十分、西経零度四十分の点、北緯五十五度五十分、西経零度三十分の点、北緯五十五度五十分、西経零度二十分の点、北緯五十五度五十分、西経零度十分の点、北緯五十五度五十分、西経零度の点、北緯五十四度五十分、西経零度の点、北緯五十四度四十分、西経零度の点、北緯五十四度三十分、西経零度の点、北緯五十四度二十分、西経零度の点、北緯五十四度十分、西経零度の点、北緯五十四度、西経零度の点、北緯五十三度五十分、西経零度の点、北緯五十三度五十分、西経零度の点、北緯五十三度四十分、西経零度の点、北緯五十三度三十分、西経零度の点、北緯五十三度二十分、西経零度の点、北緯五十三度十分、西経零度の点、北緯五十三度、西経零度の点、北緯五十二度五十分、西経零度の点、北緯五十二度五十分、西経零度の点、北緯五十二度四十分、西経零度の点、北緯五十二度三十分、西経零度の点、北緯五十二度二十分、西経零度の点、北緯五十二度十分、西経零度の点、北緯五十二度、西経零度の点、北緯五十一度五十分、西経零度の点、北緯五十一度五十分、西経零度の点、北緯五十一度四十分、西経零度の点、北緯五十一度三十分、西経零度の点、北緯五十一度二十分、西経零度の点、北緯五十一度十分、西経零度の点、北緯五十一度、西経零度の点、北緯五十度五十分、西経零度の点、北緯五十度五十分、西経零度の点、北緯五十度四十分、西経零度の点、北緯五十度三十分、西経零度の点、北緯五十度二十分、西経零度の点、北緯五十度十分、西経零度の点、北緯五十度、西経零度の点、北緯四十九度五十分、西経零度の点、北緯四十九度五十分、西経零度の点、北緯四十九度四十分、西経零度の点、北緯四十九度三十分、西経零度の点、北緯四十九度二十分、西経零度の点、北緯四十九度十分、西経零度の点、北緯四十九度、西経零度の点、北緯四十八度五十分、西経零度の点、北緯四十八度五十分、西経零度の点、北緯四十八度四十分、西経零度の点、北緯四十八度三十分、西経零度の点、北緯四十八度二十分、西経零度の点、北緯四十八度十分、西経零度の点、北緯四十八度、西経零度の点、北緯四十七度五十分、西経零度の点、北緯四十七度五十分、西経零度の点、北緯四十七度四十分、西経零度の点、北緯四十七度三十分、西経零度の点、北緯四十七度二十分、西経零度の点、北緯四十七度十分、西経零度の点、北緯四十七度、西経零度の点、北緯四十六度五十分、西経零度の点、北緯四十六度五十分、西経零度の点、北緯四十六度四十分、西経零度の点、北緯四十六度三十分、西経零度の点、北緯四十六度二十分、西経零度の点、北緯四十六度十分、西経零度の点、北緯四十六度、西経零度の点、北緯四十五度五十分、西経零度の点、北緯四十五度五十分、西経零度の点、北緯四十五度四十分、西経零度の点、北緯四十五度三十分、西経零度の点、北緯四十五度二十分、西経零度の点、北緯四十五度十分、西経零度の点、北緯四十五度、西経零度の点、北緯四十四度五十分、西経零度の点、北緯四十四度五十分、西経零度の点、北緯四十四度四十分、西経零度の点、北緯四十四度三十分、西経零度の点、北緯四十四度二十分、西経零度の点、北緯四十四度十分、西経零度の点、北緯四十四度、西経零度の点、北緯四十三度五十分、西経零度の点、北緯四十三度五十分、西経零度の点、北緯四十三度四十分、西経零度の点、北緯四十三度三十分、西経零度の点、北緯四十三度二十分、西経零度の点、北緯四十三度十分、西経零度の点、北緯四十三度、西経零度の点、北緯四十二度五十分、西経零度の点、北緯四十二度五十分、西経零度の点、北緯四十二度四十分、西経零度の点、北緯四十二度三十分、西経零度の点、北緯四十二度二十分、西経零度の点、北緯四十二度十分、西経零度の点、北緯四十二度、西経零度の点、北緯四十一度五十分、西経零度の点、北緯四十一度五十分、西経零度の点、北緯四十一度四十分、西経零度の点、北緯四十一度三十分、西経零度の点、北緯四十一度二十分、西経零度の点、北緯四十一度十分、西経零度の点、北緯四十一度、西経零度の点、北緯四十度五十分、西経零度の点、北緯四十度五十分、西経零度の点、北緯四十度四十分、西経零度の点、北緯四十度三十分、西経零度の点、北緯四十度二十分、西経零度の点、北緯四十度十分、西経零度の点、北緯四十度、西経零度の点、北緯三十九度五十分、西経零度の点、北緯三十九度五十分、西経零度の点、北緯三十九度四十分、西経零度の点、北緯三十九度三十分、西経零度の点、北緯三十九度二十分、西経零度の点、北緯三十九度十分、西経零度の点、北緯三十九度、西経零度の点、北緯三十八度五十分、西経零度の点、北緯三十八度五十分、西経零度の点、北緯三十八度四十分、西経零度の点、北緯三十八度三十分、西経零度の点、北緯三十八度二十分、西経零度の点、北緯三十八度十分、西経零度の点、北緯三十八度、西経零度の点、北緯三十七度五十分、西経零度の点、北緯三十七度五十分、西経零度の点、北緯三十七度四十分、西経零度の点、北緯三十七度三十分、西経零度の点、北緯三十七度二十分、西経零度の点、北緯三十七度十分、西経零度の点、北緯三十七度、西経零度の点、北緯三十六度五十分、西経零度の点、北緯三十六度五十分、西経零度の点、北緯三十六度四十分、西経零度の点、北緯三十六度三十分、西経零度の点、北緯三十六度二十分、西経零度の点、北緯三十六度十分、西経零度の点、北緯三十六度、西経零度の点、北緯三十五度五十分、西経零度の点、北緯三十五度五十分、西経零度の点、北緯三十五度四十分、西経零度の点、北緯三十五度三十分、西経零度の点、北緯三十五度二十分、西経零度の点、北緯三十五度十分、西経零度の点、北緯三十五度、西経零度の点、北緯三十四度五十分、西経零度の点、北緯三十四度五十分、西経零度の点、北緯三十四度四十分、西経零度の点、北緯三十四度三十分、西経零度の点、北緯三十四度二十分、西経零度の点、北緯三十四度十分、西経零度の点、北緯三十四度、西経零度の点、北緯三十三度五十分、西経零度の点、北緯三十三度五十分、西経零度の点、北緯三十三度四十分、西経零度の点、北緯三十三度三十分、西経零度の点、北緯三十三度二十分、西経零度の点、北緯三十三度十分、西経零度の点、北緯三十三度、西経零度の点、北緯三十二度五十分、西経零度の点、北緯三十二度五十分、西経零度の点、北緯三十二度四十分、西経零度の点、北緯三十二度三十分、西経零度の点、北緯三十二度二十分、西経零度の点、北緯三十二度十分、西経零度の点、北緯三十二度、西経零度の点、北緯三十一度五十分、西経零度の点、北緯三十一度五十分、西経零度の点、北緯三十一度四十分、西経零度の点、北緯三十一度三十分、西経零度の点、北緯三十一度二十分、西経零度の点、北緯三十一度十分、西経零度の点、北緯三十一度、西経零度の点、北緯三十度五十分、西経零度の点、北緯三十度五十分、西経零度の点、北緯三十度四十分、西経零度の点、北緯三十度三十分、西経零度の点、北緯三十度二十分、西経零度の点、北緯三十度十分、西経零度の点、北緯三十度、西経零度の点、北緯二十九度五十分、西経零度の点、北緯二十九度五十分、西経零度の点、北緯二十九度四十分、西経零度の点、北緯二十九度三十分、西経零度の点、北緯二十九度二十分、西経零度の点、北緯二十九度十分、西経零度の点、北緯二十九度、西経零度の点、北緯二十八度五十分、西経零度の点、北緯二十八度五十分、西経零度の点、北緯二十八度四十分、西経零度の点、北緯二十八度三十分、西経零度の点、北緯二十八度二十分、西経零度の点、北緯二十八度十分、西経零度の点、北緯二十八度、西経零度の点、北緯二十七度五十分、西経零度の点、北緯二十七度五十分、西経零度の点、北緯二十七度四十分、西経零度の点、北緯二十七度三十分、西経零度の点、北緯二十七度二十分、西経零度の点、北緯二十七度十分、西経零度の点、北緯二十七度、西経零度の点、北緯二十六度五十分、西経零度の点、北緯二十六度五十分、西経零度の点、北緯二十六度四十分、西経零度の点、北緯二十六度三十分、西経零度の点、北緯二十六度二十分、西経零度の点、北緯二十六度十分、西経零度の点、北緯二十六度、西経零度の点、北緯二十五度五十分、西経零度の点、北緯二十五度五十分、西経零度の点、北緯二十五度四十分、西経零度の点、北緯二十五度三十分、西経零度の点、北緯二十五度二十分、西経零度の点、北緯二十五度十分、西経零度の点、北緯二十五度、西経零度の点、北緯二十四度五十分、西経零度の点、北緯二十四度五十分、西経零度の点、北緯二十四度四十分、西経零度の点、北緯二十四度三十分、西経零度の点、北緯二十四度二十分、西経零度の点、北緯二十四度十分、西経零度の点、北緯二十四度、西経零度の点、北緯二十三度五十分、西経零度の点、北緯二十三度五十分、西経零度の点、北緯二十三度四十分、西経零度の点、北緯二十三度三十分、西経零度の点、北緯二十三度二十分、西経零度の点、北緯二十三度十分、西経零度の点、北緯二十三度、西経零度の点、北緯二十二度五十分、西経零度の点、北緯二十二度五十分、西経零度の点、北緯二十二度四十分、西経零度の点、北緯二十二度三十分、西経零度の点、北緯二十二度二十分、西経零度の点、北緯二十二度十分、西経零度の点、北緯二十二度、西経零度の点、北緯二十一度五十分、西経零度の点、北緯二十一度五十分、西経零度の点、北緯二十一度四十分、西経零度の点、北緯二十一度三十分、西経零度の点、北緯二十一度二十分、西経零度の点、北緯二十一度十分、西経零度の点、北緯二十一度、西経零度の点、北緯二十度五十分、西経零度の点、北緯二十度五十分、西経零度の点、北緯二十度四十分、西経零度の点、北緯二十度三十分、西経零度の点、北緯二十度二十分、西経零度の点、北緯二十度十分、西経零度の点、北緯二十度、西経零度の点、北緯十九度五十分、西経零度の点、北緯十九度五十分、西経零度の点、北緯十九度四十分、西経零度の点、北緯十九度三十分、西経零度の点、北緯十九度二十分、西経零度の点、北緯十九度十分、西経零度の点、北緯十九度、西経零度の点、北緯十八度五十分、西経零度の点、北緯十八度五十分、西経零度の点、北緯十八度四十分、西経零度の点、北緯十八度三十分、西経零度の点、北緯十八度二十分、西経零度の点、北緯十八度十分、西経零度の点、北緯十八度、西経零度の点、北緯十七度五十分、西経零度の点、北緯十七度五十分、西経零度の点、北緯十七度四十分、西経零度の点、北緯十七度三十分、西経零度の点、北緯十七度二十分、西経零度の点、北緯十七度十分、西経零度の点、北緯十七度、西経零度の点、北緯十六度五十分、西経零度の点、北緯十六度五十分、西経零度の点、北緯十六度四十分、西経零度の点、北緯十六度三十分、西経零度の点、北緯十六度二十分、西経零度の点、北緯十六度十分、西経零度の点、北緯十六度、西経零度の点、北緯十五度五十分、西経零度の点、北緯十五度五十分、西経零度の点、北緯十五度四十分、西経零度の点、北緯十五度三十分、西経零度の点、北緯十五度二十分、西経零度の点、北緯十五度十分、西経零度の点、北緯十五度、西経零度の点、北緯十四度五十分、西経零度の点、北緯十四度五十分、西経零度の点、北緯十四度四十分、西経零度の点、北緯十四度三十分、西経零度の点、北緯十四度二十分、西経零度の点、北緯十四度十分、西経零度の点、北緯十四度、西経零度の点、北緯十三度五十分、西経零度の点、北緯十三度五十分、西経零度の点、北緯十三度四十分、西経零度の点、北緯十三度三十分、西経零度の点、北緯十三度二十分、西経零度の点、北緯十三度十分、西経零度の点、北緯十三度、西経零度の点、北緯十二度五十分、西経零度の点、北緯十二度五十分、西経零度の点、北緯十二度四十分、西経零度の点、北緯十二度三十分、西経零度の点、北緯十二度二十分、西経零度の点、北緯十二度十分、西経零度の点、北緯十二度、西経零度の点、北緯十一度五十分、西経零度の点、北緯十一度五十分、西経零度の点、北緯十一度四十分、西経零度の点、北緯十一度三十分、西経零度の点、北緯十一度二十分、西経零度の点、北緯十一度十分、西経零度の点、北緯十一度、西経零度の点、北緯十度五十分、西経零度の点、北緯十度五十分、西経零度の点、北緯十度四十分、西経零度の点、北緯十度三十分、西経零度の点、北緯十度二十分、西経零度の点、北緯十度十分、西経零度の点、北緯十度、西経零度の点、北緯九度五十分、西経零度の点、北緯九度五十分、西経零度の点、北緯九度四十分、西経零度の点、北緯九度三十分、西経零度の点、北緯九度二十分、西経零度の点、北緯九度十分、西経零度の点、北緯九度、西経零度の点、北緯八度五十分、西経零度の点、北緯八度五十分、西経零度の点、北緯八度四十分、西経零度の点、北緯八度三十分、西経零度の点、北緯八度二十分、西経零度の点、北緯八度十分、西経零度の点、北緯八度、西経零度の点、北緯七度五十分、西経零度の点、北緯七度五十分、西経零度の点、北緯七度四十分、西経零度の点、北緯七度三十分、西経零度の点、北緯七度二十分、西経零度の点、北緯七度十分、西経零度の点、北緯七度、西経零度の点、北緯六度五十分、西経零度の点、北緯六度五十分、西経零度の点、北緯六度四十分、西経零度の点、北緯六度三十分、西経零度の点、北緯六度二十分、西経零度の点、北緯六度十分、西経零度の点、北緯六度、西経零度の点、北緯五度五十分、西経零度の点、北緯五度五十分、西経零度の点、北緯五度四十分、西経零度の点、北緯五度三十分、西経零度の点、北緯五度二十分、西経零度の点、北緯五度十分、西経零度の点、北緯五度、西経零度の点、北緯四度五十分、西経零度の点、北緯四度五十分、西経零度の点、北緯四度四十分、西経零度の点、北緯四度三十分、西経零度の点、北緯四度二十分、西経零度の点、北緯四度十分、西経零度の点、北緯四度、西経零度の点、北緯三度五十分、西経零度の点、北緯三度五十分、西経零度の点、北緯三度四十分、西経零度の点、北緯三度三十分、西経零度の点、北緯三度二十分、西経零度の点、北緯三度十分、西経零度の点、北緯三度、西経零度の点、北緯二度五十分、西経零度の点、北緯二度五十分、西経零度の点、北緯二度四十分、西経零度の点、北緯二度三十分、西経零度の点、北緯二度二十分、西経零度の点、北緯二度十分、西経零度の点、北緯二度、西経零度の点、北緯一度五十分、西経零度の点、北緯一度五十分、西経零度の点、北緯一度四十分、西経零度の点、北緯一度三十分、西経零度の点、北緯一度二十分、西経零度の点、北緯一度十分、西経零度の点、北緯一度、西経零度の点、北緯零度五十分、西経零度の点、北緯零度五十分、西経零度の点、北緯零度四十分、西経零度の点、北緯零度三十分、西経零度の点、北緯零度二十分、西経零度の点、北緯零度十分、西経零度の点、北緯零度、西経零度の点

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年三月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　次に掲げる原動機に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準（次項において「放出基準」という。）（改正後の別表第五に掲げるカナダ北極海排出規制海域に係るものに限る。）については、改正後の第十一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一　令和七年一月一日以後に建造に着手された船舶以外の船舶に係る原動機であって、次に掲げるもの

イ　この政令の施行の際現に設置されている原動機

ロ　この政令の施行の日以後に設置される原動機（当該船舶が建造された後に設置されるものを除く。）

二　前号に掲げる原動機との交換により船舶に設置されるこれと同一の型式の原動機（これに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）

２　次に掲げる原動機に係る放出基準（改正後の別表第五に掲げるノルウェー海排出規制海域に係るものに限る。）については、改正後の第十一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一　この政令の施行の際現に船舶に設置されている原動機

二　この政令の施行の日から令和十二年二月二十八日までの間に船舶に設置される原動機（次に掲げるものを除く。）

イ　この政令の施行の日以後に建造契約がない船舶であって令和八年九月一日以後に建造に着手されるものに設置される原動機

ロ　建造契約がない船舶であって令和八年九月一日以後に建造に着手されるものに設置される原動機

三　前二号に掲げる原動機との交換により船舶に設置されるこれらと同一の型式の原動機（これに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）

３　改正後の第十一条の十の表第一号（カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域に係る部分に限る。）の規定は、令和九年二月二十八日までの間は、適用しない。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百九十三号

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第三十一条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令（平成三十年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「次条第三号」を「次条第五号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の四の二第一項の規定により匿名小児慢性特定疾病関連情報（同項に規定する匿名小児慢性特定疾病関連情報をいう。次条第三号において同じ。）の提供を受けることができる者

四　児童福祉法第三十三条の二十三の三第一項の規定により匿名障害児福祉等関連情報（同項に規定する匿名障害児福祉等関連情報をいう。次条第四号において同じ。）の提供を受けることができる者

第七条に次の三号を加える。

六　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十六条の四十一第一項の規定により匿名感染症関連情報（同項に規定する匿名感染症関連情報をいう。次条第六号において同じ。）の提供を受けることができる者

七　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十九条の二の三第一項の規定により匿名障害福祉等関連情報（同項に規定する匿名障害福祉等関連情報をいう。次条第七号において同じ。）の提供を受けることができる者

八　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十七条の二第一項の規定により匿名指定難病関連情報（同項に規定する匿名指定難病関連情報をいう。次条第八号において同じ。）の提供を受けることができる者

第八条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　匿名小児慢性特定疾病関連情報

四　匿名障害児福祉等関連情報

第八条に次の三号を加える。

六　匿名感染症関連情報

七　匿名障害福祉等関連情報

八　匿名指定難病関連情報

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（連結して利用することができる状態にするための情報を提供する大臣）

第九条　法第三十一条第二項の政令で定める大臣は、内閣総理大臣とする。

附　則

この政令は、令和七年十二月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

介護保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百九十四号

介護保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号ハ及び第四号イ並びに第三十九条第一項第一号ハ及び第四号イ中「八十万九千円」を「八十二万六千五百円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この政令による改正後の規定は、令和八年度以後の年度分の保険料に係る保険料率の算定について適用し、令和七年度以前の年度分の保険料に係る保険料率の算定については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

省令

○国土交通省令第百十三号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十九条第一項第一号（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（飛行場灯火の設置基準） **第百十七条**　法第三十九条第一項（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する飛行場灯火の位置、構造等の設置の基準は、次のとおりとする。 一～二　（略） 三　飛行場灯火は、灯火別に次の位置、性能、構造等を有するものであること。 イ～ワ　（略） カ　滑走路距離灯 (一)　（略） (二)　灯器は、滑走路終端の延長線からの距離が約三百メートルの地点に設置するものが「1」、約六百メートルの地点に設置するものが「2」、以下約三百メートルの間隔を置いて設置するものごとに、数の順にアラビア数字で示す灯光又は標識により昼夜とも明らかに表示するものであること。 (三)　（略） (四)　標識は、数字の部分は白、その他の部分は黒の彩色のものであること。 (五)・(六)　（略） ヨ～ナ　（略） ラ　誘導路中心線灯 (一)　灯器は、誘導路中心線及び滑走路又はエプロンへの出入経路上に、曲線部分及びその附近にあつてはその曲線部分が明らかに標示できる間隔に、その他の部分にあつては三十メートル（高速離脱用誘導路及び滑走路視距離が三百メートル未満の場合に使用し得る誘導路（以下「低視程誘導路」という。）にあつては十五メートル）以下のほぼ等間隔に設置すること。 (二)～(九)　（略） ム～メ　（略） 2　（略）	（飛行場灯火の設置基準） **第百十七条**　法第三十九条第一項（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する飛行場灯火の位置、構造等の設置の基準は、次のとおりとする。 一～二　（略） 三　飛行場灯火は、灯火別に次の位置、性能、構造等を有するものであること。 イ～ワ　（略） カ　滑走路距離灯 (一)　（略） (二)　灯器は、滑走路終端の延長線からの距離が約三百メートルの地点に設置するものが「1」、約六百メートルの地点に設置するものが「2」、以下約三百メートルの間隔を置いて設置するものごとに、数の順にアラビヤ数字を表示し、かつ、当該数字が昼夜間とも十分視認できるものであること。 (三)　（略） （新設） (四)・(五)　（略） ヨ～ナ　（略） ラ　誘導路中心線灯 (一)　灯器は、誘導路中心線及び滑走路又はエプロンへの出入経路上に、曲線部分及びその附近にあつてはその曲線部分が明らかに標示できる間隔に、その他の部分にあつては三十メートル（高速離脱用誘導路及び滑走路視距離が三百五十メートル未満の場合に使用し得る誘導路（以下「低視程誘導路」という。）にあつては十五メートル）以下のほぼ等間隔に設置すること。 (二)～(九)　（略） ム～メ　（略） 2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第百十四号

航空法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十五号）の施行に伴い、並びに航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十七条第一項（同法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、第七十一条の五第一項及び第二項、第七十一条の六並びに第百三十七条第一項並びに民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十六条の規定に基づき、航空法施行規則及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

航空法施行規則及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（航空法施行規則の一部改正）

第一条　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（空港等の機能の確保に関する基準）	（空港等の機能の確保に関する基準）
第九十二条　法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める空港等の機能の確保に関する基準は、次のとおりとする。	**第九十二条**　法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める空港等の機能の確保に関する基準は、次のとおりとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　空港にあつては、国土交通大臣が定める指針に従い、地上走行中の航空機又は車両の滑走路への誤進入を防止するための施設の維持管理及び改修を行うとともに、当該誤進入の防止に関する飛行場管制業務を行う機関、航空交通情報の提供に関する業務を行う機関、航空運送事業者その他の関係者との連携体制を整備すること。	（新設）
五～十五　（略）	四～十四　（略）
十六　空港にあつては、国土交通大臣が必要と認める場合に、滑走路に進入する車両を使用する者に対して、当該車両に位置情報及び識別記号をモードＳ信号により自動的に送信する機能を有する装置を装備させること。	（新設）
十七　空港にあつては、滑走路、誘導路、エプロンその他の航空機に接触するおそれがある区域として空港機能管理規程で指定する区域において、業務（航空機の使用者又は当該使用者から委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）の需要に応じて行うものに限り、法第二条第二項に規定する航空業務を除く。）を行う者に対して、事故等（次に掲げる事故又は事態であつて、当該区域における当該者による空港の施設、車両その他の物件の使用その他の行為により生ずるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）を防止する措置を講じさせるとともに、国土交通大臣が必要と認める場合に行う事故等に関する調査に協力させること。	（新設）
イ　法第七十六条第一項各号に掲げる事故	
ロ　法第七十六条の二に規定する事態	
ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次に掲げる事態	
(1)　人の死傷又は航空機の損傷（イ又はロに該当するものを除く。）	
(2)　車両の滑走路への誤進入、航空灯火の機能を損なう事態その他の空港の安全に影響を及ぼす事態（ロに該当するものを除く。）	
十八　空港にあつては、事故等の防止に関し、前号の業務を行う者その他の関係者との間で必要な協議を行うため、空港の設置者及び当該関係者を構成員とする協議会を組織すること。	（新設）
十九～二十一　（略）	十五～十七　（略）

（法第七十一条の五第一項の国土交通省令で定める要件）

第百六十二条の十九　法第七十一条の五第一項の国土交通省令で定める要件は、航空機の航行中に管理技能を確実に活用し、及び発揮することができるようにするための訓練であつて、本邦航空運送事業者が運航規程に基づき行うものその他国土交通大臣が定める要件に該当するものであることとする。

（法第七十一条の五第一項の国土交通省令で定める期間）

第百六十二条の二十　法第七十一条の五第一項の国土交通省令で定める期間は、二年とする。

2　技能発揮訓練を修了したことにより、法第七十一条の五第一項各号に掲げる行為を行うことができる期間（以下この項において「管制圏操縦等可能期間」という。）が満了する日の四十五日前から当該管制圏操縦等可能期間が満了する日までの間に、新たに技能発揮訓練を修了した場合は、前項の期間は、同項の規定にかかわらず、二年に、当該技能発揮訓練を修了した日から当該管制圏操縦等可能期間が満了する日の前日までの日数を加えた期間とする。

（法第七十一条の五第二項の国土交通省令で定める危険な事態）

第百六十二条の二十一　法第七十一条の五第二項の国土交通省令で定める危険な事態は、次に掲げる事態とする。

一　滑走路への誤進入

二　次に掲げる場所からの離陸

イ　閉鎖中の滑走路

ロ　他の航空機等が使用中の滑走路

ハ　法第九十六条第一項の規定により国土交通大臣から指示された滑走路とは異なる滑走路

ニ　誘導路

三　前号イからニまでに掲げる場所又は道路その他の航空機が通常着陸することが想定されない場所への着陸

四　航空機の脚が下がつていない状態での着陸

五　飛行中における地表面又は水面への衝突又は接触

六　航行中における他の航空機その他の物件への衝突又は接触

七　前各号に掲げる事態に準ずる事態

（法第七十一条の六の国土交通省令で定める場合）

第百六十二条の二十二　法第七十一条の六の国土交通省令で定める場合は、第百六十二条の十九に規定する訓練を修了した者が航空運送事業の用に供する航空機に乗り組むことその他国土交通大臣が定める方法により法第七十一条の五第一項各号に掲げる行為を行う場合とする。

第二百二十一条の六　法第百十一条の六の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

（職権の委任）

第二百四十条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一～三十五　（略）

三十六　法第九十九条の二の登録及びその更新

三十六の二　法第九十九条の二（法第九十九条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理

（新設）

（新設）

（新設）

第二百二十一条の六　法第百十一条の六の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

（職権の委任）

第二百四十条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一～三十五　（略）

三十六　削除

（新設）

三十六の三	法第九十九条の四の規定による届出の受理
三十六の四	法第九十九条の六第三項の規定による報告の受理
三十六の五	法第九十九条の七第一項の規定による届出の受理
三十六の六	法第九十九条の十二の規定による届出の受理
三十七～六十五	（略）

2　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

一～六	（略）
六の二	法第九十九条の十の規定による権限
六の三	法第九十九条の十一の規定による権限
六の四	法第九十九条の十三の規定による権限
七～九	（略）

第二百四十二条　次の表の上欄に掲げる権限は、同表の下欄に掲げる地方航空局長、空港事務所長又は空港出張所長が行う。

一　第二百四十条第一項第一号、第三号、第三号の二、第五号から第六号の三まで、第九号から第十九号まで、第二十一号から第二十四号まで、第三十六号から第三十六号の六まで、第四十号の二、第四十五号、第四十六号、第五十三号、第五十四号及び第五十六号の権限並びに同項第六十五号の権限（第二百三十八条の表十の項、十一の項及び十二の項に係る届出の受理に係るものを除く。）	当該事業場、空港等、航空保安施設、物件又は登録訓練機関の事務所の所在地を管轄区域とする地方航空局長
二～十一　（略）	（略）

（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（航空法施行規則の特例等）	（航空法施行規則の特例等）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
2　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号。以下「法」という。）第七条第二項において準用する航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十七条第一項の規定による空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準については、航空法施行規則第九十二条、第百八条及び第百二十六条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第四十七条第一項」と、同令第九十二条第一号中「第一項第二号」とあるのは「第一項第二号及び第八号から第十三号まで」と、同条第十八号中「空港の設置者」とあるのは「国土交通大臣、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成	2　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号。以下「法」という。）第七条第二項において準用する航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十七条第一項の規定による空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準については、航空法施行規則第九十二条、第百八条及び第百二十六条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第四十七条第一項」と、同令第九十二条第一号中「第一項第二号」とあるのは「第一項第二号及び第八号から第十三号まで」と、同条第十六号中「空港の設置者」とあるのは「国土交通大臣、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成

三十六の三　法第九十九条の四の規定による届出の受理
三十六の四　法第九十九条の六第三項の規定による報告の受理
三十六の五　法第九十九条の七第一項の規定による届出の受理
三十六の六　法第九十九条の十二の規定による届出の受理
三十七～六十五　（略）

2　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

一～六　（略）
六の二　法第九十九条の十の規定による権限
六の三　法第九十九条の十一の規定による権限
六の四　法第九十九条の十三の規定による権限
七～九　（略）

第二百四十二条　次の表の上欄に掲げる権限は、同表の下欄に掲げる地方航空局長、空港事務所長又は空港出張所長が行う。

一　第二百四十条第一項第一号、第三号、第三号の二、第五号から第六号の三まで、第九号から第十九号まで、第二十一号から第二十四号まで、第三十六号から第三十六号の六まで、第四十号の二、第四十五号、第四十六号、第五十三号、第五十四号及び第五十六号の権限並びに同項第六十五号の権限（第二百三十八条の表十の項、十一の項及び十二の項に係る届出の受理に係るものを除く。）	当該事業場、空港等、航空保安施設又は物件の所在地を管轄区域とする地方航空局長
二～十一　（略）	（略）

二十五年法律第六十七号）第四条第二項に規定する国管理空港運営権者（以下「国管理空港運営権者」という。）と、同条二十号中「空港の設置者」とあるのは「国土交通大臣、国管理空港運営権者」と、同令第百八条第九号中「航空保安無線施設の管理者は、当該施設」とあるのは「国管理空港運営権者は、航空保安無線施設」と、同令第百二十六条第八号中「航空灯火の管理者は、当該灯火」とあるのは「国管理空港運営権者は、航空灯火」と読み替えるものとする。

3～15　（略）

（航空法施行規則の特例）

第四条　法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する航空法第四十七条の規定を適用する場合における航空法施行規則第九十二条、第百八条及び第百二十六条の規定の適用については、これらの規定中「法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第四十七条第一項」と、同令第九十二条第一号中「第一項第二号」とあるのは「第一項第二号及び第八号から第十三号まで」と、同条第十八号中「空港の設置者」とあるのは「空港の設置者、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十一条第二項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、同条第二十号中「空港の設置者」とあるのは「空港の設置者、地方管理空港運営権者」と、同令第百八条第九号中「航空保安無線施設の管理者は、当該施設」とあるのは「地方管理空港運営権者は、航空保安無線施設」と、同令第百二十六条第八号中「航空灯火の管理者は、当該灯火」とあるのは「地方管理空港運営権者は、航空灯火」とする。

2～5　（略）

附　則

（共用空港特定運営事業に係る航空法施行規則の特例等）

第三条　（略）

2　法附則第六条第二項において準用する航空法第四十七条第一項の規定による空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準については、航空法施行規則第九十二条（第四号、第十一号及び第十六号を除く。）、第百八条及び第百二十六条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第四十七条第一項」と、同令第九十二条の見出し、同条第一号、第二号、第九号、第十号及び第十三号（イ、ホ及びヘに限る。）中「空港等」とあるのは「民間航空専用施設」と、同条中「空港等の機能の確保に関する基準は」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第二条第一項第一号に規定する民間航空専用施設（以下「民間航空専用施設」という。）の機能の確保に関する基準は」と、同条第一号中「第一項第二号に掲げるものを除く。」とあるのは「第一項第一号、第二号及び第八号から第十三号まで掲げるものを除き、かつ、民間航空専用施設に係るものに限る。」と、同条第七号及び第八号中「その他の空港」とあるのは「その他の民間航空専用施設」と、同条第七号中「空港にあつては、法第百三十二条の八十五第一項（第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「法第百三十二条の八十五第一項（第一号に係る部分に限る。）」と、同条第八号中「空港にあつては、法第百三十四条の三第一項」とあるのは「法第百三十四条の三第一項」と、同条第十四号及び第十五号中「空港にあつては、国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「空港において」とあるのは「共用空港において」と、同条第十七号中「空港にあつては、滑走路、誘導路、エプロンその他の」とあるのは「民間航空専用施設のうち、」と、「空港機能管理規程」とあるのは「民間航空専用施設機能管理規程」と、「空港の施設」とあるのは「民間航空専用施設」と、「滑走路への」とあるのは「エプロンへの」と、「空港の安全」とあるのは「民

二十五年法律第六十七号）第四条第二項に規定する国管理空港運営権者（以下「国管理空港運営権者」という。）と、同条二十号中「空港の設置者」とあるのは「国土交通大臣、国管理空港運営権者」と、同令第百八条第九号中「航空保安無線施設の管理者は、当該施設」とあるのは「国管理空港運営権者は、航空保安無線施設」と、同令第百二十六条第八号中「航空灯火の管理者は、当該灯火」とあるのは「国管理空港運営権者は、航空灯火」と読み替えるものとする。

3～15　（略）

（航空法施行規則の特例）

第四条　法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する航空法第四十七条の規定を適用する場合における航空法施行規則第九十二条、第百八条及び第百二十六条の規定の適用については、これらの規定中「法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第四十七条第一項」と、同令第九十二条第一号中「第一項第二号」とあるのは「第一項第二号及び第八号から第十三号まで」と、同条第十六号中「空港の設置者」とあるのは「空港の設置者、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十一条第二項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、同令第百八条第九号中「航空保安無線施設の管理者は、当該施設」とあるのは「地方管理空港運営権者は、航空保安無線施設」と、同令第百二十六条第八号中「航空灯火の管理者は、当該灯火」とあるのは「地方管理空港運営権者は、航空灯火」とする。

2～5　（略）

附　則

（共用空港特定運営事業に係る航空法施行規則の特例等）

第三条　（略）

2　法附則第六条第二項において準用する航空法第四十七条第一項の規定による空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準については、航空法施行規則第九十二条（第十号を除く。）、第百八条及び第百二十六条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第四十七条第一項」と、同令第九十二条の見出し、同条第一号、第二号、第八号、第九号及び第十二号（イ、ホ及びヘに限る。）中「空港等」とあるのは「民間航空専用施設」と、同条中「空港等の機能の確保に関する基準は」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第二条第一項第一号に規定する民間航空専用施設（以下「民間航空専用施設」という。）の機能の確保に関する基準は」と、同条第一号中「第一項第二号に掲げるものを除く。」とあるのは「第一項第一号、第二号及び第八号から第十三号まで掲げるものを除き、かつ、民間航空専用施設に係るものに限る。」と、同条第六号中「その他の空港」とあるのは「その他の民間航空専用施設」と、同条第六号中「空港にあつては、法第百三十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「法第百三十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）」と、同条第七号中「空港にあつては、法第百三十四条の三第一項」とあるのは「法第百三十四条の三第一項」と、同条第十三号及び第十四号中「空港にあつては、国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「空港において」とあるのは「共用空港において」と、同条第十五号及び第十六号中「空港にあつては、空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同条第十六号中「空港の設置者」とあるのは「国土交通大臣、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第五条に規定する共用空港運営権者（以下「共用空港運営権者」という。）」と、同条第十七号中「空港にあつては、前各号」とあるのは

間航空専用施設の安全」と、同条第十八号中「空港にあつては、事故等」とあるのは「事故等」と、「空港の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第五条に規定する共用空港運営権者（以下「共用空港運営権者」という。）」と、同条第十九号及び第二十号中「空港にあつては、空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同条第二十号中「空港の設置者」とあるのは「国土交通大臣、共用空港運営権者」と、同条第二十一号中「空港にあつては、前各号」とあるのは「前各号」と、「空港の」とあるのは「民間航空専用施設の」と、同令第百八条の見出し、同条第二号及び第四号から第八号までの規定中「航空保安無線施設」とあるのは「共用空港航空保安無線施設」と、同条中「航空保安無線施設の機能の確保に関する基準は」とあるのは「共用空港航空保安無線施設（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第二条第一項第三号イに規定する共用空港航空保安施設（以下「共用空港航空保安施設」という。）のうち航空保安無線施設をいう。以下この条において同じ。）の機能の確保に関する基準は」と、同条第九号中「航空保安無線施設の管理者は、当該施設」とあるのは「共用空港運営権者は、共用空港航空保安無線施設」と、同令第百二十六条の見出し、同条第二号、第四号から第七号までの規定、第八号イ及び第九号中「航空灯火」とあるのは「共用空港航空灯火」と、同条中「航空灯火の機能の確保に関する基準は」と、同条第九号中「航空灯火の管理者は、当該灯火」とあるのは「共用空港運営権者は、共用空港航空灯火」と、同条第十号中「航空灯台」とあるのは「共用空港航空灯火のうち航空灯台」と、同条第十一号中「飛行場灯火」とあるのは「共用空港航空灯火のうち飛行場灯火」と読み替えるものとする。

3・4　（略）

5　法附則第六条第二項において準用する航空法第四十七条の二の規定による民間航空専用施設機能管理規程の内容については、航空法施行規則第九十二条の四第一項（同項の表空港の機能を確保するための管理の方法に関する事項の項第五号イ、ハ、ニ及びトを除く。）の規定を準用する。この場合において、同条の見出し及び同条第一項中「空港機能管理規程」とあるのは「民間航空専用施設機能管理規程」と、同条第一項の表空港の機能を確保するための管理の方針に関する事項の項、空港の機能を確保するための管理の体制に関する事項の項及び空港の機能を確保するための管理の方法に関する事項の項（第五号ホ及びチを除く。）中「空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同表空港の機能を確保するための管理の方法に関する事項の項第四号中「第九十二条各号」とあるのは「第九十二条各号（第四号、第十一号及び第十六号を除く。）」と、同項第五号ホ中「空港の施設」とあるのは「民間航空専用施設」と、同号ヘ中「航空保安施設」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第二条第一項第三号イに規定する共用空港航空保安施設」と、同号チ中「空港」とあるのは「共用空港」と読み替えるものとする。

6～15　（略）

（特定地方管理空港に係る航空法施行規則の特例）

第七条　法附則第十七条第一項の規定により読み替えて適用する航空法第四十七条の規定を適用する場合における航空法施行規則第九十二条、第百八条及び第百二十六条の規定の適用については、これらの規定中「法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第四十七条第一項」と、同令第九十二条第一号中「第一項第二号」

「前各号」と、「空港の」とあるのは「民間航空専用施設の」と、同令第百八条の見出し、同条第二号及び第四号から第八号までの規定中「航空保安無線施設」とあるのは「共用空港航空保安無線施設」と、同条中「航空保安無線施設の機能の確保に関する基準は」とあるのは「共用空港航空保安無線施設（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第二条第一項第三号イに規定する共用空港航空保安施設（以下「共用空港航空保安施設」という。）のうち航空保安無線施設をいう。以下この条において同じ。）の機能の確保に関する基準は」と、同条第九号中「航空保安無線施設の管理者は、当該施設」とあるのは「共用空港運営権者は、共用空港航空保安無線施設」と、同令第百二十六条の見出し、同条第二号、第四号から第七号までの規定、第八号イ及び第九号中「航空灯火」とあるのは「共用空港航空灯火」と、同条中「航空灯火の機能の確保に関する基準は」とあるのは「共用空港航空灯火（共用空港航空保安施設のうち航空灯火をいう。以下この条において同じ。）の機能の確保に関する基準は」と、同条第十号中「航空灯台」とあるのは「共用空港航空灯火のうち航空灯台」と、同条第十一号中「飛行場灯火」とあるのは「共用空港航空灯火のうち飛行場灯火」と読み替えるものとする。

3・4　（略）

5　法附則第六条第二項において準用する航空法第四十七条の二の規定による民間航空専用施設機能管理規程の内容については、航空法施行規則第九十二条の四第一項（同項の表空港の機能を確保するための管理の方法に関する事項の項第五号イ、ハ、ニ及びトを除く。）の規定を準用する。この場合において、同条の見出し及び同条第一項中「空港機能管理規程」とあるのは「民間航空専用施設機能管理規程」と、同条第一項の表空港の機能を確保するための管理の方針に関する事項の項、空港の機能を確保するための管理の体制に関する事項の項及び空港の機能を確保するための管理の方法に関する事項の項（第五号ホ及びチを除く。）中「空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同表空港の機能を確保するための管理の方法に関する事項の項第四号中「第九十二条各号」とあるのは「第九十二条各号（第十号を除く。）」と、同項第五号ホ中「空港の施設」とあるのは「民間航空専用施設」と、同号ヘ中「航空保安施設」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第二条第一項第三号イに規定する共用空港航空保安施設」と、同号チ中「空港」とあるのは「共用空港」と読み替えるものとする。

6～15　（略）

（特定地方管理空港に係る航空法施行規則の特例）

第七条　法附則第十七条第一項の規定により読み替えて適用する航空法第四十七条の規定を適用する場合における航空法施行規則第九十二条、第百八条及び第百二十六条の規定の適用については、これらの規定中「法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第四十七条第一項」と、同令第九十二条第一号中「第一項第二号」

とあるのは「第一項第二号及び第八号から第十三号まで」と、同条第十八号中「空港の設置者」とあるのは「空港の設置者、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第十六条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、同条第二十号中「空港の設置者」とあるのは「空港の設置者、特定地方管理空港運営者」と、同令第百八条第九号中「航空保安無線施設の管理者は、当該施設」とあるのは「特定地方管理空港運営者は、航空保安無線施設」と、同令第百二十六条第八号中「航空灯火の管理者は、当該灯火」とあるのは「特定地方管理空港運営者は、航空灯火」とする。

2～6　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、航空法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十五号）の施行の日（令和七年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に存する空港に係る航空法第四十七条第一項の規定による空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準については、改正後の航空法施行規則第九十二条第十六号（改正後の民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則第一条第二項において準用する場合並びに同令第四条及び附則第七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、令和八年三月三十日までの間は、適用しない。

その他告示

○総務省告示第三百七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、信和会及び政治結社兼心館から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、令和三年総務省告示第三百八十一号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和二年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年十一月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

訂正後	訂正前
〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕	〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕
信和会	**信和会**
［略］	［同左］
［1　略］	［1　同左］
2　支出総額　45,120,923	2　支出総額　44,770,923
［3　略］	［3　同左］
4　支出の内訳	4　支出の内訳
経常経費　26,668,616	経常経費　26,468,616
人件費　21,200,381	人件費　21,000,381
［略］	［同左］
政治活動費　18,452,307	政治活動費　18,302,307
組織活動費　7,939,386	組織活動費　7,789,386
［略］	［同左］
［5～7　略］	［5～7　同左］

訂正後	訂正前
〔その他の政治団体〕 **政治結社兼心館** ［略］ 1　収入総額　160,000 本年収入額　160,000 2　支出総額　160,000 3　本年収入の内訳 寄附　160,000 個人分　160,000 4　支出の内訳 ［略］ ［略］ 事務所費　40,000 政治活動費　60,000 機関紙誌の発行その他の事業費　60,000 宣伝事業費　60,000 5　寄附の内訳 〔個人分〕 年間五万円以下のもの　160,000	〔その他の政治団体〕 **政治結社兼心館** ［同左］ 1　収入総額　100,000 本年収入額　100,000 2　支出総額　100,000 3　本年収入の内訳 寄附　100,000 個人分　100,000 4　支出の内訳 ［同左］ ［同左］ 事務所費　40,000 5　寄附の内訳 〔個人分〕 年間五万円以下のもの　100,000
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第三百七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、信和会、成長戦略研究会、秀成会、政治結社皇政会及び中国電力労働組合政治連盟から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、令和四年総務省告示第三百九十三号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和三年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年十一月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、訂正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨（以下「対象要旨」という。）は、これを加える。

訂正後	訂正前
〔**国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）**〕 **信和会** ［略］ 1　収入総額　53,047,029 前年繰越額　7,110,295 ［略］ 2　支出総額　43,090,657 ［3　略］	〔**国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）**〕 **信和会** ［同左］ 1　収入総額　53,397,029 前年繰越額　7,460,295 ［同左］ 2　支出総額　42,910,657 ［3　同左］

４　支出の内訳
経常経費　28,184,126
人件費　21,325,825
［略］
政治活動費　14,906,531
［略］
調査研究費　202,920
［５～８　略］
成長戦略研究会
［略］
［１　略］
２　支出総額　9,883,125
［３　略］
４　支出の内訳
［略］
政治活動費　5,686,950
組織活動費　4,006,880
［略］
［５　略］
〔**資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）**〕
秀成会
［略］
［１～４　略］
５　寄附の内訳
〔個人分〕
［略］
新美　文二　60,000　知立市
［略］
黒川　智勝　120,000　名古屋市
［略］
［６～８　略］
〔**その他の政治団体**〕
政治結社皇政会
［略］
１　収入総額　1,926,907
本年収入額　1,926,907
２　支出総額　1,926,907
３　本年収入の内訳
寄附　520,000
個人分　520,000
借入金　1,406,907
林田　洋二　1,406,907
４　支出の内訳
経常経費　1,926,907
事務所費　1,926,907

４　支出の内訳
経常経費　28,054,126
人件費　21,195,825
［同左］
政治活動費　14,856,531
［同左］
調査研究費　152,920
［５～８　同左］
成長戦略研究会
［同左］
［１　同左］
２　支出総額　9,982,518
［３　同左］
４　支出の内訳
［同左］
政治活動費　5,786,343
組織活動費　4,106,273
［同左］
［５　同左］
〔**資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）**〕
秀成会
［同左］
［１～４　同左］
５　寄附の内訳
〔個人分〕
［同左］
新美　文二　60,000　名古屋市
［同左］
黒川　智勝　120,000　愛知県蟹江町
［同左］
［６～８　同左］
〔**その他の政治団体**〕
政治結社皇政会
［同左］
１　収入総額　0
２　支出総額　0
［新設］

［新設］

5　寄附の内訳 〔個人分〕 年間五万円以下の　520,000 もの	［新設］
6　資産等の内訳 〔借入金〕 林田　洋二　1,406,907	［新設］
中国電力労働組合政治連盟	**中国電力労働組合政治連盟**
［略］	［同左］
1　収入総額　456,255,046 前年繰越額　393,227,240 本年収入額　63,027,806	1　収入総額　452,136,540 前年繰越額　390,741,634 本年収入額　61,394,906
2　支出総額　68,622,875	2　支出総額　68,696,573
3　本年収入の内訳 個人の党費・会費(7,456人)　46,110,000 寄附　16,277,100 ［略］ 政治団体分　1,727,100 ［略］	3　本年収入の内訳 個人の党費・会費(7,456人)　46,157,100 寄附　14,597,100 ［同左］ 政治団体分　47,100 ［同左］
4　支出の内訳 ［略］ 政治活動費　49,695,721 ［略］ 組織活動費　6,318,335 選挙関係費　2,404,608 ［略］	4　支出の内訳 ［同左］ 政治活動費　49,769,419 ［同左］ 組織活動費　6,392,803 選挙関係費　2,403,838 ［同左］
5　寄附の内訳 ［略］ 〔政治団体分〕 中国地方電力総連　1,680,000　広島市 政治活動委員会 ［略］	5　寄附の内訳 ［同左］ 〔政治団体分〕 ［同左］
［6　略］	［6　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象要旨の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省告示第三百七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党鳥取県参議院比例区第七十一支部、一般財団法人国民政治協会、石井苗子ときぼうの会、信和会、成長戦略研究会、秀成会、ＪＥＲＡ労働組合政治活動委員会、政治結社兼心館、政治結社皇政会、政治結社新日本育成會、政治結社大和義皇社、中国電力労働組合政治連盟及びみちのく旅館ホテル政経懇話会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、令和五年総務省告示第四百二号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和四年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年十一月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、訂正前欄及び訂正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨（以下「対象要旨」という。）は、訂正前欄に掲げる対象要旨を訂正後欄に掲げる対象要旨として移動し、訂正後欄に掲げる対象要旨で訂正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

訂　正　後	訂　正　前
〔政党の支部〕	〔政党の支部〕
自由民主党鳥取県参議院比例区第七十一支部	**自由民主党鳥取県参議院比例区第七十一支部**
［略］	［同左］
［１～３　略］	［１～３　同左］
４　支出の内訳	４　支出の内訳
［略］	［同左］
政治活動費　4,794,140	政治活動費　4,794,140
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕　1,000	
［略］	［同左］
〔政治資金団体〕	〔政治資金団体〕
一般財団法人国民政治協会	**一般財団法人国民政治協会**
［略］	［同左］
［１～４　略］	［１～４　同左］
５　寄附の内訳	５　寄附の内訳
〔個人分〕	〔個人分〕
［略］	［同左］
江渡　聡徳　60,000　青森市	江渡　聡徳　60,000　十和田市
［略］	［同左］
［６　略］	［６　同左］
〔**国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）**〕	〔**国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）**〕
石井苗子ときぼうの会	**石井苗子ときぼうの会**
［略］	［同左］
［１　略］	［１　同左］
２　支出総額　19,941,122	２　支出総額　19,556,122
［３　略］	［３　同左］
４　支出の内訳	４　支出の内訳
［略］	［同左］
政治活動費　16,617,118	政治活動費　16,232,118
［略］	［同左］
機関紙誌の発行その他の事業費　12,575,392	機関紙誌の発行その他の事業費　12,190,392
［略］	［同左］
宣伝事業費　4,331,875	宣伝事業費　3,946,875
［略］	［同左］
［略］	［同左］
［５・６　略］	［５・６　同左］

信和会

［略］

1　収入総額	81,616,391
前年繰越額	9,956,372
［略］	
2　支出総額	72,264,892
［3　略］	
4　支出の内訳	
経常経費	36,954,960
人件費	29,883,857
［略］	
事務所費	5,274,500
政治活動費	35,309,932
組織活動費	15,856,151
［略］	

［5～8　略］

成長戦略研究会

［略］

1　収入総額	16,522,438
前年繰越額	5,052,420
［略］	
2　支出総額	12,578,484
［3　略］	
4　支出の内訳	
［略］	
政治活動費	8,932,245
組織活動費	6,908,338
［略］	
［5　略］	

〔資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）〕

秀成会

［略］

［1～4　略］

5　寄附の内訳

〔個人分〕

［略］

神谷　宗孝　120,000　西尾市

［略］

信和会

［同左］

1　収入総額	82,146,391
前年繰越額	10,486,372
［同左］	
2　支出総額	69,391,431
［3　同左］	
4　支出の内訳	
経常経費	35,920,902
人件費	29,503,857
［同左］	
事務所費	4,620,442
政治活動費	33,470,529
組織活動費	14,016,748
［同左］	

［5～8　同左］

成長戦略研究会

［同左］

1　収入総額	16,423,045
前年繰越額	4,953,027
［同左］	
2　支出総額	12,525,838
［3　同左］	
4　支出の内訳	
［同左］	
政治活動費	8,879,599
組織活動費	6,855,692
［同左］	
［5　同左］	

〔資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）〕

秀成会

［同左］

［1～4　同左］

5　寄附の内訳

〔個人分〕

［同左］

神谷　宗孝　120,000　碧南市

［同左］

新美　文二	60,000	知立市
［略］		
黒川　智勝	120,000	名古屋市
［略］		

［６～８　略］

〔**その他の政治団体**〕

ＪＥＲＡ労働組合政治活動委員会

［略］

［１　略］	
２　支出総額	19,700,398
［３　略］	
４　支出の内訳	
経常経費	403,099
事務所費	403,099
政治活動費	19,297,299
組織活動費	6,426,093
選挙関係費	136,300
［略］	

政治結社兼心館

［略］

１　収入総額	160,000
本年収入額	160,000
２　支出総額	160,000
３　本年収入の内訳	
寄附	160,000
個人分	160,000
４　支出の内訳	
政治活動費	160,000
機関紙誌の発行その他の事業費	160,000
宣伝事業費	160,000
５　寄附の内訳	
〔個人分〕	
法兼　孝司	160,000　香川県多度津町

政治結社皇政会

［略］

１　収入総額	970,067
本年収入額	970,067
２　支出総額	970,067

新美　文二	60,000	名古屋市
［同左］		
黒川　智勝	120,000	愛知県蟹江町
［同左］		

［６～８　同左］

〔**その他の政治団体**〕

ＪＥＲＡ労働組合政治活動委員会

［同左］

［１　同左］	
２　支出総額	20,380,167
［３　同左］	
４　支出の内訳	
経常経費	424,489
事務所費	424,489
政治活動費	19,955,678
組織活動費	7,045,921
選挙関係費	174,851
［同左］	

政治結社兼心館

［同左］

１　収入総額	0
２　支出総額	0
［新設］	
［新設］	
［新設］	

政治結社皇政会

［同左］

１　収入総額	181,067
本年収入額	181,067
２　支出総額	181,067

3　本年収入の内訳
寄附　970,067
個人分　970,067
4　支出の内訳
経常経費　420,062
備品・消耗品費　180,597
事務所費　239,465
政治活動費　550,005
組織活動費　36,470
その他の経費　513,535
5　寄附の内訳
〔個人分〕
年間五万円以下のもの　970,067

政治結社新日本育成會

［略］

1　収入総額　340,914
本年収入額　340,914
2　支出総額　340,914
3　本年収入の内訳
寄附　340,914
個人分　340,914
4　支出の内訳
政治活動費　340,914
組織活動費　340,914
5　寄附の内訳
〔個人分〕
林　昌孝　340,914　三豊市
6　［略］

政治結社大和義皇社

［略］

1　収入総額　513,850
本年収入額　513,850
2　支出総額　513,850
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費(3人)　360,000
寄附　153,850
個人分　153,850

3　本年収入の内訳
寄附　181,067
個人分　181,067
4　支出の内訳
経常経費　149,597
備品・消耗品費　149,597
政治活動費　31,470
組織活動費　31,470
5　寄附の内訳
〔個人分〕
年間五万円以下のもの　181,067

政治結社新日本育成會

［同左］

1　収入総額　0
2　支出総額　0
［新設］

［新設］

［新設］

3　［同左］

政治結社大和義皇社

［同左］

1　収入総額　65,450
本年収入額　65,450
2　支出総額　65,450
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費(3人)　45,000
寄附　20,450
個人分　20,450

４　支出の内訳

［略］

政治活動費	486,650
組織活動費	136,650
選挙関係費	32,000
機関紙誌の発行その他の事業費	318,000
宣伝事業費	318,000

５　寄附の内訳

〔個人分〕

年間五万円以下のもの　153,850

中国電力労働組合政治連盟

［略］

１　収入総額	448,075,682
前年繰越額	387,632,171
本年収入額	60,443,511
２　支出総額	57,962,574

３　本年収入の内訳

［略］

寄附	14,812,000
個人分	14,802,000

［略］

［略］

４　支出の内訳

［略］

政治活動費	44,966,173

［略］

組織活動費	9,395,164
選挙関係費	205,216

［略］

５　寄附の内訳

〔個人分〕

年間五万円以下のもの　14,802,000

［略］

［６　略］

４　支出の内訳

［同左］

政治活動費	38,250
組織活動費	38,250

５　寄附の内訳

〔個人分〕

年間五万円以下のもの　20,450

中国電力労働組合政治連盟

［同左］

１　収入総額	443,893,478
前年繰越額	383,439,967
本年収入額	60,453,511
２　支出総額	57,977,541

３　本年収入の内訳

［同左］

寄附	14,822,000
個人分	14,812,000

［同左］

［同左］

４　支出の内訳

［同左］

政治活動費	44,981,140

［同左］

組織活動費	9,411,671
選挙関係費	203,676

［同左］

５　寄附の内訳

〔個人分〕

年間五万円以下のもの　14,812,000

［同左］

［６　同左］

みちのく旅館ホテル政経懇話会 ［略］ ［１　略］ ２　支出総額　80,000 ［３　略］ ４　支出の内訳 政治活動費　80,000 組織活動費　80,000	みちのく旅館ホテル政経懇話会 ［同左］ ［１　同左］ ２　支出総額　0 ［３　同左］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象要旨の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

○総務省告示第三百八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、国民民主党、自由民主党東京都参議院比例区第七十八支部、自由民主党鳥取県参議院比例区第七十一支部、一般財団法人国民政治協会、石井苗子ときぼうの会、信和会、成長戦略研究会、武田良太政経研究会、Ｔａｒｏ’ｓ　ＮＥＴＷＯＲＫ、秀成会、ＪＥＲＡ労働組合政治活動取員会、政治結社兼心館、政治結社皇政会、政治結社大和義皇社、大日本宏心塾、中国電力労働組合政治連盟、直諫の会、日本臨床工学技士連盟及びみちのく旅館ホテル政経懇話会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、令和六年総務省告示第三百九十五号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和五年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年十一月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、訂正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨（以下「対象要旨」という。）は、これを加える。

訂正後	訂正前
〔政　党〕 **国民民主党** ［略］ ［１～４　略］ ５　寄附の内訳 〔個人分〕 ［略］ 礒﨑　哲史　187,630　世田谷区 ［略］ ［６・７　略］ 〔政党の支部〕 **自由民主党東京都参議院比例区第七十八支部** ［略］ ［１　略］ ２　支出総額　78,695,840 ［３　略］ ４　支出の内訳 ［略］ 政治活動費　38,587,486 ［略］ 組織活動費　4,356,531 ［略］	〔政　党〕 **国民民主党** ［同左］ ［１～４　同左］ ５　寄附の内訳 〔個人分〕 ［同左］ 礒﨑　哲史　187,630　千代田区 ［同左］ ［６・７　同左］ 〔政党の支部〕 **自由民主党東京都参議院比例区第七十八支部** ［同左］ ［１　同左］ ２　支出総額　78,675,840 ［３　同左］ ４　支出の内訳 ［同左］ 政治活動費　38,567,486 ［同左］ 組織活動費　4,336,531 ［同左］

5　寄附の内訳
［略］
〔団体分〕
［略］
㈲ティー・エヌ・サービス　120,000　杵築市
［略］

自由民主党鳥取県参議院比例区第七十一支部

［略］
1　収入総額　33,706,608
［略］
本年収入額　22,500,101
［2　略］
3　本年収入の内訳
［略］
その他の収入　101
一件十万円未満のもの　101
4　支出の内訳
［略］
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕　113,000
［略］

〔政治資金団体〕

一般財団法人国民政治協会

［略］
［1　略］
2　支出総額　2,850,349,937
［3　略］
4　支出の内訳
経常経費　504,152,915
［略］
備品・消耗品費　12,918,937
［略］
［略］
5　寄附の内訳
〔個人分〕
［略］
江渡　聡徳　60,000　青森市
［略］

5　寄附の内訳
［同左］
〔団体分〕
［同左］
㈲ティ・エヌ・サービス　120,000　杵築市
［同左］

自由民主党鳥取県参議院比例区第七十一支部

［同左］
1　収入総額　33,706,556
［同左］
本年収入額　22,500,049
［2　同左］
3　本年収入の内訳
［同左］
その他の収入　49
一件十万円未満のもの　49
4　支出の内訳
［同左］
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕　57,000
［同左］

〔政治資金団体〕

一般財団法人国民政治協会

［同左］
［1　同左］
2　支出総額　2,842,028,987
［3　同左］
4　支出の内訳
経常経費　495,831,965
［同左］
備品・消耗品費　4,597,987
［同左］
［同左］
5　寄附の内訳
〔個人分〕
［同左］
江渡　聡徳　60,000　十和田市
［同左］

6　資産等の内訳

〔動産〕

新元号対応ソフトウェア(1式)	3,447,360	元. 5. 1
ＶＰＮワイド通信網設備及工事(1式)	7,682,950	5.12.26

［略］

〔**国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）**〕

石井苗子ときぼうの会

［略］

1　収入総額	12,463,376
前年繰越額	2,423,376

［略］

［２～５　略］

信和会

［略］

1　収入総額	81,935,208
前年繰越額	9,351,499

［略］

［２～８　略］

成長戦略研究会

［略］

1　収入総額	20,691,331
前年繰越額	3,943,954

［略］

2　支出総額	15,645,216

［３　略］

4　支出の内訳

［略］

政治活動費	12,249,074
組織活動費	6,929,257

［略］

［５・６　略］

武田良太政経研究会

［略］

［１　略］

2　支出総額	159,454,395

［３　略］

6　資産等の内訳

〔動産〕

新元号対応ソフトウェア(1式)	3,447,360	元. 5. 1

［同左］

〔**国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）**〕

石井苗子ときぼうの会

［同左］

1　収入総額	12,848,376
前年繰越額	2,808,376

［同左］

［２～５　同左］

信和会

［同左］

1　収入総額	85,338,669
前年繰越額	12,754,960

［同左］

［２～８　同左］

成長戦略研究会

［同左］

1　収入総額	20,644,584
前年繰越額	3,897,207

［同左］

2　支出総額	15,403,509

［３　同左］

4　支出の内訳

［同左］

政治活動費	12,007,367
組織活動費	6,687,550

［同左］

［５・６　同左］

武田良太政経研究会

［同左］

［１　同左］

2　支出総額	158,403,675

［３　同左］

４　支出の内訳
経常経費　90,360,691
［略］
備品・消耗品費　7,938,829
［略］
［略］
［５～７　略］
Ｔａｒｏ’ｓ　ＮＥＴＷＯＲＫ
［略］
１　収入総額　56,468,023
［略］
本年収入額　7,646,000
［２　略］
３　本年収入の内訳
個人の党費・会費(665人)　5,095,000
［略］
［４・５　略］
〔**資金管理団体(国会議員関係政治団体を除く。)**〕
秀成会
［略］
［１～４　略］
５　寄附の内訳
〔個人分〕
［略］
神谷　宗孝　120,000　西尾市
［略］
黒川　智勝　120,000　名古屋市
［略］
新美　文二　60,000　知立市
［略］
［６～８　略］
〔**その他の政治団体**〕
ＪＥＲＡ労働組合政治活動委員会
［略］
１　収入総額　33,698,796
前年繰越額　14,054,757
［略］
［２～５　略］
政治結社兼心館
［略］
１　収入総額　100,000
本年収入額　100,000
２　支出総額　100,000

４　支出の内訳
経常経費　89,309,971
［同左］
備品・消耗品費　6,888,109
［同左］
［同左］
［５～７　同左］
Ｔａｒｏ’ｓ　ＮＥＴＷＯＲＫ
［同左］
１　収入総額　51,373,023
［同左］
本年収入額　2,551,000
［２　同左］
３　本年収入の内訳
［同左］
［４・５　同左］
〔**資金管理団体(国会議員関係政治団体を除く。)**〕
秀成会
［同左］
［１～４　同左］
５　寄附の内訳
〔個人分〕
［同左］
神谷　宗孝　120,000　碧南市
［同左］
黒川　智勝　120,000　愛知県蟹江町
［同左］
新美　文二　60,000　名古屋市
［同左］
［６～８　同左］
〔**その他の政治団体**〕
ＪＥＲＡ労働組合政治活動委員会
［同左］
１　収入総額　33,019,027
前年繰越額　13,374,988
［同左］
［２～５　同左］
政治結社兼心館
［同左］
１　収入総額　0
２　支出総額　0

3　本年収入の内訳	
寄附	100,000
個人分	100,000
4　支出の内訳	
政治活動費	100,000
機関紙誌の発行その他の事業費	100,000
宣伝事業費	100,000
5　寄附の内訳	
〔個人分〕	
法兼　孝司	100,000　香川県多度津町

政治結社皇政会

［略］

1　収入総額	1,544,397
本年収入額	1,544,397
2　支出総額	1,544,397
3　本年収入の内訳	
寄附	1,049,756
個人分	1,049,756
借入金	494,641
林田　洋二	494,641
4　支出の内訳	
経常経費	1,544,397
備品・消耗品費	361,756
事務所費	1,182,641
5　寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間五万円以下のもの	1,049,756
6　資産等の内訳	
〔借入金〕	
林田　洋二	1,388,013

［新設］

［新設］

［新設］

政治結社皇政会

［同左］

1　収入総額	325,756
本年収入額	325,756
2　支出総額	325,756
3　本年収入の内訳	
寄附	325,756
個人分	325,756
4　支出の内訳	
経常経費	325,756
備品・消耗品費	325,756
5　寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間五万円以下のもの	325,756

［新設］

政治結社大和義皇社

［略］

1　収入総額	440,000
本年収入額	440,000
2　支出総額	430,500
3　本年収入の内訳	
個人の党費・会費(3人)	360,000
［略］	
4　支出の内訳	
［略］	
政治活動費	391,850
組織活動費	146,200
選挙関係費	38,500
機関紙誌の発行その他の事業費	207,150
宣伝事業費	207,150

［5　略］

大日本宏心塾

［略］

1　収入総額	2,171,765
［略］	
本年収入額	1,900,002
2　支出総額	1,925,969
3　本年収入の内訳	
個人の党費・会費(8人)	900,000
寄附	1,000,000
個人分	1,000,000
［略］	
4　支出の内訳	
［略］	
政治活動費	1,915,264
［略］	
調査研究費	120,000
その他の経費	1,000,000

5　寄附の内訳

〔個人分〕

井坂　博信　1,000,000　京都市

中国電力労働組合政治連盟

［略］

1　収入総額	448,417,672
前年繰越額	390,113,108
［略］	

政治結社大和義皇社

［同左］

1　収入総額	260,000
本年収入額	260,000
2　支出総額	250,500
3　本年収入の内訳	
個人の党費・会費(3人)	180,000
［同左］	
4　支出の内訳	
［同左］	
政治活動費	211,850
機関紙誌の発行その他の事業費	211,850
宣伝事業費	211,850

［5　同左］

大日本宏心塾

［同左］

1　収入総額	1,171,765
［同左］	
本年収入額	900,002
2　支出総額	925,969
3　本年収入の内訳	
個人の党費・会費(8人)	900,000
［同左］	
4　支出の内訳	
［同左］	
政治活動費	915,264
［同左］	
調査研究費	120,000

［新設］

中国電力労働組合政治連盟

［同左］

1　収入総額	444,220,501
前年繰越額	385,915,937
［同左］	

２　支出総額　66,684,721
［３　略］
４　支出の内訳
［略］
政治活動費　44,556,357
［略］
組織活動費　7,405,505
［略］
［５・６　略］

直諫の会

［略］
１　収入総額　27,147,288
［略］
本年収入額　24,023,956
［２　略］
３　本年収入の内訳
［略］
機関紙誌の発行その他の事業による収入　22,205,480
出版記念パーティー　22,205,480
［略］
［４・５　略］
６　特定パーティーの概要
出版記念パーティー　22,205,480　千代田区(2,155人)
［７　略］

日本臨床工学技士連盟

［略］
［１　略］
２　支出総額　7,135,038
［３　略］
４　支出の内訳
経常経費　362,289
［略］
事務所費　346,151
［略］
［５　略］

２　支出総額　66,724,421
［３　同左］
４　支出の内訳
［同左］
政治活動費　44,596,057
［同左］
組織活動費　7,445,205
［同左］
［５・６　同左］

直諫の会

［同左］
１　収入総額　26,171,808
［同左］
本年収入額　23,048,476
［２　同左］
３　本年収入の内訳
［同左］
機関紙誌の発行その他の事業による収入　21,230,000
出版記念パーティー　21,230,000
［同左］
［４・５　同左］
６　特定パーティーの概要
出版記念パーティー　21,230,000　千代田区(2,076人)
［７　同左］

日本臨床工学技士連盟

［同左］
［１　同左］
２　支出総額　7,135,034
［３　同左］
４　支出の内訳
経常経費　362,285
［同左］
事務所費　346,147
［同左］
［５　同左］

みちのく旅館ホテル政経懇話会 ［略］ 1　収入総額　147,456 前年繰越額　147,455 ［略］ ［２～４　略］	**みちのく旅館ホテル政経懇話会** ［同左］ 1　収入総額　227,456 前年繰越額　227,455 ［同左］ ［２～４　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象要旨の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

○総務省告示第三百八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、認定こども園・子ども子育て政治連盟から訂正の報告があったので、同法第十二条第一項の規定に基づき、令和七年総務省告示第六十号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和三年分～令和五年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年十一月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

訂正後	訂正前
令和５年分 **〔その他の政治団体〕** **認定こども園・子ども子育て政治連盟** ［略］ 1　収入総額　6,382,206 ［略］ 本年収入額　2,561,034 2　支出総額　2,506,817 3　本年収入の内訳 個人の党費・会費(275人)　2,551,000 その他の収入　10,034 一件十万円未満のもの　10,034 4　支出の内訳 ［略］ 政治活動費　2,059,554 組織活動費　2,059,554	**令和５年分** **〔その他の政治団体〕** **認定こども園・子ども子育て政治連盟** ［同左］ 1　収入総額　6,372,172 ［同左］ 本年収入額　2,551,000 2　支出総額　2,644,243 3　本年収入の内訳 個人の党費・会費(275人)　2,551,000 4　支出の内訳 ［同左］ 政治活動費　2,196,980 組織活動費　2,059,554 機関紙誌の発行その他の事業費　137,426 機関紙誌の発行事業費　137,426
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第三百八十二号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百四十条の規定に基づき、平成二十年総務省告示第八号（本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一　本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の名称、呼出名称、使用電波の型式及び周波数並びに送信時刻	一　［同上］

改正後

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数（kHz）	送信時刻（中央標準時による。）
しおかぜ	しおかぜ	Ａ三Ｅ　五、九五五 Ａ三Ｅ　六、一三五 Ａ三Ｅ　六、一六五 Ａ三Ｅ　六、一八〇 Ａ三Ｅ　七、三七五	午前一時から午前二時まで
		Ａ三Ｅ　六、〇六五 Ａ三Ｅ　六、一七〇 Ａ三Ｅ　六、一八五 Ａ三Ｅ　七、四二五 Ａ三Ｅ　七、四三〇	午前四時五十分から午前五時五十分まで
		Ａ三Ｅ　五、九三五 Ａ三Ｅ　五、九八五 Ａ三Ｅ　六、〇八五 Ａ三Ｅ　七、三〇五 Ａ三Ｅ　七、三三五	午後十時から午後十一時まで
		Ａ三Ｅ　五、九八五 Ａ三Ｅ　六、〇四五 Ａ三Ｅ　六、〇九五 Ａ三Ｅ　六、一三五 Ａ三Ｅ　七、三二五	午後十一時五分から午後十一時三十五分まで

［二　略］

改正前

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数（kHz）	送信時刻（中央標準時による。）
しおかぜ	しおかぜ	Ａ三Ｅ　五、九二〇 Ａ三Ｅ　五、九三五 Ａ三Ｅ　六、〇三五 Ａ三Ｅ　六、一六五	午前〇時五十五分から午前一時五十五分まで
		Ａ三Ｅ　五、九五五 Ａ三Ｅ　五、九八〇 Ａ三Ｅ　六、〇七〇 Ａ三Ｅ　六、〇九〇 Ａ三Ｅ　七、三二〇	午前二時五分から午前三時五分まで
		Ａ三Ｅ　五、九六五 Ａ三Ｅ　六、〇三五 Ａ三Ｅ　六、一五〇 Ａ三Ｅ　六、一七五 Ａ三Ｅ　七、四二〇	午前四時五十分から午前五時五十分まで
		Ａ三Ｅ　五、九二〇 Ａ三Ｅ　五、九六五 Ａ三Ｅ　六、〇四〇 Ａ三Ｅ　六、〇九〇 Ａ三Ｅ　六、一六五	午後十時から午後十一時まで
		Ａ三Ｅ　五、九三五 Ａ三Ｅ　五、九八〇 Ａ三Ｅ　六、〇九〇 Ａ三Ｅ　六、一四五 Ａ三Ｅ　七、二九五	午後十一時五分から午後十一時三十五分まで

［二　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○農林水産省告示第千七百九十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年三月一日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第21497号
2　登録年月日　平成24年２月29日
3　農林水産植物の種類
Gentiana L.
4　登録品種の名称　安代2010の１号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
八幡平市
岩手県八幡平市野駄第21地割170番地

1　登録番号　第21511号
2　登録年月日　平成24年２月29日
3　農林水産植物の種類
Lavandula L.
4　登録品種の名称　歌の翼
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
松木園裕美
鹿児島県鹿児島市錦江町４番６号

1　登録番号　第21512号
2　登録年月日　平成24年２月29日
3　農林水産植物の種類
Lavandula L.
4　登録品種の名称　ハピネススカイ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
松木園裕美
鹿児島県鹿児島市錦江町４番６号

1　登録番号　第21527号
2　登録年月日　平成24年２月29日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　KEISURFHOPISES
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

1　登録番号　第21549号
2　登録年月日　平成24年２月29日
3　農林水産植物の種類
Zinnia L.
4　登録品種の名称　SAKZIN010
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社サカタのタネ
神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号

1　登録番号　第23065号
2　登録年月日　平成26年２月28日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　精かなた
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第23097号
2　登録年月日　平成26年２月28日
3　農林水産植物の種類
Torenia L.
4　登録品種の名称　Sunrekoroho
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第23098号
2　登録年月日　平成26年２月28日
3　農林水産植物の種類
Torenia L.
4　登録品種の名称　Sunrekobuho
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

○農林水産省告示第千七百九十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年三月四日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第11831号
2　登録年月日　平成16年３月３日
3　農林水産植物の種類
Campsis grandiflora (Thunb.) K. Schum.
4　登録品種の名称　チューチンタカラヅカ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社確実園本園
兵庫県宝塚市山本東１丁目７番15号

1　登録番号　第11832号
2　登録年月日　平成16年３月３日
3　農林水産植物の種類
Campsis grandiflora (Thunb.) K. Schum.
4　登録品種の名称　オランジュタカラヅカ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社確実園本園
兵庫県宝塚市山本東１丁目７番15号

1　登録番号　第17622号
2　登録年月日　平成21年３月２日
3　農林水産植物の種類
Gentiana L.
4　登録品種の名称　安代2007の２号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
八幡平市
岩手県八幡平市野駄第21地割170番地

1　登録番号　第17655号
2　登録年月日　平成21年３月２日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunsurfpafure
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

1　登録番号　第17662号
2　登録年月日　平成21年３月２日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　ペチュドレネオ　ライトピンク
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

1　登録番号　第17690号
2　登録年月日　平成21年３月２日
3　農林水産植物の種類
Tulipa L.
4　登録品種の名称　新潟８号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
新潟県
新潟県新潟市中央区新光町４番地１

1　登録番号　第17692号
2　登録年月日　平成21年３月２日
3　農林水産植物の種類
Tulipa L.
4　登録品種の名称　新潟10号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
新潟県
新潟県新潟市中央区新光町４番地１

1　登録番号　第24748号
2　登録年月日　平成28年３月１日
3　農林水産植物の種類
Cyclamen L.
4　登録品種の名称　フォレストパープルロリポップ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
林博俊
群馬県沼田市原町88番地

1　登録番号　第24751号
2　登録年月日　平成28年３月１日
3　農林水産植物の種類
Cyclamen L.
4　登録品種の名称　ウインク　11-1
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社さかもと園芸
群馬県桐生市黒保根町下田沢2822番地10

1　登録番号　第24765号
2　登録年月日　平成28年３月１日
3　農林水産植物の種類
Pisum sativum L.
4　登録品種の名称　ほくとせい
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
とぴあ浜松農業協同組合
静岡県浜松市東区有玉南町1975

1　登録番号　第24777号
2　登録年月日　平成28年３月１日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.

4　登録品種の名称　ザンムガッバーナイエロー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Van Zanten Breeding B.V.
Zonneveldslaan 15, 2235SC Valkenburg , The Netherlands

1　登録番号　第24820号
2　登録年月日　平成28年３月１日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　ゆみ沙留
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
弓戸正道
広島県福山市新市町常２―２

1　登録番号　第24826号
2　登録年月日　平成28年３月１日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　弓戸の艶
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
弓戸正道
広島県福山市新市町常２―２

1　登録番号　第25780号
2　登録年月日　平成29年３月１日
3　農林水産植物の種類
Pelargonium peltatum (L.) L'Her. x Pelargonium zonale Group
4　登録品種の名称　PELZO12352
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ジェー・アンド・ヒッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地

○農林水産省告示第千七百九十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年三月六日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第16157号
2　登録年月日　平成20年３月５日
3　農林水産植物の種類
Lactuca sativa L.
4　登録品種の名称　KA1219
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
カネコ種苗株式会社
群馬県前橋市古市町一丁目50番地12

1　登録番号　第16192号
2　登録年月日　平成20年３月５日
3　農林水産植物の種類
Pelargonium L'Her. ex Ait.
4　登録品種の名称　パカン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
アンドレア　ミカリック
ドイツ連邦共和国　D-01259　ドレスデン
ファニーレワルドストラーベ　39

1　登録番号　第16276号
2　登録年月日　平成20年３月５日
3　農林水産植物の種類
Eryngium L.
4　登録品種の名称　ナハトベル
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ナハトリンダー社
オランダ王国　2461ＴＬ　テルアール　パラダイスウェッヒ　61

○農林水産省告示第千七百九十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年三月七日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第16314号
2　登録年月日　平成20年３月６日
3　農林水産植物の種類
Lobelia L.
4　登録品種の名称　ウェスロワット
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ヘインリッチ　ウェストホフ
ドイツ連邦共和国　46354　サドロン　フレセンホルスト　22―24

1　登録番号　第23105号
2　登録年月日　平成26年３月６日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　笑の歩
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
小井戸輝雄
長野県松本市元町一丁目１番７号

1　登録番号　第23116号
2　登録年月日　平成26年３月６日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　精の東
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第23117号
2　登録年月日　平成26年３月６日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　精興厚禄
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第23118号
2　登録年月日　平成26年３月６日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　精興雲厳
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

○農林水産省告示第千七百九十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年三月八日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第24830号
2　登録年月日　平成28年３月７日
3　農林水産植物の種類
Bouvardia Salisb.
4　登録品種の名称　Zabouroz
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Van Zanten Breeding B.V.
Lavendelweg 15, 1435EW Rijsenhout, The Netherlands

1　登録番号　第24834号
2　登録年月日　平成28年３月７日
3　農林水産植物の種類
Cornus L.
4　登録品種の名称　七変化
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
三須清貴
千葉県八街市根古谷302―２

1　登録番号　第24884号
2　登録年月日　平成28年３月７日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　精興栄伸
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第24889号
2　登録年月日　平成28年３月７日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　あけぼのの舞
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
地方独立行政法人青森県産業技術センター
青森県黒石市田中82番地９

1　登録番号　第24890号
2　登録年月日　平成28年３月７日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　あかねの舞
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
地方独立行政法人青森県産業技術センター
青森県黒石市田中82番地９

1　登録番号　第24902号
2　登録年月日　平成28年３月７日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DELICROS
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS, Maasdijk, The Netherlands

1　登録番号　第24909号
2　登録年月日　平成28年３月７日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイエルチェホワイト
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第24931号
2　登録年月日　平成28年３月７日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　Ｍメーちゃん
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
松本邦夫
千葉県山武郡芝山町小池2650

1　登録番号　第24932号
2　登録年月日　平成28年３月７日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　Ｍミユ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
松本邦夫
千葉県山武郡芝山町小池2650

1　登録番号　第24933号
2　登録年月日　平成28年３月７日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　Ｍユーちゃん
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
松本邦夫
千葉県山武郡芝山町小池2650

○農林水産省告示第千七百九十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年三月十一日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第13997号
2　登録年月日　平成18年３月９日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　エバーヨーク
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地

1　登録番号　第14002号
2　登録年月日　平成18年３月９日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　マースエバー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地

1　登録番号　第14004号
2　登録年月日　平成18年３月９日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　エバーティブス
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地

1　登録番号　第19166号
2　登録年月日　平成22年３月８日
3　農林水産植物の種類
Begonia x semperflorens-cultorum H. K. Krauss
4　登録品種の名称　ガムドロップスアイス
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第19167号
2　登録年月日　平成22年３月８日
3　農林水産植物の種類
Begonia x semperflorens-cultorum H. K. Krauss
4　登録品種の名称　ガムドロップスストロベリー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第19168号
2　登録年月日　平成22年３月８日
3　農林水産植物の種類
Begonia x semperflorens-cultorum H. K. Krauss
4　登録品種の名称　ガムドロップスピーチ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第20464号
2　登録年月日　平成23年３月９日
3　農林水産植物の種類
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.
4　登録品種の名称　Bonmadcipi
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Bonza Botanicals Pty Limited
244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, New South Wales 2777, Australia

1　登録番号　第20465号
2　登録年月日　平成23年３月９日
3　農林水産植物の種類
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.
4　登録品種の名称　Bonmadwisuri
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Bonza Botanicals Pty Limited
244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, New South Wales 2777, Australia

1　登録番号　第20467号
2　登録年月日　平成23年３月９日
3　農林水産植物の種類
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.
4　登録品種の名称　ムーンライト
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
静岡県
静岡県静岡市葵区追手町９番６号

1　登録番号　第20519号
2　登録年月日　平成23年３月９日
3　農林水産植物の種類
Mandevilla Lindl.
4　登録品種の名称　Sunpararopi
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第20526号
2　登録年月日　平成23年３月９日
3　農林水産植物の種類
Nemesia Vent.
4　登録品種の名称　GG　ピンク
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第20527号
2　登録年月日　平成23年３月９日
3　農林水産植物の種類
Nemesia Vent.
4　登録品種の名称　GG　パルホ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第20528号
2　登録年月日　平成23年３月９日
3　農林水産植物の種類
Nemesia Vent.
4　登録品種の名称　GG　ブルー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第21591号
2　登録年月日　平成24年３月９日
3　農林水産植物の種類
Euphorbia pulcherrima Willd. ex Klotzsch
4　登録品種の名称　FISMARS　339
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Syngenta Crop Protection AG
Rosentalstrasse 67, 4058 Basel, Switzerland

1　登録番号　第21631号
2　登録年月日　平成24年３月９日
3　農林水産植物の種類
Pyrus pyrifolia (Burm. f.) Nakai var. culta (Mak.) Nakai
4　登録品種の名称　サザンスイート
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
長野県
長野県長野市大字南長野字幅下692―２

1　登録番号　第21633号
2　登録年月日　平成24年３月９日
3　農林水産植物の種類
Sorghum Moench
4　登録品種の名称　涼風
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
長野県
長野県長野市大字南長野字幅下692―２

1　登録番号　第23171号
2　登録年月日　平成26年３月10日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　カイザー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Selecta Cut Flowers S.A.
Av Beniamino Farina, 135.1, Mercat Flor I Planta, Vilassar De Mar, CP 08340, Spain

1　登録番号　第23180号
2　登録年月日　平成26年３月10日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　ルメイユ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
カネコ種苗株式会社
群馬県前橋市古市町一丁目50番12号

1　登録番号　第23230号
2　登録年月日　平成26年３月10日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　ダイイチ−MP22−171−1
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第23232号
2　登録年月日　平成26年３月10日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　ダイイチ−MP22−203−2
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第26602号
2　登録年月日　平成30年３月９日
3　農林水産植物の種類
Catharanthus roseus (L.) G. Don
4　登録品種の名称　ミヨVIKQ24−7−3
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ミヨシ
東京都世田谷区八幡山２―１―８

1　登録番号　第26603号
2　登録年月日　平成30年３月９日
3　農林水産植物の種類
Catharanthus roseus (L.) G. Don
4　登録品種の名称　Suncatha 2316
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第27818号
2　登録年月日　令和２年３月９日
3　農林水産植物の種類
Anthurium Schott
4　登録品種の名称　クリン　ハート
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
神谷政臣
愛知県刈谷市東境町新林90―１

1　登録番号　第27821号
2　登録年月日　令和２年３月９日
3　農林水産植物の種類
Anthurium Schott
4　登録品種の名称　ANTHEMFO
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Anthura B.V.
Anthuriumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands

1　登録番号　第27837号
2　登録年月日　令和２年３月９日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　精るこう
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第27846号
2　登録年月日　令和２年３月９日
3　農林水産植物の種類
Coreopsis L.
4　登録品種の名称　カミホン　WH01
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
水野隆
愛知県尾張旭市上の山町間口3027番地の１
未来アグリス株式会社
愛知県長久手市山越606番地

1　登録番号　第27860号
2　登録年月日　令和２年３月９日
3　農林水産植物の種類
Osteospermum L.
4　登録品種の名称　ブリリアントシンフォニー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社はなせきぐち
群馬県前橋市北代田町497番地

1　登録番号　第27861号
2　登録年月日　令和２年３月９日
3　農林水産植物の種類
Osteospermum L.
4　登録品種の名称　ゆかりシンフォニー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社はなせきぐち
群馬県前橋市北代田町497番地

1　登録番号　第27862号
2　登録年月日　令和２年３月９日
3　農林水産植物の種類
Osteospermum L.
4　登録品種の名称　ハニーシンフォニー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社はなせきぐち
群馬県前橋市北代田町497番地

○農林水産省告示第千七百九十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年三月十二日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第19251号
2　登録年月日　平成22年３月11日
3　農林水産植物の種類
Humulus lupulus L.
4　登録品種の名称　フラノ　ロイヤル　グリーン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サッポロビール株式会社
東京都渋谷区恵比寿４丁目20番１号

1　登録番号　第19289号
2　登録年月日　平成22年３月11日
3　農林水産植物の種類
Pleurotus eryngii (Dcex Fr.) Quel.
4　登録品種の名称　チクマッシュE−30
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社千曲化成
長野県千曲市大字内川1101番地

1　登録番号　第23934号
2　登録年月日　平成27年３月11日
3　農林水産植物の種類
Calibrachoa Llave & Lex.
4　登録品種の名称　Sunbel 0778
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第23935号
2　登録年月日　平成27年３月11日
3　農林水産植物の種類
Calibrachoa Llave & Lex.
4　登録品種の名称　Suncal 077
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第23968号
2　登録年月日　平成27年３月11日
3　農林水産植物の種類
Oryza sativa L.
4　登録品種の名称　コシヒカリかずさ９号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
本田技研工業株式会社
東京都港区南青山二丁目１番１号

○農林水産省告示第千七百九十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年三月十三日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第23302号
2　登録年月日　平成26年３月12日
3　農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　瀬戸　TTY
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
水野隆
愛知県尾張旭市上の山町間口3027番地の１

1　登録番号　第30131号
2　登録年月日　令和６年３月12日
3　農林水産植物の種類
Pelargonium zonale Group x Pelargonium peltatum (L.)L'Her.
4　登録品種の名称　PACTIOCOMCOR
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Elsner pac Jungpflanzen GbR
Am Fiebig 14, 01561 Thiendorf, Germany

1　登録番号　第30132号
2　登録年月日　令和６年３月12日
3　農林水産植物の種類
Pelargonium zonale Group x Pelargonium peltatum (L.)L'Her.
4　登録品種の名称　PACTIOHOPISPL
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Elsner pac Jungpflanzen GbR
Am Fiebig 14, 01561 Thiendorf, Germany

1　登録番号　第30133号
2　登録年月日　令和６年３月12日
3　農林水産植物の種類
Pelargonium zonale Group x Pelargonium peltatum (L.)L'Her.
4　登録品種の名称　PACTIOPISPL
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Elsner pac Jungpflanzen GbR
Am Fiebig 14, 01561 Thiendorf, Germany

1　登録番号　第30134号
2　登録年月日　令和６年３月12日
3　農林水産植物の種類
Pelargonium zonale Group x Pelargonium peltatum (L.)L'Her.
4　登録品種の名称　PACTIOVIO
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Elsner pac Jungpflanzen GbR
Am Fiebig 14, 01561 Thiendorf, Germany

1　登録番号　第30135号
2　登録年月日　令和６年３月12日
3　農林水産植物の種類
Pelargonium zonale Group x Pelargonium peltatum (L.)L'Her.
4　登録品種の名称　PACTIOWHISPL
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Elsner pac Jungpflanzen GbR
Am Fiebig 14, 01561 Thiendorf, Germany

1　登録番号　第30136号
2　登録年月日　令和６年３月12日
3　農林水産植物の種類
Pelargonium zonale Group x Pelargonium peltatum (L.)L'Her.
4　登録品種の名称　PACTIODARE
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Elsner pac Jungpflanzen GbR
Am Fiebig 14, 01561 Thiendorf, Germany

○農林水産省告示第千七百九十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年三月十四日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第8812号
2　登録年月日　平成13年３月13日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　メイリズロ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

1　登録番号　第16506号
2　登録年月日　平成20年３月13日
3　農林水産植物の種類
Calibrachoa Llave & Lex.
4　登録品種の名称　サンベルフラム
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第16564号
2　登録年月日　平成20年３月13日
3　農林水産植物の種類
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.
4　登録品種の名称　オーマドレバ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ボンザ　ボタニカルズ　ピーティーワイ　リミテッド
オーストラリア　ニューサウスウェールズ州　2777　イエローロック　シングルズ　リッジ　ロード　244

1　登録番号　第24012号
2　登録年月日　平成27年３月13日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　INTERJARIAF
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Interplant Roses B.V.
Broekweg 5, 3956NE Leersum, The Netherlands

1　登録番号　第24015号
2　登録年月日　平成27年３月13日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　メルフシヘン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第24030号
2　登録年月日　平成27年３月13日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　RUICG1636A
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
De Ruiter Intellectual Property B.V.
Meerlandenweg 55, 1187ZR Amstelveen, The Netherlands

1　登録番号　第24034号
2　登録年月日　平成27年３月13日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　パドナギ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社　ＲＯＳＥＴＩＱＵＥ　ＪＡＰＡＮ
東京都世田谷区等々力八丁目12番３号等々力プチメゾン２－Ｂ

1　登録番号　第24048号
2　登録年月日　平成27年３月13日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　トワアンティークベビー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社　ＲＯＳＥＴＩＱＵＥ　ＪＡＰＡＮ
東京都世田谷区等々力八丁目12番３号等々力プチメゾン２－Ｂ

1　登録番号　第27350号
2　登録年月日　平成31年３月13日
3　農林水産植物の種類
Lilium L.
4　登録品種の名称　ピリカ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
竹田義
大阪府河内長野市大師町６－20

1　登録番号　第27366号
2　登録年月日　平成31年３月13日
3　農林水産植物の種類
Scaevola aemula R. Br.
4　登録品種の名称　Bonsca 1419
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Bonza Botanicals Pty Limited
244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia

1　登録番号　第27367号
2　登録年月日　平成31年３月13日
3　農林水産植物の種類
Scaevola aemula R. Br.
4　登録品種の名称　Bonsca 1430
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Bonza Botanicals Pty Limited
244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia

1　登録番号　第27368号
2　登録年月日　平成31年３月13日
3　農林水産植物の種類
Scaevola aemula R. Br.
4　登録品種の名称　Bonsca 1433
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Bonza Botanicals Pty Limited
244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia

○農林水産省告示第千八百号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年三月十八日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第15035号
2　登録年月日　平成19年３月15日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイオペレッタ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第15090号
2　登録年月日　平成19年３月15日
3　農林水産植物の種類
Gentiana L.
4　登録品種の名称　安代の初秋
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
八幡平市
岩手県八幡平市野駄第21地割170番地

1　登録番号　第16627号
2　登録年月日　平成20年３月17日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　ペチュエポ　ブルー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

1　登録番号　第16633号
2　登録年月日　平成20年３月17日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　ペチュドレラージ　ホワイト
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

1　登録番号　第16669号
2　登録年月日　平成20年３月17日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　太陽のテラ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
沖縄県花卉園芸農業協同組合
沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目10番地１号

1　登録番号　第16738号
2　登録年月日　平成20年３月17日
3　農林水産植物の種類
Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　シルバンストリート　メモリーズオブユー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
向山株式会社
山梨県甲州市塩山熊野275

1　登録番号　第17827号
2　登録年月日　平成21年３月16日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　オリバーティエラ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第17886号
2　登録年月日　平成21年３月16日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　メルアタヘン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第17888号
2　登録年月日　平成21年３月16日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　メルリアヘン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第20642号
2　登録年月日　平成23年３月15日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　OLIJSUPER
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

1　登録番号　第25900号
2　登録年月日　平成29年３月17日
3　農林水産植物の種類
Heuchera L.
4　登録品種の名称　TerCoco
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
TERRA NOVA NURSERIES INC
10051 S MACKSBURG RD CANBY, OREGON 97013, USA

1　登録番号　第28971号
2　登録年月日　令和４年３月15日
3　農林水産植物の種類
Aster L.
4　登録品種の名称　雪もみじ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
永田城雄
愛知県名古屋市西区城町83番地

1　登録番号　第28981号
2　登録年月日　令和４年３月15日
3　農林水産植物の種類
Calibrachoa Cerv.
4　登録品種の名称　Balcongraniss
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Ball Horticultural Company
622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA

1　登録番号　第28999号
2　登録年月日　令和４年３月15日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　ゆみの心
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
弓戸春之
広島県福山市新市町常２－２

1　登録番号　第29000号
2　登録年月日　令和４年３月15日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　ゆみの稀
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
弓戸春之
広島県福山市新市町常２－２

1　登録番号　第29001号
2　登録年月日　令和４年３月15日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　弓戸の正
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
弓戸春之
広島県福山市新市町常２－２

1　登録番号　第29003号
2　登録年月日　令和４年３月15日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　秀芳の江
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
佐藤淳一
広島県福山市新市町大字金丸673番地

1　登録番号　第29047号
2　登録年月日　令和４年３月15日
3　農林水産植物の種類
Prunus L.
4　登録品種の名称　春裾野
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
石井重久
静岡県富士市北松野767番地３

1　登録番号　第29067号
2　登録年月日　令和４年３月15日
3　農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　スパイク一ネオ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
愛三種苗株式会社
愛知県清須市助七東山中93

○農林水産省告示第千八百一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年三月十九日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第16825号
2　登録年月日　平成20年３月18日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　ペチュエポ　ライトブルー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

1　登録番号　第16841号
2　登録年月日　平成20年３月18日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　サンサフララ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

1　登録番号　第16855号
2　登録年月日　平成20年３月18日
3　農林水産植物の種類
Verbena L.
4　登録品種の名称　サンビバホ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第16874号
2　登録年月日　平成20年３月18日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　雪姫
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
福岡県
福岡県福岡市博多区東公園７番７号

1　登録番号　第16945号
2　登録年月日　平成20年３月18日
3　農林水産植物の種類
Odontoglossum Group
4　登録品種の名称　エンザンファンタジー　ルージュマジック
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
向山株式会社
山梨県甲州市塩山熊野275

1　登録番号　第19433号
2　登録年月日　平成22年３月18日
3　農林水産植物の種類
Bouvardia Salisb.
4　登録品種の名称　ロイヤルナオミ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Van Zanten Breeding B.V.
Lavendelweg 15, 1435EW Rijsenhout, The Netherlands

1　登録番号　第19482号
2　登録年月日　平成22年３月18日
3　農林水産植物の種類
Grifola frondosa (Fr.) S. F. Gray
4　登録品種の名称　IM-BM６号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
一正蒲鉾株式会社
新潟県新潟市東区津島屋７丁目77番地

1　登録番号　第19509号
2　登録年月日　平成22年３月18日
3　農林水産植物の種類
Sanvitalia Lam.
4　登録品種の名称　WESSATEQ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Heinrich Westhoff
Fresenhorst 22―24, 46354 Sudlohn, Germany

1　登録番号　第20737号
2　登録年月日　平成23年３月18日
3　農林水産植物の種類
Zea mays L.
4　登録品種の名称　KM437
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
カネコ種苗株式会社
群馬県前橋市古市町一丁目50―12

1　登録番号　第28337号
2　登録年月日　令和３年３月18日
3　農林水産植物の種類
Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　いろは
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社バイオ・ユー
香川県善通寺市櫛梨町594番地

1　登録番号　第28340号
2　登録年月日　令和３年３月18日
3　農林水産植物の種類
Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　CG1602
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社向山蘭園
山梨県甲州市塩山熊野274番地

1　登録番号　第28342号
2　登録年月日　令和３年３月18日
3　農林水産植物の種類
Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　大奥
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社向山蘭園
山梨県甲州市塩山熊野274番地

1　登録番号　第28384号
2　登録年月日　令和３年３月18日
3　農林水産植物の種類
Oncidium Group
4　登録品種の名称　Gold Love
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Tseng Ming-Chin
No.99 Beishi, Sanjaloli Dalin Township, Chiayi County, Taiwan

○農林水産省告示第千八百二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年三月二十日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第17983号
2　登録年月日　平成21年３月19日
3　農林水産植物の種類
Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　コウシュウプリンセス　チャングム
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
向山株式会社
山梨県甲州市塩山熊野275

1　登録番号　第18006号
2　登録年月日　平成21年３月19日
3　農林水産植物の種類
Euphorbia pulcherrima Willd. ex Klotzsch
4　登録品種の名称　IcePunch
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dummen Group B.V.
Coldenhovelaan 6,2678PS De Lier,The Netherlands

1　登録番号　第27373号
2　登録年月日　平成31年３月19日
3　農林水産植物の種類
Begonia x hiemalis Fotsch
4　登録品種の名称　USAmiM
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
宇佐美竜雄
愛知県愛西市本部田町本西207番地

○農林水産省告示第千八百三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年三月二十二日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第14069号
2　登録年月日　平成18年３月20日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　ペチュサルミニ　ライトピンク
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

1　登録番号　第14070号
2　登録年月日　平成18年３月20日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　ペチュサルミニ　ピュアホワイト
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

1　登録番号　第24102号
2　登録年月日　平成27年３月20日
3　農林水産植物の種類
Gentiana L.
4　登録品種の名称　RI0405128
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
RHINDO INTERNATIONAL LIMITED
Mt Albert Research Centre, 120 Mt Albert Road, Mt Albert, Auckland 1025, New Zealand

1　登録番号　第24133号
2　登録年月日　平成27年３月20日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunsurf Midopin
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第24134号
2　登録年月日　平成27年３月20日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunsurf Suika
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第24135号
2　登録年月日　平成27年３月20日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunsurf Grihuti
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第26704号
2　登録年月日　平成30年３月20日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　VISorone
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
JAN SPEK ROZEN BV
Zijde 155, NL-2771EV Boskoop, The Netherlands

1　登録番号　第26706号
2　登録年月日　平成30年３月20日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　VISbonpa
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
JAN SPEK ROZEN BV
Zijde 155, NL-2771EV Boskoop, The Netherlands

1　登録番号　第26709号
2　登録年月日　平成30年３月20日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　GAR0009
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地

1　登録番号　第30150号
2　登録年月日　令和６年３月21日
3　農林水産植物の種類
Calibrachoa Cerv.
4　登録品種の名称　Balcabros20
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Ball Horticultural Company
622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA

1　登録番号　第30156号
2　登録年月日　令和６年３月21日
3　農林水産植物の種類
Kaempferia parviflora Wall. ex Baker
4　登録品種の名称　プライド
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
小林省吾
大阪府藤井寺市恵美坂１丁目11番17号
野波棟美夫
沖縄県中頭郡読谷村波平1693番地
大嶺喜美男
沖縄県中頭郡読谷村長浜1057―１
宮崎貴浩
愛知県一宮市萩原町朝宮字産明神746―１
社会福祉法人きまもり会
愛知県名古屋市天白区平針３丁目710番地

1　登録番号　第30158号
2　登録年月日　令和６年３月21日
3　農林水産植物の種類
Lentinula edodes (Berk.) Pegler
4　登録品種の名称　KA-1002号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ジャパンアグリテック株式会社
東京都台東区浅草橋一丁目９番12号

○農林水産省告示第千八百四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年三月二十五日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第15315号
2　登録年月日　平成19年３月22日
3　農林水産植物の種類
Begonia x hiemalis Fotsch
4　登録品種の名称　ガムドロップスシュガー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第15317号
2　登録年月日　平成19年３月22日
3　農林水産植物の種類
Begonia x hiemalis Fotsch
4　登録品種の名称　ガムドロップスピンク
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第15318号
2　登録年月日　平成19年３月22日
3　農林水産植物の種類
Begonia x hiemalis Fotsch
4　登録品種の名称　ガムドロップスホワイト
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第15319号
2　登録年月日　平成19年３月22日
3　農林水産植物の種類
Begonia x hiemalis Fotsch
4　登録品種の名称　ガムドロップスマンダリン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第15320号
2　登録年月日　平成19年３月22日
3　農林水産植物の種類
Begonia x hiemalis Fotsch
4　登録品種の名称　ガムドロップスレッド
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第15321号
2　登録年月日　平成19年３月22日
3　農林水産植物の種類
Begonia x hiemalis Fotsch
4　登録品種の名称　ガムドロップスローズ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第15365号
2　登録年月日　平成19年３月22日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　ルイズ3531
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
デ　ルイターズ　ニュー　ローゼン社
オランダ王国　1424PL デ　クワケル　ドワースウェッヒ　15

1　登録番号　第15435号
2　登録年月日　平成19年３月23日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　ペチュドレラージ　パープル
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

1　登録番号　第15483号
2　登録年月日　平成19年３月23日
3　農林水産植物の種類
Osteospermum L.
4　登録品種の名称　あかぎシンフォニー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
関口政行
群馬県前橋市北代田町497番地

1　登録番号　第15484号
2　登録年月日　平成19年３月23日
3　農林水産植物の種類
Osteospermum L.
4　登録品種の名称　オリモムシンフォニー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
関口政行
群馬県前橋市北代田町497番地

1　登録番号　第15519号
2　登録年月日　平成19年３月23日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　スイートオールド
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社　ＲＯＳＥＴＩＱＵＥ　ＪＡＰＡＮ
東京都世田谷区等々力八丁目12番３号等々力プチメゾン２－Ｂ

1　登録番号　第21705号
2　登録年月日　平成24年３月23日
3　農林水産植物の種類
Begonia x hiemalis Fotsch
4　登録品種の名称　TATSUOR
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
宇佐美竜雄
愛知県愛西市本部田町字本西207

1　登録番号　第21706号
2　登録年月日　平成24年３月23日
3　農林水産植物の種類
Begonia x hiemalis Fotsch
4　登録品種の名称　Ｔベルサイユ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
宇佐美竜雄
愛知県愛西市本部田町字本西207

1　登録番号　第24969号
2　登録年月日　平成28年３月22日
3　農林水産植物の種類
Matthiola incana (L.) R. Br.
4　登録品種の名称　ミニクロ HDC
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
黒川幹
千葉県館山市館山981番地の１

1　登録番号　第24974号
2　登録年月日　平成28年３月22日
3　農林水産植物の種類
Matthiola incana (L.) R. Br.
4　登録品種の名称　KSST-AFP
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
黒川幹
千葉県館山市館山981番地の１

1　登録番号　第24978号
2　登録年月日　平成28年３月22日
3　農林水産植物の種類
Prunus persica (L.) Batsch
4　登録品種の名称　ゆの小町
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
畠直七
福島県福島市飯坂町湯野字北穴原18

1　登録番号　第24991号
2　登録年月日　平成28年３月23日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　メルフコヘン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第25074号
2　登録年月日　平成28年３月24日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　カミホン Q20PR
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
水野隆
愛知県尾張旭市上の山町間口3027番地の１
未来アグリス株式会社
愛知県長久手市山越606番地

1　登録番号　第25099号
2　登録年月日　平成28年３月24日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunsurf Aotatsu
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第26720号
2　登録年月日　平成30年３月23日
3　農林水産植物の種類
Calibrachoa Cerv.
4　登録品種の名称　PAS1020308
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Ball Horticultural Company
622 Town Road West Chicago, IL 60185 USA

○農林水産省告示第千八百五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年三月二十六日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第10221号
2　登録年月日　平成14年３月25日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　コルプロリト
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ウィルヘルム　コルデス　ゼーネ　ローゼンシューレン株式会社
ドイツ連邦共和国　D-25365　クライン　オッヘンセッシューシュパリースホップ　ローゼンシュトラッセ　54

1　登録番号　第22469号
2　登録年月日　平成25年３月25日
3　農林水産植物の種類
Citrus L.
4　登録品種の名称　愛の香
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社アマデウス
愛媛県松山市道後喜多町８－８道後山本ビル２Ｆ

1　登録番号　第22488号
2　登録年月日　平成25年３月25日
3　農林水産植物の種類
Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　にじおと
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社向山蘭園
山梨県甲州市塩山熊野274番地

1　登録番号　第22546号
2　登録年月日　平成25年３月25日
3　農林水産植物の種類
Vaccinium L.
4　登録品種の名称　アイバン19
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社天香園
山形県東根市中島通り１丁目34号

1　登録番号　第24164号
2　登録年月日　平成27年３月25日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　スプレーアイチ夏１号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
愛知県
愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号

1　登録番号　第24220号
2　登録年月日　平成27年３月25日
3　農林水産植物の種類
Vaccinium L.
4　登録品種の名称　ちくし昴
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
国立大学法人宮崎大学
宮崎県宮崎市学園木花台西１丁目１番地
Ｐ－ＤＥＳＴＭ株式会社
福岡県久留米市田主丸町地徳2272番地

1　登録番号　第24223号
2　登録年月日　平成27年３月25日
3　農林水産植物の種類
Vaccinium L.
4　登録品種の名称　RYOKU NH-5
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ニッポン緑産株式会社
長野県松本市大字今井2534番地

1　登録番号　第25110号
2　登録年月日　平成28年３月25日
3　農林水産植物の種類
Catharanthus roseus (L.) G. Don
4　登録品種の名称　せと福 GPN
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
水野隆
愛知県尾張旭市上の山町間口3027番地の１
未来アグリス株式会社
愛知県長久手市山越606番地
公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター
福井県敦賀市長谷64号52番地１

1　登録番号　第25125号
2　登録年月日　平成28年３月25日
3　農林水産植物の種類
Gossypium arboreum L.
4　登録品種の名称　十九士
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
大竹典和
福島県喜多方市塩川町四奈川字壇ノ腰988

1　登録番号　第25129号
2　登録年月日　平成28年３月25日
3　農林水産植物の種類
Hibiscus moscheutos L.
4　登録品種の名称　タイタンアルテ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社赤塚植物園
三重県津市高野尾町1868―３

○農林水産省告示第千八百六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年三月二十七日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第24228号
2　登録年月日　平成27年３月26日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　ふわわ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
茨城県
茨城県水戸市笠原町978番６

1　登録番号　第30173号
2　登録年月日　令和６年３月26日
3　農林水産植物の種類
Gentiana L.
4　登録品種の名称　安代27-2219
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
八幡平市
岩手県八幡平市野駄第21地割170番地

○農林水産省告示第千八百七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年三月二十九日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第25936号
2　登録年月日　平成29年３月28日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　KORCUT0063
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
WKORDES' SOEHNE ROSENSCHULEN GMBH & CO KG.
25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop Rosenstrasse 54, Germany

1　登録番号　第29081号
2　登録年月日　令和４年３月28日
3　農林水産植物の種類
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.
4　登録品種の名称　Bonmad 12156
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Bonza Botanicals Pty Limited
244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia

1　登録番号　第29095号
2　登録年月日　令和４年３月28日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　SAKCAR109
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社サカタのタネ
神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号

1　登録番号　第29096号
2　登録年月日　令和４年３月28日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　SAKCAR110
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社サカタのタネ
神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号

1　登録番号　第29097号
2　登録年月日　令和４年３月28日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　SAKCAR111
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社サカタのタネ
神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号

1　登録番号　第29099号
2　登録年月日　令和４年３月28日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　パティシエール
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
雪印種苗株式会社
北海道札幌市厚別区上野幌一条五丁目１番８号

1　登録番号　第29103号
2　登録年月日　令和４年３月28日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　カシスリボン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
雪印種苗株式会社
北海道札幌市厚別区上野幌一条五丁目１番８号

1　登録番号　第29104号
2　登録年月日　令和４年３月28日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　シュガークレープ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
雪印種苗株式会社
北海道札幌市厚別区上野幌一条五丁目１番８号

1　登録番号　第29105号
2　登録年月日　令和４年３月28日
3　農林水産植物の種類
Flammulina velutipes (Fr.) Sing.
4　登録品種の名称　長野農工研GA12
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
一般社団法人長野県農村工業研究所
長野県須坂市大字須坂787番地１

1　登録番号　第29142号
2　登録年月日　令和４年３月28日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunpetu 742
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第29143号
2　登録年月日　令和４年３月28日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunpetu 743
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第29152号
2　登録年月日　令和４年３月28日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　RNF Mi　ホワイト　01
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
中島均
岐阜県安八郡輪之内町四郷323

○農林水産省告示第千八百八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年三月七日農林水産省告示第三百六十二号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一～第四　（略）	第一～第四　（略）
第五　するめいか	第五　するめいか
一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 27,600トン	一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 25,800トン
二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	3,698
（略）	（略）
富山県	915
（略）	（略）

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	3,300
（略）	（略）
富山県	700
（略）	（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
するめいか沖合底びき網漁業	7,296
するめいか大中型まき網漁業	986
するめいか大臣許可いか釣り漁業	2,631
するめいか小型するめいか釣り漁業	5,757
（略）	（略）

第六～第八　（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
するめいか沖合底びき網漁業	6,500
するめいか大中型まき網漁業	900
するめいか大臣許可いか釣り漁業	2,300
するめいか小型するめいか釣り漁業	4,900
（略）	（略）

第六～第八　（略）

○農林水産省告示第千八百九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一・第二　（略）	第一・第二　（略）
第三　まいわし太平洋系群	第三　まいわし太平洋系群
一　（略）	一　（略）
二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
（単位：トン）	（単位：トン）
都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 （略） / （略） 宮崎県 / 19,300	都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 （略） / （略） 宮崎県 / 18,300
三　（略）	三　（略）
第四～第九　（略）	第四～第九　（略）

○農林水産省告示第千八百十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年五月二十七日農林水産省告示第八百三十四号（特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から翌年６月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　まさば及びごまさば太平洋系群 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 北海道 / 12,900 （略） / （略） 三　（略） 第二～第十一　（略）	まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から翌年６月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　まさば及びごまさば太平洋系群 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 北海道 / 8,600 （略） / （略） 三　（略） 第二～第十一　（略）

○国土交通省告示第千二十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1　VOR

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
信州VOR	上欄に同じ	N36°10′E137°55′ 長野県塩尻市	113.95	200	なし	SSE	24時間	令和７年12月25日	信州DMEと組合せVOR／DMEとして運用

改正前

1　VOR

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
松本VOR	上欄に同じ	N36°09′E137°55′ 長野県塩尻市	117.6	200	なし	MBE	24時間	昭和58年12月1日（平成22年10月21日から供用再開）	松本DMEと組合せVOR／DMEとして運用

松　本 ＶＯＲ	上欄に同じ	Ｎ36°09′Ｅ137°55′ 長野県塩尻市	117.6	200	な　し	ＭＢＥ	24時間	昭和58年12月１日（令和７年12月25日から令和８年４月15日まで供用休止）	松本ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
（略）									

４　ＤＭＥ

名　称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬　送周波数（メガヘルツ）	空中線電　力（キロワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期　日	利用上の特記事項
（略）									
信　州 ＤＭＥ	上欄に同じ	Ｎ36°10′Ｅ137°55′ 長野県塩尻市	1,047	3	な　し	ＳＳＥ	24時間	令和７年12月25日	信州ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
松　本 ＤＭＥ	上欄に同じ	Ｎ36°09′Ｅ137°55′ 長野県塩尻市	1,210	3	な　し	ＭＢＥ	24時間	昭和58年12月１日（令和７年12月25日から令和８年４月15日まで供用休止）	松本ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
（略）									

（略）									

４　ＤＭＥ

名　称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬　送周波数（メガヘルツ）	空中線電　力（キロワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期　日	利用上の特記事項
（略）									
松　本 ＤＭＥ	上欄に同じ	Ｎ36°09′Ｅ137°55′ 長野県塩尻市	1,210	3	な　し	ＭＢＥ	24時間	昭和58年12月１日（平成22年10月21日から供用再開）	松本ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
（略）									

附　則

この告示は、令和七年十一月二十五日から施行する。

○国土交通省告示第千二十八号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第九十二条第四号の規定等に基づき、滑走路の安全確保に関する指針を次のとおり定める。

令和七年十一月二十七日　　国土交通大臣　金子　恭之

滑走路の安全確保に関する指針

この指針は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「施行規則」という。）第92条第４号の規定に基づき、空港（ヘリポートを除く。以下同じ。）の設置者（国及び空港運営権者（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）に基づき、空港運営権者が空港特定運営事業を実施する場合の当該事業の範囲内に限る。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が地上走行中の航空機又は車両の滑走路への誤進入を防止するための施設の維持管理及び改修を行うとともに、関係者との連携体制を整備するため、必要な事項について定めたものである。

また、同号の規定により空港の設置者が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、滑走路への誤進入及び滑走路からの逸脱（以下「滑走路誤進入・逸脱」という。）を防止するため、航空安全当局（国土交通省航空局（地方航空局を含む。）のうち、民間航空の安全を確保するための監督を行う課等をいう。以下同じ。）、空港の設置者、航空保安施設の設置者（国、特定地方管理空港の管理者及び空港運営権者を含む。以下同じ。）、管制機関等（飛行場管制業務を行う機関、航空交通情報の提供に関する業務を行う機関及び施行規則第92条第15号の規定に基づき運航のため必要な情報を提供する機関をいう。以下同じ。）、航空運送事業者等（航空運送事業者、航空機使用事業者その他の航空機の使用者（航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第131条各号に掲げる航空機の使用者を除く。）をいう。以下同じ。）及び航空機の地上走行の支援等を行う事業者（以下「グランドハンドリング事業者」という。）（以下これらを「滑走路関係者」と総称する。）が果たすべき役割や講ずべき措置を明確にするために必要な事項についても定めたものである。

１．背景

航空の安全性の確保に当たり、滑走路の安全確保は重要事項の一つである。国際民間航空機関（International Civil Aviation Organization。以下「ICAO」という。）の策定する世界滑走路安全行動計画（Global Runway Safety Action Plan（GRSAP））においては、滑走路誤進入・逸脱が滑走路の安全上特にリスクの高い事案であることを踏まえ、これらを防止するため、ICAOや各国航空当局、事業者等の関係者ごとに滑走路の安全確保に寄与する取組を取りまとめるとともに、各国において、滑走路安全行動計画（Runway Safety Action Plan。以下「RSAP」という。）を策定することを推奨している。

また、令和６年１月２日には、東京国際空港の滑走路上において、日本航空機と海上保安庁機が衝突する事故が発生した。これを受け、羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会の中間取りまとめにおいて、滑走路上の安全確保に係る取組を総合的に取りまとめたRSAPを策定するとともに、主要空港において滑走路安全チーム（Runway Safety Team（RST））を設置し、関係者の連携した取組を推進することを検討すべきとされた。これを踏まえ、法第47条が改正され、空港等の設置者等が従うべき機能確保基準に、滑走路への誤進入を防止するための施設の維持管理及び改修に関する事項が追加された。

これらを受け、滑走路誤進入・逸脱を防止するため、滑走路関係者が果たすべき役割及び講ずべき措置等並びに連携体制の整備に関し必要な取組を、指針として取りまとめるものである。

２．滑走路関係者が果たすべき役割及び講ずべき措置等

滑走路誤進入・逸脱について、滑走路関係者は、それぞれ以下に掲げる役割を果たすため、必要な措置等を講じるものとする。

⑴　航空安全当局の取組

航空安全当局は、滑走路関係業務提供者（滑走路関係者のうち航空安全当局以外の者をいう。以下同じ。）による滑走路誤進入・逸脱の防止のための取組が確実かつ効果的に行われるよう、法令や基準等を整備するとともに、監査等の手段を通じてその確実な実施を確保することが求められる。また、その際には国際機関や他国における動向等を適切に反映させることも必要である。

以上の役割を踏まえ、航空安全当局は以下の取組を行うものとする。

・　滑走路誤進入・逸脱の防止のために必要な業務規程、運用、施設、設備、訓練等について、必要な法令、指針等を整備すること。
・　上記の事項が滑走路関係業務提供者において確実に実施されていることを、監査等を通じて確認すること。
・　国際的な活動への参画等を通じ、海外動向等の情報を収集し、我が国における滑走路誤進入・逸脱の防止に係る取組に反映させること。
・　滑走路の安全に関する情報の収集、分析及び滑走路関係業務提供者との共有を行うことにより、滑走路誤進入・逸脱事案の再発防止や予防的対策の実施を推進すること。

⑵　空港の設置者の取組

空港の設置者は、航空機の離着陸の安全を確保するために滑走路等の施設を管理する責務を負っており、滑走路誤進入・逸脱を防止するため、滑走路や誘導路、標識等が有効に機能するよう維持管理や改修等を行うことが求められる。また、空港施設・運用業務における安全管理を一義的に担う立場として、自空港の施設を使用する滑走路関係業務提供者の連携体制の整備についても、主体的な役割を果たすことが求められる。

以上の役割を踏まえ、空港の設置者は以下の取組を行うものとする。

①　滑走路誤進入を防止するための取組

・　他の滑走路関係業務提供者と連携し、以下の運航上の変化に伴う安全上のリスクの評価及び緩和策の策定を行うこと。
　ア　航空機及び空港車両の交通需要や地上走行時の経路の複雑性の大幅な変化
　イ　運航中の天候の悪化（視界不良、強風、冬季等）
　ウ　飛行場レイアウトの変更（滑走路、誘導路及びエプロンの運用開始、閉鎖、廃止等）
・　安全性に関する先行指標及び遅行指標の設定、実施及び定期的な見直しを行うこと。
・　航空機の離着陸及び地上移動のために使用される空港内の区域であって、滑走路、誘導路その他の管制機関等から許可を受けて航空機、車両及び人が進入する区域として空港の設置者が定める区域で運転する者に対する講習、試験及び運転許可の仕組みを維持するとともに、特に以下の点に焦点を当て、当該区域において車両を運転する際に遵守すべき規則の改正を含む定期的な見直しを行うこと。その際、必要に応じ利用可能な優良事例やガイドラインを踏まえた見直しを行うこと。
　ア　悪天候下（特に視界不良時）や夜間の運転に関する要件とそれらに対応するための訓練内容
　イ　管制機関等と連携した、当該区域内の全車両を管理するための手順
・　カテゴリーⅡ航行又はカテゴリーⅢ航行が実施される空港においては、当該航行を可能とするための要件である低視程体制（Low Visibility Procedures。以下「LVP」という。）の適用及び解除のため、必要な滑走路関係業務提供者とあらかじめ調整された手順を確実に実施すること。

・　他の滑走路関係業務提供者と連携し、自空港のホットスポット（過去に滑走路誤進入が発生したこと等を踏まえ、滑走路誤進入の危険性が高いと認められる地点をいう。以下同じ。）を特定し、定期的に見直すとともに、特定されたホットスポットについて以下の措置を講じること。

ア　ホットスポットを示す図表の滑走路関係業務提供者への配布及び航空路誌（Aeronautical Information Publication（AIP））における公表並びに定期的な見直し

イ　特定されたホットスポットに関連する危険性を早期に除去又は軽減するための適切な方策の検討

・　施設の新設又は変更に当たり、優良事例やガイダンス資料を活用し、滑走路誤進入リスクとその軽減策を考慮した上で実施すること。

・　工事等を行う事業者等に対し、航空機の運航の安全確保と工事等の安全管理が確実に実施されることを確認すること。

・　他の滑走路関係業務提供者等に対し、航空情報の共有等により工事等作業に係る情報を事前に共有すること。

・　他の滑走路関係業務提供者と連携し、工事等の作業の計画について、航空機や工事車両等による滑走路誤進入等の想定されるリスクを特定し、軽減策を確立するための安全評価を行うとともに、当該安全評価に係る情報について、他の滑走路関係業務提供者等と共有すること。

・　航空機又は車両に対し、他の航空機又は車両が当該滑走路を占有（使用）していることを赤色の灯火で示す施設である滑走路状態表示灯（Runway Status Lights system。以下「RWSL」という。）について、各空港の３．に規定する滑走路関係業務提供者の連携体制において他の滑走路関係業務提供者と連携し、各空港の特性に応じた運用（点消灯の時機など）の効果を確認すること。

・　設置済みの飛行場標識施設等の滑走路誤進入防止効果を確認し、標識の新たな導入や位置の変更等の必要性を検討すること。また、導入や位置変更等をした標識についても滑走路誤進入防止効果を確認すること。

・　滑走路、誘導路及びエプロンの工事中に、当該工事区域への誤進入を引き起こす可能性のある既設の飛行場標識施設について、航空機から視認できないようにするとともに、当該工事区域への進入禁止を明示するための措置を講じること。

・　主要空港（新千歳、成田国際、東京国際、中部国際、大阪国際、関西国際、福岡及び那覇空港）においては、航空情報により閉鎖中であることが公示されている滑走路に進入する場合及び管制機関等と調整した上で空港の設置者が定める場合を除き、滑走路に進入する車両を使用する者に対して、当該車両に、施行規則第92条第16号に規定する位置情報及び識別記号をモードＳ信号により自動的に送信する機能を有する装置を装備させること。

②　滑走路逸脱を防止するための取組

・　滑走路から逸脱した場合においても航空機の損傷を軽減するために、施行規則等で規定されている滑走路端安全区域（Runway End Safety Area。以下「RESA」という。）を設けること。ただし、RESAの長さが確保できない場合には、滑走路をオーバーランする航空機を確実に減速させ、航空機の損傷を軽減させるアレスティングシステムを、滑走路終端を超えた部分に設置することにより、その長さを縮小することができる。

・　航空情報により公示された航空機の離着陸に利用可能な滑走路の長さが変更される場合には適切に航空情報の発行を依頼すること。

・　滑走路に積雪又は凍結がある場合は、定められた報告様式により、滑走路の路面状況を評価し、他の滑走路関係業務提供者に対する適時報告を行うとともに、速やかに航空情報発行の手続きをとること。なお、評価及び報告を行う職員に対して、あらかじめ教育訓練を行うこと。

・　滑走路の路面の雨水を良好に排水するため、滑走路の勾配を施行規則等の規格に適合するものとした上で、滑走路の表面が十分な摩擦抵抗を有するとともに、航空機の運航に対する安定性及び雨水に対する排水性を有するよう、舗装の維持管理及び改修を行うこと。

③　その他共通事項

・　航空機の運航に必要な滑走路、着陸帯、誘導路等の施設及び飛行場標識施設について、それぞれの設置基準に基づいた位置及び構造を有するとともに、飛行場標識施設については明瞭に識別できるよう、適切に維持管理及び改修を行うこと。

・　他の滑走路関係業務提供者に対し、自空港のホットスポット等に関する資料を配布するとともに、無線通信手順や車両運転等に関する基本動作の徹底など、継続して滑走路安全の啓発に係る活動を実施すること。

⑶　航空保安施設の設置者の取組

航空保安施設の設置者は、航空機の離着陸の安全を確保するために航空保安施設を管理する責務を負っており、滑走路誤進入・逸脱を防止するため、航空保安施設が有効に機能するよう維持管理や改修等を行うことが求められる。

以上の役割を踏まえ、航空保安施設の設置者は以下の取組を行うものとする。

①　滑走路誤進入を防止するための取組

・　RWSL等の適切な運用を確保するとともに、３．に規定する滑走路関係業務提供者の連携体制においてRWSLにおける点消灯の時機等の運用を評価・検討した上で、必要に応じ、それらの運用の改善を行うこと。

・　LVPの適用及び解除のため、必要な滑走路関係業務提供者とあらかじめ調整された手順を確実に実施すること。

・　既設の飛行場灯火の滑走路誤進入防止効果を確認し、新たな施設の導入や位置の変更等の必要性を検討すること。また、導入や位置の変更等をした飛行場灯火について滑走路誤進入防止効果を確認すること。

・　滑走路、誘導路及びエプロンの工事中に当該工事区域への誤進入を引き起こす可能性のある既設の飛行場灯火について、航空機から視認できないようにするとともに、当該工事区域への進入禁止を明示するための措置を講じること。

②　滑走路逸脱を防止するための取組

・　航空保安施設について、それぞれの設置基準に基づいた位置及び構造を有するとともに、その機能を確保するよう、適切に維持管理及び改修を行うこと。

③　その他共通事項

・　離着陸に利用する航空保安施設の機能確保のために必要な周辺環境を適切に管理するとともに、当該施設の状態監視を行い、運用に支障が生じた場合又はその状況から復旧した場合、必要な滑走路関係業務提供者に対し、速やかに情報を提供すること。

⑷　管制機関等の取組

管制機関等は、航空機が安全に離着陸できるよう、気象情報や交通状況を常に監視しつつ、航空機や車両に対する離着陸順序、管制間隔及び地上走行経路の設定・指示並びに情報の提供を行うことが求められる。

以上の役割を踏まえ、管制機関等は以下の取組を行うものとする。

①　滑走路誤進入を防止するための取組

・　以下の手順を含む管制機関等の業務処理手順を評価し、その結果を踏まえ、滑走路誤進入に対する不安全要素となり得る手順について、必要な滑走路関係業務提供者と相互に見直しを行うこと。

ア　管制機関等の業務提供者が航空機や車両の滑走路使用状況を認識するための手順

イ　滑走路点検の手順

ウ　滑走路への進入及び離脱の手順

エ　LVPの適用及び解除のため、必要な滑走路関係業務提供者とあらかじめ調整された手順

・　以下の項目を含む管制機関等の無線通信を評価し、その結果を踏まえた見直しを行うこと。
ア　滑走路運用に関する全ての通信において、航空機又は車両のコールサインを確実に使用すること。
イ　同じ又は類似のコールサインによる混乱を避けるための手順を確立し、それに従うこと。
ウ　適用される国の規制及びICAOの規定（例：ICAO無線電話マニュアル（Doc9432））に従って標準的な表現を使用すること。
エ　復唱を行うべき内容を明確にし、その確実な履行を確認するための手順を確立すること。
・　滑走路運用に関連する全ての通信が適切な用語で行われていることを確認し、不適切な通信の排除を行うこと。
・　LVPの適用及び解除のため、必要な滑走路関係業務提供者とあらかじめ調整された手順を確実に実施すること。
・　空港の設置者と協力し管制機関等の全ての業務提供者がホットスポットを把握するとともに、当該ホットスポットに関連する緩和策を理解していることを確認すること。

②　滑走路逸脱を防止するための取組
・　飛行場の状況に関する重要な情報や、天候、風、滑走路の状態等の安全上重要な情報を運航乗務員に対し適時適切に提供すること。
・　不安定な進入に繋がる要因（空域設計、進入方式、業務の手順及び訓練に係る規定、天候等）を特定し、必要に応じリスク低減のための措置を講じること。

③　その他共通事項
・　管制機関等の研修課程に、滑走路誤進入・逸脱に係る教育・訓練カリキュラムを組み込むこと。
・　パイロット等との間で管制交信に関する共通認識を醸成するため、定期的に意見交換を実施するとともに、必要なマニュアル・教材を作成すること。

⑸　航空運送事業者等の取組

航空運送事業者等は、管制指示等を基に、他の航空機や気象条件等にも注意を払うことで、滑走路誤進入・逸脱を起こすことなく、離着陸や地上走行を安全かつ確実に行うことが求められる。そのためには、運航乗務員へ必要な訓練等を実施することにより、必要なスキルが確実に習得されていることを確保することも必要である。

以上の役割を踏まえ、本邦航空運送事業者は以下の取組を行うものとする。また、それ以外の航空運送事業者等においても、以下の本邦航空運送事業者における取組を踏まえた必要な取組を行うことが推奨される。

①　滑走路誤進入を防止するための取組
・　運航乗務員に対して以下の事項に関する訓練を実施すること。なお、イに掲げる事項に関する訓練は、コンピテンシー（業務において期待される成果を得るために求められる人間の行動指標）やエビデンスに基づき実施するものとする。
ア　運航乗務員間の意思決定、適切な介入及び役割に関する事項（構造上、その操縦に二人を要する航空機を運航する場合に限る。）
イ　航空機製造者の定める滑走路誤進入に関するマニュアルに従って、適切な運航手順を実施するとともに、脅威とエラーの管理（Threat and Error Management。以下「TEM」という。）を行うための事項
ウ　飛行場の標識、標示及び照明に関する事項
エ　管制官等との交信において以下の事項を実施するために必要な事項
ａ）滑走路運用に関連する全ての通信を航空英語で実施すること（国際線の運航に限る。）。
ｂ）各国及び国際民間航空条約の規定に準拠した、標準的な用語を確実に使用すること。
オ　安全上重要な段階において運航に必要のない会話等により、航空機乗組員の安全に係る業務の集中を妨げる行為を防止するルール（以下「ステライルコックピットルール」という。）を遵守するための事項
・　以下の手順を適切に定めるとともに、必要に応じ改善を行うこと。
ア　運航乗務員間の意思決定、適切な介入及び役割に関する手順（構造上、その操縦に二人を要する航空機を運航する場合に限る。）
イ　航空機製造者の定める滑走路誤進入に関するマニュアルに従った運航手順及びTEMの実施に係る手順
ウ　航空機の運航に影響する工事を乗務員に認識させる手順
エ　以下を含む乗務員のための地上走行手順
ａ）地上走行中、空港内の標識を常に確認する手順
ｂ）地上走行経路（滑走路や誘導路の横断、管制機関等の指示により地上走行を許可された地点の限界）を乗務員間で相互に確認する手順（構造上、その操縦に二人を要する航空機を運航する場合に限る。）
ｃ）走行経路上にあるホットスポットを認識する手順
オ　ステライルコックピットルールを遵守するための手順
・　必要に応じて、解像度の向上した空港ムービングマップ、電子フライトバッグ（Electronic Flight Bag）、エンハンスド・ビジョンシステム、ヘッド・アップ・ディスプレイ（Head-Up Display）など、特に視界不良時の状況認識向上を支援する装置等を航空機に装備すること。

②　滑走路逸脱を防止するための取組
・　運航乗務員に対して以下の事項を含む訓練を実施すること。なお、イに掲げる事項に関する訓練は、コンピテンシーやエビデンスに基づき実施するものとする。
ア　運航乗務員間の意思決定、適切な介入及び役割に関する事項（構造上、その操縦に二人を要する航空機を運航する場合に限る。）
イ　航空機製造者の定める離陸、着陸及び着陸復行に関するマニュアルに従って、適切な運航手順を実施するとともに、TEMを行うための事項。これらの事項に係る訓練には少なくとも以下の事項を含めるものとする。
ａ）手順にない事態の評価及び分析
ｂ）手順の逸脱がもたらす影響の認識
ｃ）あらゆる気象条件下で着陸距離を決定するための最新技術の効果的な活用
ｄ）適切な代替計画を考慮した進入の計画及び実施
ｅ）気象条件の悪化を考慮した進入の計画及び実施
ｆ）航空機が着陸で接地した後、再び浮揚する現象への機種ごとの対応
ｇ）滑走路の状態の変化、滑走路変更、気象条件の悪化等の悪条件下における滑走路逸脱防止のためのTEMに関するシナリオ訓練
ｈ）出発前及び到着前のブリーフィング
ｉ）離陸及び着陸性能の適切な算出と、それに基づく滑走路の安全マージンの確保
ｊ）滑走路面状態評価方式に基づき発行された航空情報の効果的な活用
ウ　進入又は離陸の中止に対応するための事項
エ　ステライルコックピットルールを遵守するための事項

・　以下の手順等を適切に定めること。
ア　運航乗務員間の意思決定、適切な介入及び役割に関する手順（構造上、その操縦に二人を要する航空機を運航する場合に限る。）
イ　航空機製造者の定める離陸、着陸及び着陸復行に関するマニュアルに従った運航手順及びTEMの実施に係る手順
ウ　運航乗務員が気象及び空港の路面状況を把握するための手順
エ　実際の到着時刻に予報されている天候の悪化を考慮した着陸性能を計算する手順
オ　運航乗務員が着陸復行を実施するための方針
カ　航空機の製造者が設定する進入時の諸元からの許容逸脱範囲
キ　ステライルコックピットルールを遵守するための手順
・　上記の手順を必要に応じて改善するため、以下の事項を実施すること。
ア　飛行データ解析、航空運送事業者等による路線運航安全監査（Line Operations Safety Audit（LOSA））、自主的な航空安全報告等の社内プログラムを活用し、手順の遵守状況及び不足点の評価並びに技能発揮訓練（Crew Resource Management（CRM）訓練）の適用状況の評価を行うこと。
イ　飛行データ解析が実施されている場合、包括的な飛行データの分析によるリスク評価を実施し、手順に反映させること。
ウ　手順の不遵守事例について、根本原因を分析し、手順の改善に活用すること。
エ　管制機関等と連携し、特にリスクが高いとされる滑走路への不安全な進入を減らすため手順等の見直しを実施すること。
オ　航空機の製造者と協力して運用上の問題を把握し、必要に応じ手順を改善すること。
・　進入、着陸及び着陸復行の際に、運航乗務員が最適な自動化レベルを用いることができるよう、訓練、標準的な手順（Standard Operational Procedure（SOP））策定等の必要な支援を行うこと。
・　必要に応じて、滑走路逸脱警報装置を航空機に装備すること。

⑹　グランドハンドリング事業者の取組

グランドハンドリング事業者については、グランドハンドリング業務で使用される車両は滑走路に進入する機会が多いこと、また、昨今、航空需要が回復する中で、空港の制限区域内における事故の発生件数が増加しており、グランドハンドリング業務に関連する事案が多数を占めていることを踏まえ、空港の設置者の協力を得て、事業実態を把握するためグランドハンドリング事業者から国が直接情報提供を受ける仕組みや、重大事案等発生時に国が直接調査を行う等の仕組みの整備を行ったところである。

このような背景も踏まえ、グランドハンドリング事業者においては、車両による滑走路誤進入の防止について、国が共有する安全情報等も活用し、滑走路の安全確保の一端を担う立場として主体的に取り組むことが必要である。具体的には、航空運送事業者が定める運航規程や空港の設置者が定める構内ルールを遵守することに加え、３．に掲げる連携体制への参加・協力等、他の滑走路関係業務提供者と連携し、各空港の滑走路の安全確保に貢献していくことが重要である。

また、重大な事案等が発生した場合は、国や空港の設置者が行う直接調査や是正要請に協力し、再発防止等の必要な措置を確実に講じること。

⑺　その他共通で留意すべき事項

滑走路関係者は、ヒューマンエラーを防止するための注意喚起や業務補助等、滑走路誤進入・逸脱の防止に資する利用可能な技術の導入について、技術の進展を踏まえつつ随時検討を行うとともに、導入した技術を必要に応じ適切に活用することが必要である。

３．滑走路関係業務提供者の連携体制の整備

⑴　各空港における連携体制の整備

滑走路の管理や運用には多数の関係者が関与するため、滑走路関係業務提供者その他の関係者における調整や認識の共有が不十分なまま措置を講じた場合、その効果が十分に発揮されない可能性があるほか、誤解や認識不足による新たなリスクを生じるおそれもある。このため、滑走路誤進入・逸脱の防止のための措置を講ずるに当たっては、安全リスクに関する情報収集や評価、対応策の検討について、滑走路関係業務提供者が個別に行うのではなく連携して行われることが重要である。

このため、２．に掲げる取組を含む滑走路誤進入・逸脱の防止のための取組を行うに当たり、以下のとおり、各空港において関係者における連携体制を整備するものとする。

①　主要空港における体制整備

空港の規模や利用状況等を踏まえ、特に必要性が高い主要空港においては、以下のとおり滑走路安全チームを設置し、滑走路誤進入・逸脱の防止のための取組を実施するに当たり、関係者における連携体制を整備すること。

ア　対象となる主要空港

滑走路安全チームを設置すべき主要空港は、新千歳、成田国際、東京国際、中部国際、大阪国際、関西国際、福岡及び那覇空港とする。なお、これ以外の空港においても、②の連携体制として滑走路安全チームを設置することは有益であり、この場合、以下のイからオまでに準じて活動が行われることが望ましい。

イ　活動内容

滑走路安全チームは、滑走路誤進入・逸脱に関する情報の収集や評価、対策の検討、効果の検証、見直し等を行うものである。また、これらの活動に必要な場合、関係機関との連携や、航空安全当局への提言等を行うことも考えられる。なお、議題として取り扱う範囲は必ずしも滑走路上に講じられる措置に限られるものではなく、例えば誘導路など、滑走路誤進入・逸脱防止のために周辺に講じられる措置も含め、必要な取組を幅広く取り扱うことが望ましい。

活動内容の例としては、不安全要素の特定、安全リスク評価、リスク低減策と行動計画の策定、情報の管理と共有などが挙げられる。具体的な活動内容は、各空港において当該空港の事情等を踏まえ検討すること。

ウ　設置者

滑走路安全チームは、各空港の設置者が設置することとし、事務局については当該空港の設置者が担うこととする。

エ　構成員

滑走路安全チームには、各空港において滑走路の管理や運用に直接関わる者が参加することが重要であり、構成員としては、例えば以下の者が想定される。空港の設置者は、幅広い関係者が参加する意義と、会議の実効性・継続性を考慮しつつ、各空港の事情等を踏まえ参加を呼び掛けること。

・　空港の設置者
・　航空保安施設の設置者
・　管制機関等

・　各空港において恒常的に航空機の離着陸を行う者（航空運送事業者、航空機使用事業者、法第130条の２の許可を受けた者、航空機を使用する公的機関、自家用機の使用者等）
・　グランドハンドリング事業者
・　その他必要と認める者

なお、特定の議題に関係する事業者や有識者のほか、相互の情報共有や学習のため、他の空港の滑走路安全チームの構成員等を議題等に応じてオブザーバーとして招待することも有益である。

オ　チームへの参加及び協力

各空港の滑走路関係業務提供者は、空港の設置者から滑走路安全チームへの参加の要請があった場合には、可能な限りこれに応じること。また、滑走路安全チームの構成員は、チームの活動に積極的に取り組むとともに、チームにおける議論の結果を尊重し、適切に自身の安全に係るリスクを管理するための仕組み（Safety Management System（SMS））に反映した上で、滑走路誤進入・逸脱の防止措置を講じること。

②　上記以外の空港における体制整備

上記①アに掲げる主要空港以外の空港においては、空港の設置者は、滑走路誤進入・逸脱の防止について、滑走路安全チームの設置その他の方法により、滑走路関係業務提供者で情報や認識を共有する仕組みや意見交換の機会等、滑走路関係業務提供者における連携体制を整備すること。その際、必要に応じ既存の会議体や情報共有手段を活用することも含め、各空港の規模や利用状況等も踏まえつつ必要な方法を検討すること。

また、各空港の滑走路関係業務提供者は、これらの取組に積極的に参加及び協力するとともに、これらの取組も踏まえつつ滑走路誤進入・逸脱の防止措置を講じること。

⑵　滑走路安全チームの活動の横展開

各空港の滑走路安全チームにおける活動や、これを受けて各空港において講じられた滑走路誤進入・逸脱の防止に係る措置について、優良事例等の横展開を図る観点から、航空安全当局は、各空港の滑走路安全チーム同士の情報共有の場を設けるものとする。その際、滑走路安全チームが設置されていない空港からの参加も推奨するものとする。

４．施行日

この指針は、航空法施行規則及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和７年国土交通省令第114号）の施行の日から施行する。ただし、２．⑵①の規定中位置情報及び識別記号を送信する機能を有する装置の装備に係る規定は、現に存する空港については、令和８年３月30日までの間は、適用しない。

○国土交通省告示第千二十九号

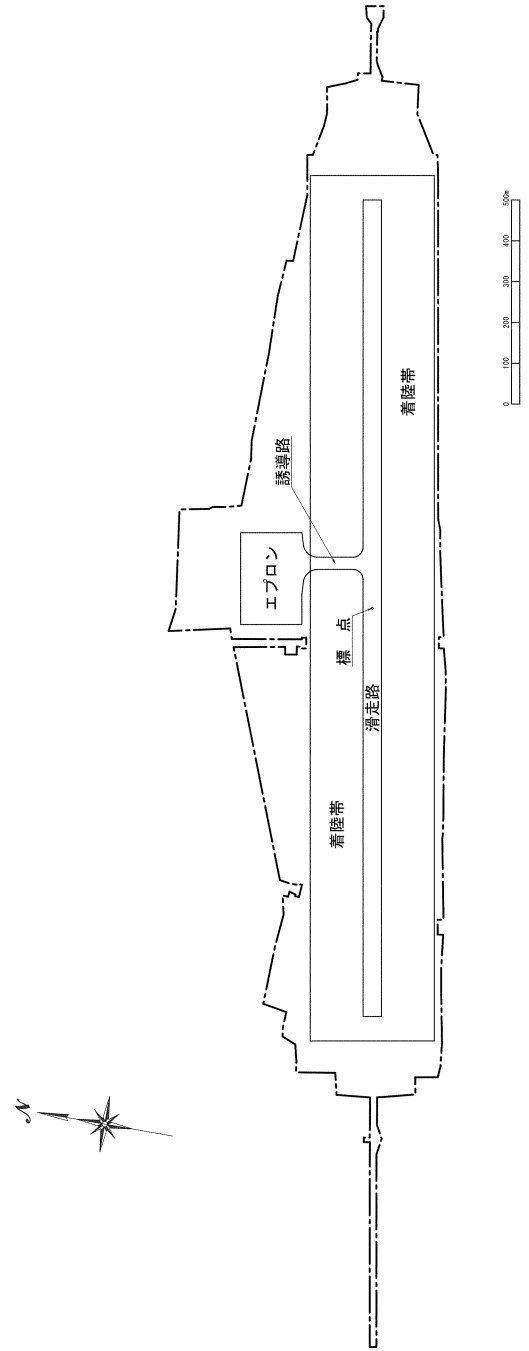
庄内空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十七日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　山形県　山形県山形市松波二丁目八番一号
二　空港の名称及び位置　庄内空港　山形県酒田市
三　変更した事項（変更前の事項については、平成三年運輸省告示第四百三十六号を参照。）
イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分
ロ　空港の総面積　百八万四千百三十四平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を山形県庁において縦覧に供する。

別図　庄内空港



公　告

諸事項

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等の状態にあると認められる空家等について、同法第22条第３項の規定による措置を命ぜられる者を確知することができないため、同条第10項の規定により、次のとおり公告する。

令和７年11月27日

東かがわ市長　上村　一郎

案件１

１　対象となる建築物等の所在地等

所在地　東かがわ市南野708番１

構造　ブロック塀等　Ｌ＝39.8m

２　所有者等が行うべき措置の内容

ブロック塀等の除却（基礎を除く。）

３　２の措置が必要となる理由

ブロック塀等に大きな亀裂が入り、道路に傾いている状態が認められ、道路の通行人に対する危険の切迫性が高く、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態に該当するため。

４　措置の期限

令和７年12月12日

４の期限までに２の措置が行われない場合は、市長又はその命じたもの若しくは委任した者が、当該措置を行う。

案件２
１　対象となる建築物等の所在地等
　所在地　東かがわ市馬篠431番４
　構造　木造瓦葺平屋建
　床面積　222.56平米
２　所有者等が行うべき措置の内容
　建物除却（基礎を除く。）及び敷地内残置物の撤去
３　２の措置が必要となる理由
　屋根は崩落し、外壁は崩れている状態が認められ、周辺の道路に対する危険の切迫性が高くこのことが、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態に該当するため。
４　措置の期限　令和７年12月12日
　４の期限までに２の措置が行われない場合は、市長又はその命じたもの若しくは委任した者が、当該措置を行う。
５　動産等の取扱い
　市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等を撤去・処分する。動産等について権利を主張しようとするものは、４の措置の期限までに搬出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、下記の問い合わせ先に通知すること。
東かがわ市役所の掲示場への掲示
　この公告の内容は、東かがわ市公告式条例第２条第２項に規定する東かがわ市役所の掲示場において掲示する。
　問い合わせ先
　東かがわ市事業部都市整備課
　電話0879―26―1304

会社その他の公告

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十一月二十七日
北海道上川郡東神楽町志比内七六
一般社団法人ｍａｍａｇｏｔｏ
代表清算人　柴　幸男

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十一月二十七日
青森県十和田市東十三番町一五番二七号
十和田市営住宅建設株式会社
清算人　井上　馨

解散公告

当社は、令和七年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十一月二十七日
宮城県名取市植松四丁目一一番五号
株式会社ＣＭＣ
清算人　今野　勝衛

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十一月二十七日
仙台市宮城野区東仙台二丁目四番三号
有限会社中島魚店
清算人　中島美恵子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十一月二十七日
仙台市青葉区花京院二丁目二番三〇号
株式会社ティーフィールズ
代表清算人　三浦　浩一

解散公告

当社は、令和七年十一月十三日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十一月二十七日
福島県石川郡古殿町大字松川字大作五〇番地
株式会社アクレーテク・パワトロシステム
代表清算人　加藤　朝史

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十一月二十七日
埼玉県秩父市大野原字築瀬二四〇二番三
ＣＢＤ清算準備株式会社
代表清算人　伊藤　孝

解散公告

当社は、令和七年十月三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十一月二十七日
埼玉県本庄市駅南一―八―三七サニーハイツ一〇三
合同会社まる
代表清算人　横山　北斗

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十一月二十七日
埼玉県川口市西川口四丁目三番三号
有限会社木下工務店
清算人　木下　栄一

解散公告

当社は、令和七年十月二十二日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十一月二十七日
埼玉県川口市大字安行原一七九六番地
株式会社ミワ
代表清算人　平岡　世偉

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十一月二十七日
千葉県習志野市実籾二丁目二二番二一号
合同会社プラージュ
清算人　石田　政代

解散公告

当社は、令和三年十二月十五日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十一月二十七日
千葉県印西市大森三八一二番地七
株式会社トータルエレクトロニクスサービス
代表清算人　瀬川　和巳

解散公告

当社は、平成二十七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十一月二十七日
千葉県茂原市高師六八七番地
株式会社星宝会
代表清算人　登坂　惠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

東京都板橋区高島平三丁目一一番五―二一〇号

株式会社エンディ

代表清算人　遠藤　徹

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年十月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

東京都千代田区丸の内二丁目三番一号

エイジェックス石油株式会社

代表清算人　宮崎　暁男

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年十月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

東京都千代田区丸の内二丁目三番一号

エイジョコ・エクスプロレーション株式会社

代表清算人　宮崎　暁男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときには清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

東京都中央区新川一丁目三〇番七―一一〇二号

エレイス・インベストメント合同会社

清算人　石川　貴紀

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

東京都墨田区錦糸一丁目二番一号アルカセントラル一八F

株式会社オンアド

代表清算人　田部　久貴

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

東京都墨田区両国二丁目六番一〇―一〇一号

株式会社墨田ケアーズ

代表清算人　池田　多聞

解散公告

当社は、令和七年十一月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

東京都港区赤坂八丁目六番三一―三〇一号

有限会社魚住

清算人　魚住　三郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

東京都港区赤坂三丁目一〇番一九号第二対翠館ビル二階Ａ室

株式会社ＲＩＢＯＮ

代表清算人　藤村　彩乃

解散公告

当社は、令和七年十一月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

東京都中央区新富一丁目八番二号

合同会社Ｆｌｍｏａｔ

清算人　山本　泰大

解散公告

当法人は、令和七年十月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

東京都八王子市片倉町一一九〇番地六

特定非営利活動法人都市農村生活支援センター

清算人　國井　美樹

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

東京都渋谷区恵比寿二丁目一六番一号

株式会社ラウラ

代表清算人　川村ゆか子

解散公告

当社は、令和七年十一月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

神奈川県相模原市緑区青山三〇一八番地四

有限会社益満製作所

代表清算人　益満　守

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

新潟県新潟市西区寺尾前通一丁目五番五号

ワイズコーポレーション・ＳＰ株式会社

代表清算人　佐藤　徹也

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和六年七月三十一日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

石川県金沢市三口新町三丁目六番二七号

一般社団法人マヒ機能改善研究所全国会

代表清算人　原　潤造

解散公告

当社は、令和七年十月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

石川県輪島市山岸町い部一〇番地

鳳至木材株式会社

代表清算人　上野　吉夫

第18期決算公告　令和7年11月27日

北海道千歳市清流二丁目6番4号

日本共同サービス株式会社

代表取締役　脇坂　一哉

貸借対照表の要旨（令和7年6月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	78,104
	固定資産	3,975
	合計	82,080
純資産の部及び負債の部	流動負債	62,896
	株主資本	19,183
	資本金	6,500
	利益剰余金	12,683
	その他利益剰余金	12,683
	（うち当期純損失）	(9,196)
	合計	82,080

解散公告

当法人は、令和七年十一月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

山梨県南都留郡山中湖村平野五〇六番地の七〇七

特定非営利活動法人富士山自然学校

清算人　阿部　素直

解散公告

当社は、令和七年十一月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

岐阜県揖斐郡池田町上田一一五六番地の三

メゾン・ダンデライオンＥ一〇一

株式会社ＴＯＫＯＭＡＳＡ

代表清算人　所　昌生

解散公告

当社は、令和七年十月二十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

岐阜県土岐市土岐津町土岐口一七三八番地の一アチェーロ土岐口四〇二号

合同会社エディウェア

清算人　栗本　翔太

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

静岡市葵区遠藤新田六三番地の一

株式会社美和テック

代表清算人　森　賢一

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

静岡市清水区辻一丁目三番六―一〇〇一号

有限会社日本フーズ

清算人　横田　優二

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日付け株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

静岡県富士市南松野一八八七番地の三

株式会社マルジン

代表清算人　内山　知大

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日付け株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

静岡県富士市吉原一丁目七番六号

東海染工株式会社

代表清算人　普代　昌文

解散公告

当法人は、令和七年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

愛知県尾張旭市旭前町一丁目六番地五

特定非営利活動法人コミュニティーフォレスト

清算人　須嵜　昭

解散公告

当社は、令和七年十一月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

愛知県豊橋市菰口町五丁目四六番地三

龐森貿易株式会社

代表清算人　趙　玉琦

解散公告

当法人は、令和七年十月二十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

京都市北区紫野東野町一番地の五

特定非営利活動法人くらしコープ

清算人　福島　幸雄

連絡先　〇八〇―八〇五九―〇二〇一

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

京都市左京区田中西春菜町一番地の六

有限会社マット

清算人　松本　栄子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

京都府八幡市欽明台東五番地一　Ｄ―一一〇二号

株式会社ノーティス

代表清算人　森　貴男

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

大阪府堺市西区浜寺船尾町西三丁二九五番地六

和光繊維販売株式会社

代表清算人　石川　和子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

大阪市中央区南本町二丁目六番一二号サンマリオンタワー

有限会社ヒューマンイデア

清算人　河本紀美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

大阪市北区本庄東二丁目一三番二一号

株式会社栄進堂

代表清算人　石井　円

第55期決算公告　令和７年９月11日

千葉県船橋市市場五丁目９番22号

京葉都市開発株式会社

代表取締役　岡田　稔彦

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,124,169
	固定資産	2,281,460
	資産合計	**4,405,630**
負債及び純資産の部	流動負債	528,133
	固定負債	165,683
	株主資本	3,711,813
	資本金	50,000
	資本剰余金	7,000
	利益剰余金	3,654,813
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	3,642,313
	（うち当期純利益）	（120,114）
	負債・純資産合計	**4,405,630**

解散公告

当社は、令和七年十一月九日付にて会社法第三一九条第一項に基づく株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

大阪府豊中市曽根東町五丁目五番三号

株式会社平城園

代表清算人　曺　美知子

解散公告

当社は、令和七年十一月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

大阪市中央区北久宝寺町二丁目一―三

合同会社ＡＣ不動産

清算人　坂本　琢政

解散公告

当社は、令和七年十一月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

大阪市中央区北久宝寺町二丁目一番三号

東洋リネン合同会社

清算人　坂本　琢政

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

大阪府松原市高見の里二丁目二〇番地の四〇

有限会社マーチトゥエンティーワン

清算人　出羽　弘昌

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

兵庫県芦屋市船戸町五番五号エベン・エゼル芦屋四Ｆ

イマグノーシス株式会社

代表清算人　金　漢俊

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

兵庫県芦屋市大原町六番二―一〇一号

ＨＩＲＯＳＥ　ＤＥＳＩＧＮ　ＯＦＦＩＣＥ合同会社

代表清算人　廣瀬　貢博

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

兵庫県豊岡市城南町四番四号

但馬鈑金塗装工業有限会社

清算人　長谷川繁義

解散公告

当法人は、令和七年十月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

神戸市東灘区本山南町六丁目一番六号

一般社団法人ナカコーホールディングス

代表清算人　中　俊介

解散公告

当法人は、令和七年十月二十四日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

鳥取県鳥取市栄町四〇二番地

一般社団法人鳥取県銀行協会

代表清算人　吉岡佐和子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

島根県出雲市斐川町富村一九六〇番地四

ＮＩＣＥＴＯＷＮ株式会社

代表清算人　岸田　浩行

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

岡山市南区泉田四二五番地七

明和物産株式会社

代表清算人　桑原　則夫

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

広島市中区東平塚町三番一三―一二〇五号

株式会社Ｌ.

代表清算人　佐々木　翼

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

福岡県直方市大字感田一二二六番地

株式会社水戸商会

代表清算人　戸田　陽輔

解散公告

当社は、令和七年十月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

熊本市東区画図町大字所島一九番地二

株式会社Ｍ・Ｂ・Ｍ

代表清算人　植原　義久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇七八番地の二

合同会社ＮＹ企画

清算人　吉武　誠

第８期決算公告　令和７年11月26日

東京都渋谷区円山町５番５号

アミノセルス製薬株式会社

代表取締役　品川　悠輔

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,042,252
	固定資産	10,610
	資産合計	**2,052,863**
負債及び純資産の部	流動負債	1,089,543
	固定負債	898,384
	負債合計	**1,987,928**
	株主資本	64,935
	資本金	31,000
	利益剰余金	33,935
	その他利益剰余金	33,935
	（うち当期純利益）	(548,580)
	純資産合計	**64,935**
	負債・純資産合計	**2,052,863**

解散公告

当社は、令和七年十一月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

大分県竹田市久住町大字久住六二五八番地

久住観光タクシー有限会社

清算人　高橋　哲男

解散公告

当社は、令和七年十一月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

沖縄県糸満市字糸満一三六〇番地の二

株式会社ティアルス・ネオ

代表清算人　伊敷ひとみ

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十月二十二日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

滋賀県長浜市勝町五七番地一

医療法人かねい皮ふ科クリニック

清算人　鐘居　昭弘

解散公告（第三回）

当組合は、平成十九年七月十九日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

岩手県遠野市宮守町下宮守字砥森一番一

農事組合法人迷岡りんご生産組合

代表清算人　畠山　寿雄

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月三十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

埼玉県ふじみ野市清見三丁目一番地二二

医療法人若楓会

清算人　杉下　智昭

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月三日開催の社員総会の決議並びに新潟県知事の認可により、令和七年十月三十一日をもって解散いたしましので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

新潟県新発田市舟入町二丁目五番九号

医療法人社団中野こども医院

清算人　中野　徳

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月二十七日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

愛知県西尾市高河原町柳原八五番地

宗教法人慶恩寺

清算人　島津　英淳

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月二十七日

大分市庄境四番一〇号

医療法人姫野内科医院

清算人　姫野　幹人

第 63 期 決 算 公 告

令和７年11月27日

宮城県仙台市太白区西多賀三丁目１番５号

工藤電機株式会社

代表取締役　引地　智恵

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	732,084	流動負債	380,657
固定資産	634,481	固定負債	504,496
繰延資産	800	株主資本	482,213
		資本金	52,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	414,213
		利益準備金	10,858
		その他利益剰余金	403,355
		（うち当期純利益）	(52,165)
		自己株式	△4,000
資産合計	1,367,366	負債・純資産合計	1,367,366

第 82 期 決 算 公 告

令和７年11月27日　東京都港区海岸２丁目１番16号

鈴与三和建物株式会社

代表取締役社長　岡部　正治

貸借対照表の要旨　（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,725,286	流動負債	2,367,646
固定資産	4,422,885	固定負債	246,517
		負債合計	**2,614,164**
		株主資本	8,534,007
		資本金	99,600
		資本剰余金	427,595
		資本準備金	427,595
		利益剰余金	8,006,812
		利益準備金	24,900
		その他利益剰余金	7,981,912
		純資産合計	**8,534,007**
資産合計	**11,148,172**	**負債・純資産合計**	**11,148,172**

㈱　当期純利益　765,700千円

第 47 期 決 算 公 告

令和７年11月27日　　岡山市中区桑野131番地の30
東洋精機産業株式会社
代表取締役　中澤　哲則

貸借対照表の要旨　（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	702,158	流動負債	782,135
固定資産	901,539	（うち賞与引当金）	(10,000)
		固定負債	347,987
		（うち退職給付引当金）	(82,918)
		株主資本	471,616
		資本金	95,000
		資本剰余金	85,000
		利益剰余金	291,616
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	289,116
		（うち当期純利益）	(167,679)
		評価・換算差額等	1,959
資産合計	1,603,697	負債・純資産合計	1,603,697

第 54 期 決 算 公 告

2025年11月27日　　東京都港区南青山五丁目12番１号
株式会社ヴァンドームヤマダ
代表取締役社長　山田　　潤

貸借対照表の要旨　（2025年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,789,095	流動負債	6,678,103
固定資産	5,110,082	固定負債	1,727,941
		株主資本	3,215,202
		資本金	50,000
		資本剰余金	745,262
		資本準備金	580,977
		その他資本剰余金	164,284
		利益剰余金	2,501,019
		利益準備金	102,400
		その他利益剰余金	2,398,619
		（うち当期純利益）	(242,531)
		自己株式	△81,079
		評価・換算差額等	277,931
資産合計	11,899,178	負債・純資産合計	11,899,178

第 55 期 決 算 公 告

令和７年11月27日　東京都江東区東陽四丁目１番７号

岩野物産株式会社

代表取締役　中山　尚

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,090	流動負債	3,021
固定資産	1,612	賞与引当金	70
		固定負債	200
		退職給付引当金	160
		株主資本	1,482
		資本金	100
		利益剰余金	1,832
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	1,807
		（うち当期純利益）	(239)
		自己株式	△450
資産合計	**4,702**	**負債・純資産合計**	**4,702**

第 14 期 決 算 公 告

令和７年11月27日

広島市中区三川町２番10号

メディカルコート株式会社

代表取締役　池田　秀之

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,742,879	流動負債	1,535,165
固定資産	147,059	賞与引当金	10,300
		固定負債	19,739
		株主資本	1,335,034
		資本金	35,000
		資本剰余金	25,000
		資本準備金	25,000
		利益剰余金	1,275,034
		利益準備金	8,750
		その他利益剰余金	1,266,284
		（うち当期純利益）	(91,126)
資産合計	**2,889,938**	**負債・純資産合計**	**2,889,938**

第 8 期 決 算 公 告

令和７年11月27日

東京都港区虎ノ門３丁目４－７　虎ノ門36森ビル９階

株式会社ＮＥＷＯＮＥ

代表取締役　上林　周平

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	714,784	流動負債	199,850
固定資産	124,129	（うち賞与引当金）	(29,005)
		固定負債	12,121
		株主資本	626,942
		資本金	10,000
		資本剰余金	11,468
		その他資本剰余金	11,468
		利益剰余金	619,230
		その他利益剰余金	619,230
		（うち当期純利益）	(129,948)
		自己株式	△13,756
資産合計	**838,914**	**負債・純資産合計**	**838,914**

第 7 期 決 算 公 告

令和７年11月27日

東京都港区虎ノ門３丁目４－７　虎ノ門36森ビル９階

株式会社ＮＥＷＯＮＥ

代表取締役　上林　周平

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	577,722	流動負債	149,108
固定資産	65,307	（うち賞与引当金）	(24,026)
		固定負債	—
		株主資本	493,921
		資本金	10,000
		資本剰余金	8,821
		その他資本剰余金	8,821
		利益剰余金	489,281
		その他利益剰余金	489,281
		（うち当期純利益）	(51,555)
		自己株式	△14,181
資産合計	**643,030**	**負債・純資産合計**	**643,030**

第 56 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 27 日　　大阪府茨木市豊原町６番10号
株式会社ユニオンコーヒーロースターズ
代表取締役　橋本　雅彦

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	789,385	流動負債	563,617
固定資産	510,976	（賞与引当金）	(62,000)
		固定負債	83,874
		株主資本	652,870
		資本金	95,324
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	559,805
		利益準備金	3,831
		その他利益剰余金	555,974
		（うち当期純利益）	(66,857)
		自己株式	△22,260
資産合計	1,300,361	負債・純資産合計	1,300,361

第 75 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 30 日　　福井市大願寺三丁目８番１号
株式会社勝木書店
代表取締役　中村　大輔

貸借対照表の要旨　（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,262,413	流動負債	3,108,817
固定資産	2,639,318	固定負債	1,927,173
繰延資産	3,762	負債合計	5,035,991
		株主資本	869,503
		資本金	50,000
		資本剰余金	340,000
		資本準備金	340,000
		利益剰余金	479,503
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	467,003
		（うち当期純利益）	(57,156)
		純資産合計	869,503
資産合計	5,905,494	負債・純資産合計	5,905,494

第 52 期 決 算 公 告

2025 年 11 月 27 日　　広島県安芸郡府中町茂陰二丁目３番17号
富士メカティクス株式会社
代表取締役　和田　隆雅

貸借対照表の要旨　（2025年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	384,449	流動負債	195,588
固定資産	149,470	賞与引当金	12,300
		修繕引当金	2,000
		製品保証引当金	15,053
		工事損失引当金	5,000
		固定負債	40,070
		退職給付引当金	38,886
		株主資本	298,260
		資本金	15,000
		利益剰余金	283,260
		利益準備金	3,750
		その他利益剰余金	279,510
		（うち当期純利益）	(13,098)
資産合計	533,920	負債・純資産合計	533,920

第 58 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 27 日　　兵庫県神戸市中央区伊藤町119番地
株式会社日本ビジネスデータープロセシングセンター
代表取締役　池　智太郎

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,107	流動負債	3,946
固定資産	1,224	賞与引当金	167
		役員賞与引当金	58
		固定負債	836
		役員退職慰労引当金	251
		株主資本	1,549
		資本金	50
		利益剰余金	1,499
		利益準備金	9
		その他利益剰余金	1,490
		（うち当期純利益）	(156)
資産合計	6,331	負債・純資産合計	6,331

第 52 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 27 日　　広島市西区南観音三丁目16番19号
ユ ウ ベ ル 株 式 会 社
代表取締役　上田　堅司

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	24,277	流動負債	7,951
固定資産	23,728	（うち賞与引当金）	(29)
		固定負債	32,600
		（うち退職給付引当金）	(335)
		株主資本	7,749
		資本金	42
		資本剰余金	3
		その他資本剰余金	3
		利益剰余金	7,704
		その他利益剰余金	7,704
		評価・換算差額等	△ 295
		その他有価証券評価差額金	△ 295
資産合計	48,005	負債・純資産合計	48,005

損益計算書の要旨
（自　令和６年８月１日　至　令和７年７月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	9,619
売上原価	2,708
売上総利益	6,911
販売費及び一般管理費	6,763
営業利益	148
営業外収益	720
営業外費用	125
経常利益	743
特別利益	7
特別損失	16
税引前当期純利益	734
法人税、住民税及び事業税	223
法人税等調整額	4
当期純利益	507

第 75 期決算公告

令和７年11月27日
東京都墨田区緑四丁目29番９号
メタルテック株式会社
代表取締役　木野　裕貴

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,075,237
	固定資産	1,111,873
	合計	3,187,111
負債及び純資産の部	流動負債	644,227
	（賞与引当金）	(28,610)
	固定負債	524,948
	（退職給付引当金）	(43,108)
	株主資本	2,017,935
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,967,935
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,955,435
	（うち当期純利益）	(58,030)
	合計	3,187,111

第 35 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 27 日
広島県福山市春日町六丁目31番１号
ユ ウ ベ ル 株 式 会 社
代表取締役　上田　堅司

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	13,120	流動負債	1,744
固定資産	16,696	（うち賞与引当金）	(18)
		固定負債	23,433
		（うち退職給付引当金）	(184)
		株主資本	4,732
		資本金	25
		利益剰余金	4,707
		その他利益剰余金	4,707
		評価・換算差額等	△ 93
		その他有価証券評価差額金	△ 93
資産合計	29,816	負債・純資産合計	29,816

損益計算書の要旨
（自　令和６年８月１日　至　令和７年７月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	5,283
売上原価	1,544
売上総利益	3,739
販売費及び一般管理費	3,641
営業利益	98
営業外収益	429
営業外費用	27
経常利益	500
特別利益	2
特別損失	8
税引前当期純利益	494
法人税、住民税及び事業税	137
法人税等調整額	8
当期純利益	349

第５期決算公告

令和７年11月27日
東京都千代田区四番町４番地９
新東京国際リーガル内
Ｃｈｅｃｋｏｕｔ株式会社
代表取締役　ギョーム・ジョルジュ・プセ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,040,926
	固定資産	21,221
	合計	2,062,148
負債及び純資産の部	流動負債	1,939,838
	株主資本	122,310
	資本金	44,000
	資本剰余金	44,000
	資本準備金	44,000
	利益剰余金	34,310
	その他利益剰余金	34,310
	（うち当期純利益）	(10,057)
	合計	2,062,148

第 22 期 決 算 公 告

令和７年11月27日
静岡県沼津市春日町11番地２
株式会社ＤＢＳ
代表取締役　山田　勝一

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	252,076
	固定資産	284,301
	資産合計	536,378
負純資産及び部	流動負債	97,850
	固定負債	507,735
	株主資本	△69,207
	資本金	10,000
	利益剰余金	△79,207
	その他利益剰余金	△79,207
	（うち当期純利益）	（47,849）
	負債・純資産合計	536,378

第 75 期 決 算 公 告

令和７年11月27日
熊本市東区尾ノ上二丁目21番10号
ユウベル株式会社
代表取締役　上田　一徳

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,750	流動負債	2,149
固定資産	14,567	（うち賞与引当金）	（21）
		固定負債	19,747
		（うち退職給付引当金）	（205）
		株主資本	1,499
		資本金	50
		利益剰余金	1,557
		その他利益剰余金	1,557
		自己株式	△ 107
		評価・換算差額等	△ 78
		その他有価証券評価差額金	△ 78
資産合計	23,317	負債・純資産合計	23,317

損益計算書の要旨
（自　令和６年８月１日　至　令和７年７月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	6,174
売上原価	1,925
売上総利益	4,249
販売費及び一般管理費	4,410
営業損失	161
営業外収益	313
営業外費用	45
経常利益	107
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期純利益	107
法人税、住民税及び事業税	33
法人税等調整額	△ 2
当期純利益	76

第 19 期決算公告

令和７年11月27日
名古屋市東区白壁５－３
株式会社パスコ・エクスプレス
代表取締役社長　澤井　克文

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,245,204
	固定資産	229,657
	資産合計	1,474,862
負純資産及び部	流動負債	324,582
	固定負債	542,160
	株主資本	608,120
	資本金	80,000
	資本剰余金	80,000
	資本準備金	80,000
	利益剰余金	448,120
	その他利益剰余金	448,120
	（うち当期純利益）	（124,395）
	負債・純資産合計	1,474,862

第 43 期 決 算 公 告

令和７年11月27日
茨城県土浦市田中二丁目14番７号
株式会社中央経理計算センター
代表取締役　萩原　英彦

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	82,911
	固定資産	5,969
	合計	88,881
負純資産及び部	流動負債	211
	株主資本	88,670
	資本金	15,000
	利益剰余金	73,670
	その他利益剰余金	73,670
	（うち当期純損失）	（4,060）
	合計	88,881

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百三十万円減少し九百七十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月十五日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十七日
茨城県土浦市田中二丁目一四番七号
株式会社中央経理計算センター
代表取締役　萩原　英彦

第 29 期決算公告

2025年８月20日
名古屋市西区こも原町23番地
東海桜井株式会社
代表取締役　早川　豊

貸借対照表の要旨（2025年６月20日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	139,212
	固定資産	19,823
	合計	159,035
負純資産及び部	流動負債	66,563
	固定負債	23,750
	株主資本	68,721
	資本金	10,000
	利益剰余金	58,721
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	57,471
	（うち当期純利益）	（12,075）
	合計	159,035

第 37 期決算公告

令和７年11月27日
東京都品川区戸越一丁目24番19号
株式会社エタカ
代表取締役　十和田メイ子

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,642
	固定資産	129,833
	資産合計	133,476
負純資産及び部	流動負債	53,598
	固定負債	119,457
	負債合計	173,055
	株主資本	△39,579
	資本金	10,000
	利益剰余金	△49,579
	その他利益剰余金	△49,579
	（うち当期純利益）	（1,420）
	純資産合計	△39,579
	負債・純資産合計	133,476

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額及び資本準備金の額を各々一三七五万円減少し、それらをすべて欠損填補に充当し、資本金の額を一〇〇〇万円、資本準備金の額を〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、株主総会の決議は、令和七年十月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十七日
東京都品川区戸越一丁目二四番一九号
株式会社エタカ
代表取締役　十和田メイ子

第 38 期 決 算 公 告

令和７年10月30日
名古屋市港区十一屋２―337
株式会社アサノスクリーン
代表取締役　後藤　幸弘

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	398,390
	固定資産	591,649
	合計	990,039
負純資産及び部	流動負債	101,645
	固定負債	326,888
	株主資本	561,506
	資本金	3,000
	利益剰余金	558,506
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	558,406
	（うち当期純利益）	（17,224）
	合計	990,039

第 33 期 決 算 公 告

令和７年11月27日
東京都武蔵村山市伊奈平一丁目８番地の１
株式会社パッシブ
代表取締役　古田　寛樹

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,066
	固定資産	5,581
	合計	14,648
負純資産及び部	流動負債	10,653
	固定負債	19,629
	株主資本	△15,634
	資本金	15,000
	利益剰余金	△30,634
	その他利益剰余金	△30,634
	（うち当期純利益）	（315）
	合計	14,648

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十七日
東京都武蔵村山市伊奈平一丁目八番地の一
株式会社パッシブ
代表取締役　古田　寛樹

令和７年11月27日
東京都府中市寿町三丁目13番地の８
株式会社共同印刷所
代表取締役　大久保秋生

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	86,514
	固定資産	364,067
	繰延資産	500
	合計	451,081
負純資産及び部	流動負債	105,173
	固定負債	374,696
	株主資本	△28,787
	資本金	15,000
	利益剰余金	△43,787
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	△44,787
	（うち当期純損失）	(14,736)
	合計	451,081

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の各種印刷業、広告代理業及び前記各事業に附帯関連する一切の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和七年十一月二十七日
東京都府中市寿町二丁目一〇番地三
（甲）株式会社共同印刷所
代表取締役　篠田貴弘
東京都府中市寿町三丁目一三番地の八
（乙）株式会社共同印刷所
代表取締役　大久保秋生

第 66 期決算公告　令和７年11月27日
広島市東区光町二丁目10番11号
復建調査設計株式会社
代表取締役社長　藤井　照久

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	15,900,787
	固定資産	8,682,517
	合計	24,583,304
負純資産及び部	流動負債	4,998,068
	固定負債	93,713
	株主資本	19,491,523
	資本金	300,000
	資本剰余金	9,600
	資本準備金	9,600
	利益剰余金	19,181,923
	利益準備金	100,000
	その他利益剰余金	19,081,923
	（うち当期純利益）	(725,139)
	合計	24,583,304

第 1 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 27 日
東京都港区芝五丁目29番11号
株式会社Ｍｉｇａｋｕｎ
代表取締役　中尾　礼文

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	69,380
	資産合計	69,380
負純資産及び部	流動負債	52,804
	株主資本	16,575
	資本金	15,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	△13,424
	その他利益剰余金	△13,424
	（うち当期純損失）	(13,424)
	負債・純資産合計	69,380

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月三十一日増資により、資本金の額が一億二千六百万円に増加し、資本準備金の額が一億二千六百万円に増加することを条件として、資本金の額を一億一千六百万円、資本準備金の額を一億一千六百万円減少し、それぞれ一千万円、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十七日
東京都港区芝五丁目二九番一一号
株式会社Ｍｉｇａｋｕｎ
代表取締役　中尾　礼文

第 2 期決算公告　令和７年11月27日
広島県東広島市鏡山三丁目10番18号
株式会社クリスタルプロセス
代表取締役　葛間　優太

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,170,001
	固定資産	1,483,229
	資産合計	2,653,230
負純資産及び部	流動負債	285,706
	固定負債	944,093
	株主資本	1,423,573
	資本金	30,000
	資本剰余金	970,000
	利益剰余金	423,573
	その他利益剰余金	423,573
	（うち当期純利益）	(443,364)
	評価・換算差額等	△142
	負債・純資産合計	2,653,230

第 29 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 27 日
岐阜県羽島郡岐南町八剣北四丁目111番地
株式会社リサーチセンター
代表取締役　中元　　武

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	13,317
	固定資産	1,224
	合計	14,542
負純資産及び部	流動負債	2,375
	株主資本	12,167
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,167
	利益準備金	2,912
	その他利益剰余金	△　745
	（うち当期純損失）	(32,755)
	合計	14,542

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十七日
岐阜県羽島郡岐南町八剣北四丁目一一一番地
株式会社リサーチセンター
代表取締役　中元　武

第 50 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 27 日
鹿児島県薩摩川内市中郷町2340
株式会社ハートフル
代表取締役　知識　公洋

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	296,738
	固定資産	966,234
	合計	1,262,972
負純資産及び部	流動負債	143,460
	固定負債	934,216
	株主資本	185,296
	資本金	55,000
	利益剰余金	130,296
	その他利益剰余金	130,296
	（うち当期純利益）	(10,502)
	合計	1,262,972

第 25 期決算公告　令和７年11月27日
名古屋市西区名駅一丁目１番17号
株式会社エジックス

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	40,774,765
	固定資産	31,795,602
	繰延資産	26,706,907
	合計	99,277,274
負純資産及び部	流動負債	339,775,779
	固定負債	36,177,995
	株主資本	△276,696,500
	資本金	120,287,500
	資本剰余金	44,787,500
	資本準備金	44,787,500
	利益剰余金	△441,771,500
	その他利益剰余金	△441,771,500
	（うち当期純損失）	(22,859,673)
	新株予約権	20,000
	合計	99,277,274

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千二十八万七千五百円、資本準備金の額を三千四百七十八万七千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十七日
名古屋市西区名駅一丁目一番一七号
株式会社エジックス
代表取締役　高山　仁惣

第 14 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 31 日
千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目４番３号
公益財団法人新日育英奨学会
代表理事　金綱　一男

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	135,763
	固定資産	3,045,400
	合計	3,181,163
負味債財及産びの正部	流動負債	—
	固定負債	—
	負債合計	—
	基金	—
	指定正味財産	3,184,297
	一般正味財産	△3,134
	正味財産合計	3,181,163
	合計	3,181,163

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九千七百八十一万四千七十一円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十七日

三重県四日市市東日野町二八九番地の三
株式会社大藤ホールディングス
代表取締役　村木　剛

第１期決算公告　令和７年11月27日

三重県四日市市東日野町289番地の３
株式会社大藤ホールディングス
代表取締役　村木　剛

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,636
	固定資産	1,334,342
	合計	1,336,978
負債及び純資産の部	流動負債	1,380
	固定負債	1,254,175
	株主資本	81,423
	資本金	600
	資本剰余金	110,720
	資本準備金	110,720
	利益剰余金	△29,896
	その他利益剰余金	△29,896
	（うち当期純損失）	(29,896)
	合計	1,336,978

第37期決算公告　令和７年11月27日

栃木県鹿沼市下田町一丁目845番地３
渡辺税経株式会社
代表取締役　渡辺　仁

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（万円）
資産の部	流動資産	9,096
	固定資産	8,945
	合計	18,041
負債及び純資産の部	流動負債	544
	固定負債	2,960
	株主資本	14,396
	資本金	4,800
	利益剰余金	9,596
	利益準備金	714
	その他利益剰余金	8,883
	（うち当期純利益）	(368)
	評価・換算差額等	141
	有価証券評価差額等	141
	合計	18,041

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月二十日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十七日

大阪市旭区生江三丁目九番四六号
エーアンドジー株式会社
代表取締役　塚原　誠一

第48期決算公告

令和７年11月27日

大阪市旭区生江三丁目９番46号
エーアンドジー株式会社
代表取締役　塚原　誠一

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	146,637
	固定資産	53,823
	合計	200,460
負債及び純資産の部	流動負債	43,747
	固定負債	147,296
	株主資本	9,416
	資本金	90,000
	利益剰余金	△ 80,583
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	△ 81,083
	（うち当期純損失）	(14,707)
	合計	200,460

第52期決算公告　令和７年10月27日

さいたま市岩槻区大字鹿室字東1285－２
南彩紙器株式会社
代表取締役　栗原　由行

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	77,369
	固定資産	3,856
	資産合計	81,225
負債及び純資産の部	流動負債	59,542
	（賞与引当金）	(6,390)
	固定負債	602
	（退職給付引当金）	(602)
	株主資本	21,080
	資本金	10,000
	利益剰余金	11,080
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	8,580
	（うち当期純利益）	(3,688)
	負債・純資産合計	81,225

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十七日

香川県丸亀市中府町二丁目六番七号
ワイビー株式会社
代表取締役　野田　祐一

第32期決算公告　令和７年11月27日

香川県丸亀市中府町二丁目６番７号
ワイビー株式会社
代表取締役　野田　祐一

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	42,701,230
	固定資産	44,571,935
	繰延資産	988,330
	合計	88,261,495
負債及び純資産の部	流動負債	17,420,457
	固定負債	35,670,000
	株主資本	35,171,038
	資本金	15,000,000
	利益剰余金	20,171,038
	その他利益剰余金	20,171,038
	（うち当期純利益）	(9,104,320)
	合計	88,261,495

第11期決算公告　令和７年10月29日

東京都港区芝浦３－14－６
株式会社ピー・エス・インターナショナル
代表取締役　濱口　直太

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	394,563
	固定資産	249,009
	資産合計	643,572
負債及び純資産の部	流動負債	427,555
	固定負債	206,071
	株主資本	9,944
	資本金	10,000
	資本剰余金	276,042
	その他資本剰余金	276,042
	利益剰余金	△276,097
	その他利益剰余金	△276,097
	（うち当期純損失）	(276,097)
	負債・純資産合計	643,572

第９期決算公告　令和７年11月27日

東京都中央区八重洲二丁目２番１号
エムトラスト株式会社
代表取締役　松井　眞紀

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	12,893
	固定資産	1,063
	資産合計	13,957
負債及び純資産の部	流動負債	9,756
	賞与引当金	50
	その他	9,706
	固定負債	1,346
	株主資本	2,853
	資本金	50
	利益剰余金	2,803
	その他利益剰余金	2,803
	（うち当期純利益）	(725)
	新株予約権	0
	負債・純資産合計	13,957

第18期決算公告

令和７年11月27日

東京都港区港南二丁目18番１号
株式会社グローバル＆ニッポンネットワーク
代表取締役　小川賢太郎

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,093	流動負債	1,103
固定資産	27,700	固定負債	21,014
		株主資本	7,676
		資本金	10
		資本剰余金	7,978
		その他資本剰余金	7,978
		利益剰余金	△312
		その他利益剰余金	△312
資産合計	29,793	負債・純資産合計	29,793

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	0
販売費及び一般管理費	1
営業損失	1
営業外収益	1
営業外費用	309
経常損失	310
税引前当期純損失	310
当期純損失	310

第40期決算公告　　令和７年11月27日
札幌市白石区平和通十六丁目南１番１号
西山製麺株式会社
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,792,675
	固定資産	2,208,641
	資産合計	5,001,316
負純資産の及び部	流動負債	706,816
	賞与引当金	23,607
	役員賞与引当金	6,950
	為替変動引当金	90,000
	固定負債	325,610
	株主資本	3,968,890
	資本金	90,000
	利益剰余金	3,878,890
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	3,856,390
	（うち当期純利益）	(379,672)
	負債・純資産合計	5,001,316

準備金の額の減少公告

当社は、株式会社ニシヤマとの株式交換により増加した資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

なお、準備金の減少の効力発生日時点において、株式交換の効力が発生し有効に維持されていることを条件とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十七日
札幌市白石区平和通十六丁目南一番一号
西山製麺株式会社
代表取締役　西山　隆司

第４期決算公告
令和７年11月27日
東京都港区西新橋一丁目18番６号
リジェネス株式会社
代表取締役　平山裕二朗
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	95,839
	固定資産	21,195
	資産合計	117,034
負純資産の及び部	流動負債	20,786
	固定負債	35,519
	株主資本	60,729
	資本金	20,000
	資本剰余金	12,050
	資本準備金	12,050
	利益剰余金	28,679
	その他利益剰余金	28,679
	（うち当期純利益）	(14,259)
	負債・純資産合計	117,034

第６期決算公告　　令和７年11月27日
東京都台東区台東四丁目29―10
さたけ第２ビル10階
株式会社ＴＥＪ
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	513,495
	固定資産	45,794
	繰延資産	312
	資産合計	559,602
負純資産の及び部	流動負債	86,993
	固定負債	15,752
	株主資本	456,856
	資本金	288,500
	資本剰余金	193,500
	資本準備金	193,500
	利益剰余金	△25,143
	その他利益剰余金	△25,143
	（うち当期純利益）	(63,651)
	負債・純資産合計	559,602

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千三百五十万円減少し九千五百万円とし、減少した資本金の額の全部を資本準備金に計上することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十七日
東京都台東区台東四丁目二九―一〇
さたけ第二ビル一〇階
株式会社ＴＥＪ
代表取締役　魏　慶　鋒

第23期決算公告
令和７年10月28日
東京都千代田区神田三崎町３―１―２
ＳＲビル７Ｆ
スターコンサルティング株式会社
代表取締役　久留　　博
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,071,311
	固定資産	84,988
	資産合計	1,156,300
負純資産の及び部	流動負債	254,595
	株主資本	901,531
	資本金	10,000
	資本剰余金	26,050
	その他資本剰余金	26,050
	利益剰余金	865,654
	その他利益剰余金	865,654
	（うち当期純利益）	(172,777)
	負債・純資産合計	1,156,300

決算公告　　令和７年11月27日
東京都港区港南二丁目15番１号品川
インターシティＡ棟22階ＳＰＲＯＵＮＤ内
株式会社ＮａＬａＬｙｓ
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	16,052
	固定資産	268
	繰延資産	237
	資産合計	16,559
負純資産の及び部	流動負債	8,884
	固定負債	9,000
	株主資本	△1,325
	資本金	26,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△52,325
	その他利益剰余金	△52,325
	（うち当期純損失）	(42,881)
	負債・純資産合計	16,559

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金五千九十九万九千九百八十二円、資本準備金の額を金四千九百九十九万九千九百八十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月二十七日
東京都港区港南二丁目一五番一号品川
インターシティＡ棟二二階ＳＰＲＯＵＮＤ内
株式会社ＮａＬａＬｙｓ
代表取締役　長谷島良治

第９期決算公告
令和７年11月27日
東京都中央区銀座一丁目16番７号
銀座大栄ビル５階503号室
株式会社Charter Win Tokyo
代表取締役　蕭　　一峯
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	131,498,446
	固定資産	862,711,655
	合計	994,210,101
負純資産の及び部	流動負債	2,826,896
	固定負債	1,012,676,072
	株主資本	△21,292,867
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△26,292,867
	その他利益剰余金	△26,292,867
	（うち当期純損失）	(5,775,078)
	合計	994,210,101

第９期決算公告
令和７年11月27日
東京都新宿区西新宿五丁目１番１―3305号
株式会社ＢＲＩＤＧＥ
代表取締役　内山　正宏
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	102,768
	固定資産	252,343
	合計	355,112
負純資産の及び部	流動負債	185,549
	固定負債	175,319
	株主資本	△5,756
	資本金	3,000
	利益剰余金	△8,756
	その他利益剰余金	△8,756
	（うち当期純損失）	(5,148)
	合計	355,112

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千二百六十九万三千九百五十円、資本準備金の額を一億四千二百六十九万三千九百四十九円減少し、それぞれ三百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和七年十一月二十七日
東京都新宿区西新宿五丁目一番一―三三〇五号
株式会社ＢＲＩＤＧＥ
代表取締役　内山　正宏

第52期決算公告
令和７年11月27日
富山県富山市金泉寺456番地
池田運輸株式会社
代表取締役　池田　正一
貸借対照表の要旨（令和７年９月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	578,708
	固定資産	250,641
	合計	829,349
負純資産の及び部	流動負債	325,104
	固定負債	395,290
	株主資本	108,955
	資本金	25,000
	資本剰余金	3,750
	利益剰余金	80,205
	利益準備金	4,500
	その他利益剰余金	75,705
	（うち当期純利益）	(8,275)
	合計	829,349

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千五百万円、資本準備金の額を二億五千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和七年十一月二十七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番一号神谷町トラストタワー二二階

株式会社Ｄｅｎｔａｌホールディングス

代表取締役　藤本　賢

最終貸借対照表　令和７年11月27日

東京都港区虎ノ門四丁目１番１号神谷町トラストタワー22階

株式会社Ｄｅｎｔａｌホールディングス

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	189,067
	固定資産	854,936
	合計	1,044,004
負債及び純資産の部	流動負債	32,449
	株主資本	1,011,555
	資本金	50,000
	資本剰余金	970,000
	資本準備金	50,000
	その他資本剰余金	920,000
	利益剰余金	△8,444
	その他利益剰余金	△8,444
	（うち当期純損失）	(8,444)
	合計	1,044,004

第76期決算公告　令和７年11月27日

石川県金沢市片町二丁目７番６号

株式会社石川県教科書販売所

代表取締役社長　宇都宮元樹

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	182,002
	固定資産	46,298
	合計	228,301
負債及び純資産の部	流動負債	67,069
	固定負債	5,000
	退職給与引当金	5,000
	株主資本	156,231
	資本金	10,500
	利益剰余金	145,731
	利益準備金	2,625
	その他利益剰余金	143,106
	（うち当期純利益）	(15,402)
	合計	228,301

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十七日

（甲）東京都港区東新橋一丁目一〇番一―四〇四号　株式会社バールアンドリーブル　代表取締役　大石　立子

（乙）東京都港区東新橋一丁目一〇番一―四〇四　合同会社ｉｎｆｉｎｉｔｙ　代表社員　大石　立子

第25期決算公告

令和７年11月27日

東京都港区東新橋一丁目10番１―404号

株式会社バールアンドリーブル

代表取締役　大石　立子

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	128,061
	固定資産	3,740
	合計	131,801
負債及び純資産の部	流動負債	46,606
	固定負債	1,850
	株主資本	83,345
	資本金	10,000
	利益剰余金	73,345
	その他利益剰余金	73,345
	（うち当期純利益）	(26,120)
	合計	131,801

第42期決算公告　令和７年10月31日

福井県大野市右近次郎33字15番

北伸電機株式会社

代表取締役　細川　亮

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	680,967
	固定資産	202,137
	繰延資産	18,415
	合計	901,519
負債及び純資産の部	流動負債	623,024
	固定負債	0
	株主資本	278,495
	資本金	33,000
	利益剰余金	246,465
	利益準備金	1,188
	その他利益剰余金	245,277
	（うち当期純損失）	(9,593)
	自己株式	△970
	合計	901,519

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千三百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十七日

福井県吉田郡永平寺町松岡室一二号三番地四　ラック株式会社

代表取締役　樂間　健二

第52期決算公告

令和７年11月27日

福井県吉田郡永平寺町松岡室12号３番地４

ラック株式会社

代表取締役　樂間　健二

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	212,046
	固定資産	1,771
	資産合計	213,818
負債及び純資産の部	流動負債	290,390
	固定負債	865,807
	株主資本	△942,378
	資本金	36,000
	利益剰余金	△978,378
	利益準備金	2,720
	その他利益剰余金	△981,098
	（うち当期純損失）	(4,531)
	負債・純資産合計	213,818

第60期決算公告　令和７年11月27日

愛知県犬山市字角池30番地１

愛知ミタカ運輸株式会社

代表取締役　永田　浩久

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,325,377
	固定資産	1,754,196
	合計	3,079,574
負債及び純資産の部	流動負債	863,441
	固定負債	349,528
	株主資本	1,859,230
	資本金	88,000
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	1,751,230
	利益準備金	19,343
	その他利益剰余金	1,731,887
	（うち当期純利益）	(69,875)
	評価・換算差額等	7,373
	合計	3,079,574

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十七日

福岡県春日市春日九丁目三七番一〇二号　株式会社ＯＮＥスポーツアカデミー

代表取締役　小野　元

第８期決算公告

令和７年11月27日

福岡県春日市春日九丁目37番102号

株式会社ＯＮＥスポーツアカデミー

代表取締役　小野　元

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,407,493
	固定資産	528,638
	合計	6,936,131
負債及び純資産の部	流動負債	4,380,760
	株主資本	2,555,371
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	△27,444,629
	その他利益剰余金	△27,444,629
	（うち当期純損失）	(3,444,001)
	合計	6,936,131

第53期決算公告

令和７年11月27日

長崎県佐世保市島瀬町７番11号

株式会社西沢むつみ会

代表取締役　西沢　寛

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	94,197
	固定資産	895
	合計	95,092
負債及び純資産の部	流動負債	49,512
	株主資本	45,580
	資本金	20,000
	利益剰余金	25,580
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	25,330
	（うち当期純利益）	(6,955)
	合計	95,092

第 58 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 27 日
大分県大分市三川下二丁目７番７号
衛藤工業株式会社
代表取締役　衛藤　正一

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	334,134
	固定資産	357,115
	繰延資産	0
	合計	691,249
負純資産の債及び部	流動負債	101,745
	固定負債	84,756
	株主資本	504,748
	資本金	10,000
	利益剰余金	494,748
	その他利益剰余金	494,748
	（うち当期純損失）	(41,981)
	合計	691,249

株式交換につき通知公告

左記会社は株式交換により乙はその発行済株式の全部を甲に取得させ、甲はこれを取得することにいたしましたので公告します。
この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。
令和七年十一月二十七日
大分県大分市三川下二丁目七番七号
代表取締役　衛藤　正一
大分県大分市三川下二丁目七番七号
衛藤ＨＤ株式会社
代表取締役　衛藤　正一
大分県大分市三川下二丁目七番七号
衛藤工業株式会社
代表取締役　衛藤　正一

第 48 期決算公告

令和７年11月27日
札幌市中央区北10条西24丁目２番15号
株式会社ナカジマ薬局
代表取締役　中島　久司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,889,299
	固定資産	5,400,013
	繰延資産	52,590
	合計	9,341,902
負純資産の債及び部	流動負債	3,194,817
	固定負債	957,976
	株主資本	5,189,109
	資本金	30,000
	資本剰余金	416,172
	利益剰余金	4,742,937
	利益準備金	8,100
	その他利益剰余金	4,734,837
	（うち当期純利益）	(49,645)
	合計	9,341,902

第９期決算公告

令和７年11月27日
東京都中央区日本橋二丁目７番１号
東京日本橋タワー10階
株式会社DMM Bitcoin

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	7,600
	固定資産	14
	資産合計	7,614
負純資産の債及び部	流動負債	342
	固定負債	32
	株主資本	7,239
	資本金	100
	資本剰余金	53,625
	資本準備金	26,855
	その他資本剰余金	26,770
	利益剰余金	△46,485
	その他利益剰余金	△46,485
	（うち当期純損失）	(48,131)
	負債・純資産合計	7,614

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二百六十八億五千五百万円減少することにいたしました。当該減少する資本準備金の全額は、その他資本剰余金として計上いたします。
株主総会の決議は、令和七年十二月二十六日を予定しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年十一月二十七日
東京都中央区日本橋二丁目七番一号東京日本橋タワー一〇階
株式会社ＤＭＭ Ｂｉｔｃｏｉｎ
代表取締役　松田　昇樹

第 60 期決算公告

令和７年11月27日
青森県青森市大字安田字近野１番地248
株式会社みちのくジェネリック
代表取締役　中島　久司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	738,967
	固定資産	124,550
	合計	863,517
負純資産の債及び部	流動負債	481,358
	固定負債	219,207
	株主資本	162,951
	資本金	10,000
	利益剰余金	153,151
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	150,651
	（うち当期純利益）	(15,429)
	自己株式	△200
	合計	863,517

第 5 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 27 日
東京都渋谷区神宮前六丁目23番４号
桑野ビル２階
株式会社ストラテジーキャンパス
代表取締役　松尾　陽二

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	54,581
	資産合計	54,581
負純資産の債及び部	流動負債	14,499
	株主資本	40,081
	資本金	14,860
	資本剰余金	14,850
	資本準備金	14,850
	利益剰余金	10,371
	その他利益剰余金	10,371
	（うち当期純利益）	(19,434)
	負債・純資産合計	54,581

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十九日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十一月二十九日
掲載頁　五十頁（号外第二七九号）
（乙）左記のとおりです。
令和七年十一月二十七日
東京都千代田区麹町三丁目五番一七号
（甲）株式会社ｅｎａｂｌｅＸ
代表取締役　釼持　駿
東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号
桑野ビル二階
（乙）株式会社ストラテジーキャンパス
代表取締役　松尾　陽二

第 78 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 27 日　東京都千代田区外神田５丁目１番１号
株式会社伸共
代表取締役　前田　道明

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,469	流動負債	447
固定資産	459	固定負債	925
		株主資本	556
		資本金	30
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		利益剰余金	624
		利益準備金	8
		その他利益剰余金	616
		（うち当期純利益）	(4)
		自己株式	△98
資産合計	1,928	負債・純資産合計	1,928

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千万円減少し、三千万円とすることといたしました。
資本金減少の効力発生日は令和八年一月五日であり、株主総会の決議は同日執り行う予定でおります。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終事業年度にかかる貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年十一月二十七日
東京都千代田区外神田五丁目一番一号
株式会社伸共
代表取締役　前田　道明

第16期決算公告

令和７年11月27日

名古屋市昭和区元宮町二丁目20番地の５

株式会社恭臣

代表清算人　若松　信幸

貸借対照表の要旨

（令和７年４月25日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	42,740
	合計	42,740
負純資産債及の部	流動負債	1,033
	株主資本	41,706
	資本金	7,000
	利益剰余金	34,706
	その他利益剰余金	34,706
	（うち当期純利益）	(117)
	合計	42,740

第28期決算公告

令和７年11月27日

名古屋市昭和区元宮町四丁目33番地
サンブライトハウス１Ｆ

株式会社恭臣

代表取締役　若松　信幸

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	32,492
	固定資産	17,991
	合計	50,483
負純資産債及の部	流動負債	19,272
	固定負債	69,532
	株主資本	△38,320
	資本金	3,000
	利益剰余金	△41,320
	その他利益剰余金	△41,320
	（うち当期純利益）	(2,513)
	合計	50,483

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十一月二十七日

名古屋市昭和区元宮町四丁目三三番地
サンブライトハウス一Ｆ
（甲）株式会社恭臣
代表取締役　若松　信幸

名古屋市昭和区元宮町二丁目二〇番地の五
（乙）株式会社恭臣
代表清算人　若松　信幸

第14期決算公告

令和７年11月27日

京都市伏見区中島秋ノ山町75

産機システム株式会社

代表取締役　杉本　寛

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,723
	合計	1,723
負純資産債及の部	流動負債	5,746
	株主資本	△ 4,022
	資本金	5,000
	利益剰余金	△ 9,022
	その他利益剰余金	△ 9,022
	（うち当期純損失）	(1,387)
	合計	1,723

第12期決算公告

令和７年11月27日

京都市伏見区中島秋ノ山町75

株式会社新建開発

代表取締役　杉本　寛

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	26,590
	固定資産	110,894
	繰延資産	688
	合計	138,173
負純資産債及の部	流動負債	85,373
	固定負債	92,504
	株主資本	△ 39,703
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 49,703
	その他利益剰余金	△ 49,703
	（うち当期純損失）	(17,572)
	合計	138,173

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十七日

京都市伏見区中島秋ノ山町七五
（甲）株式会社新建開発
代表取締役　杉本　寛

京都市伏見区中島秋ノ山町七五
（乙）産機システム株式会社
代表取締役　杉本　寛

第９期決算公告

令和７年11月27日

高知市介良甲1108番地

朝日土地株式会社

代表取締役　浜口　公男

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,840
	固定資産	114,000
	合計	129,840
負純資産債及の部	流動負債	39,992
	固定負債	81,178
	株主資本	8,670
	資本金	500
	利益剰余金	8,170
	その他利益剰余金	8,170
	（うち当期純利益）	(3,103)
	合計	129,840

第44期決算公告

令和７年11月27日

高知市介良甲1108番地

株式会社東邦興産

（旧商号　有限会社東邦興産）

代表取締役　浜口　公男

貸借対照表の要旨

（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	382,424
	固定資産	452,553
	合計	834,977
負純資産債及の部	流動負債	487,762
	固定負債	392,186
	株主資本	△44,971
	資本金	3,000
	利益剰余金	△47,971
	その他利益剰余金	△47,971
	（うち当期純損失）	(76,402)
	合計	834,977

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十一月一日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十七日

高知市介良甲一一〇八番地
（甲）株式会社東邦興産
代表取締役　浜口　公男

高知市介良甲一一〇八番地
（乙）朝日土地株式会社
代表取締役　浜口　公男

第12期決算公告

令和７年11月27日

東京都港区芝大門二丁目６番11号

株式会社東京不動産買取

代表取締役　向井　啓和

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,033,235
	固定資産	42,304,804
	合計	44,338,039
負純資産債及の部	流動負債	35,421,159
	固定負債	22,516,385
	株主資本	△13,599,505
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△16,599,505
	その他利益剰余金	△16,599,505
	（うち当期純損失）	(5,967,872)
	合計	44,338,039

第21期決算公告

令和７年11月27日

川崎市川崎区駅前本町19番地17
第三草創ビル５階

みなとアセットマネジメント株式会社

代表取締役　向井　啓和

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	328,938,943
	固定資産	1,191,204,504
	繰延資産	2,503,167
	合計	1,522,646,614
負純資産債及の部	流動負債	342,058,870
	固定負債	1,025,198,399
	株主資本	155,389,345
	資本金	100,000,000
	利益剰余金	55,389,345
	その他利益剰余金	55,389,345
	（うち当期純利益）	(1,177,193)
	合計	1,522,646,614

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十一月一日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十七日

川崎市川崎区駅前本町一九番地一七
第三草創ビル五階
（甲）みなとアセットマネジメント株式会社
代表取締役　向井　啓和

東京都港区芝大門二丁目六番一一号
（乙）株式会社東京不動産買取
代表取締役　向井　啓和

第 10 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 27 日
大阪市中央区北浜東１番22号
北浜東野村ビル８Ｆ
株式会社フラウ・ホールディング
代表取締役　金　榮　美

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,865
	固定資産	178,225
	合計	183,091
負純資債及産のび部	流動負債	581
	固定負債	106,913
	株主資本	75,596
	資本金	50,000
	利益剰余金	25,596
	その他利益剰余金	25,596
	（うち当期純損失）	(430)
	合計	183,091

第 20 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 27 日
大阪市中央区北浜東１番22号
北浜東野村ビル８Ｆ
株式会社フラウ・インターナショナル
代表取締役　金　榮　美

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	761,039
	固定資産	558,970
	合計	1,320,010
負純資債及産のび部	流動負債	636,403
	固定負債	248,200
	株主資本	435,405
	資本金	35,000
	利益剰余金	400,405
	その他利益剰余金	400,405
	（うち当期純利益）	(24,780)
	合計	1,320,010

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年十一月二十七日
大阪市中央区北浜東一番二二号北浜東野村ビル八Ｆ
（甲）株式会社フラウ・インターナショナル
代表取締役　金　榮　美
大阪市中央区北浜東一番二二号北浜東野村ビル八Ｆ
（乙）株式会社フラウ・ホールディング
代表取締役　金　榮　美

決　算　公　告

令和７年11月27日
鳥取県米子市米原九丁目３番16号
株式会社山貝ホールディングス
代表取締役　貝森　正教

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,746
	固定資産	233,831
	合計	239,578
負純資債及産のび部	流動負債	26,791
	固定負債	272,884
	株主資本	△60,098
	資本金	1,000
	利益剰余金	△61,098
	繰越利益剰余金	△61,098
	（うち当期純損失）	(7,560)
	合計	239,578

決　算　公　告

令和７年11月27日
鳥取県米子市米原九丁目３番16号
株式会社愛幸建設
代表取締役　貝森　正教

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	102,362
	固定資産	116,659
	合計	219,021
負純資債及産のび部	流動負債	121,603
	固定負債	176,200
	株主資本	△78,781
	資本金	30,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△113,781
	繰越利益剰余金	△113,781
	（うち当期純利益）	(34,489)
	合計	219,021

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年十一月二十七日
鳥取県米子市米原九丁目三番一六号
（甲）株式会社愛幸建設
代表取締役　貝森　正教
鳥取県米子市米原九丁目三番一六号
（乙）株式会社山貝ホールディングス
代表取締役　貝森　正教

第 3 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 27 日
東京都千代田区内神田二丁目７番13号
山手ビル３号館３階
株式会社Ｇｅｎｋｉ　Ｃｏｍｍｕｎｉｔｙ
代表取締役　山口　智博

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,395,466
	固定資産	188,766,726
	資産合計	205,162,192
負純資債及産のび部	流動負債	2,186,301
	固定負債	155,000,000
	株主資本	47,975,891
	資本金	45,000,000
	利益剰余金	2,975,891
	その他利益剰余金	2,975,891
	（うち当期純損失）	(7,658,417)
	負債・純資産合計	205,162,192

第 17 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 27 日
京都府京都市中京区御池之町323
ミサワ京都ビル６階
株式会社メディケア・リード・ジャパン
代表取締役　山本　政男

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	65,916,378
	固定資産	900,850,022
	資産合計	966,766,400
負純資債及産のび部	流動負債	24,076,298
	固定負債	859,074,196
	株主資本	83,615,906
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	73,615,906
	その他利益剰余金	73,615,906
	（うち当期純利益）	(2,499,052)
	負債・純資産合計	966,766,400

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年十一月二十七日
京都府京都市中京区御池之町三二三ミサワ京都ビル六階
（甲）株式会社メディケア・リード・ジャパン
代表取締役　山本　政男
東京都千代田区内神田二丁目七番一三号山手ビル三号館三階
（乙）株式会社Ｇｅｎｋｉ　Ｃｏｍｍｕｎｉｔｙ
代表取締役　山口　智博

第 29 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 27 日
大分県津久見市志手町11番26号
株式会社ニューライム
代表取締役　古手川保正

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	313,317
	固定資産	398,506
	合計	711,823
負純資債及産のび部	流動負債	165,207
	固定負債	443,720
	株主資本	102,896
	資本金	96,000
	利益剰余金	6,896
	繰越利益剰余金	6,896
	（うち当期純利益）	(318)
	合計	711,823

第 46 期決算公告

令和７年11月27日
大分県津久見市合ノ元町１番４号
古手川産業株式会社
代表取締役　古手川瑛保

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,795,526
	固定資産	1,726,917
	合計	4,522,443
負純資債及産のび部	流動負債	1,279,236
	固定負債	372,417
	株主資本	2,870,790
	資本金	79,500
	資本剰余金	19,500
	資本準備金	19,500
	利益剰余金	2,771,790
	利益準備金	16,235
	繰越利益剰余金	2,755,555
	（うち当期純利益）	(433,643)
	合計	4,522,443

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
各社の株主総会の承認決議は、令和七年十一月十日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年十一月二十七日
大分県津久見市合ノ元町一番四号
（甲）古手川産業株式会社
代表取締役　古手川瑛保
大分県津久見市志手町一一番二六号
（乙）株式会社ニューライム
代表取締役　古手川保正

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和七年十一月二十七日

熊本県熊本市南区富合町志々水四八番地一

トイメディカル株式会社

代表取締役　竹下　英徳

第12期決算公告

令和７年11月27日

熊本県熊本市南区富合町志々水48番地１

トイメディカル株式会社

代表取締役　竹下　英徳

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	186,221	流動負債	92,765
固定資産	456,223	固定負債	468,739
繰延資産	0	株主資本	80,940
		資本金	100,000
		資本剰余金	530,000
		資本準備金	280,000
		その他資本剰余金	250,000
		利益剰余金	△549,059
		その他利益剰余金	△549,059
		（うち当期純損失）	（75,756）
資産合計	642,444	負債・純資産合計	642,444

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千七百万円減少し九千八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月二十七日

横浜市港北区新横浜二丁目三番地一二

Tokyo Artisan Intelligence株式会社

代表取締役　中原　啓貴

第５期決算公告

令和７年11月27日

横浜市港北区新横浜二丁目３番地12

Tokyo Artisan Intelligence株式会社

代表取締役　中原　啓貴

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	442,662,346	流動負債	141,590,823
固定資産	152,560,710	固定負債	191,123,000
		株主資本	262,509,233
		資本金	75,000,000
		資本剰余金	236,416,293
		資本準備金	75,000,000
		その他資本剰余金	161,416,293
		利益剰余金	2,444,940
		その他利益剰余金	2,444,940
		（うち当期純利益）	（2,444,940）
		自己株式	△51,352,000
資産合計	595,223,056	負債・純資産合計	595,223,056

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月三十一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、当該合併は無対価合併であり、この合併による新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月二十七日

東京都目黒区下目黒一―八―一アルコタワー七階

（甲）マネーコンパス株式会社

代表取締役　石井福太朗

東京都目黒区下目黒一―八―一アルコタワー七階

（乙）モノリスホールディングス株式会社

代表取締役　石井福太朗

東京都目黒区下目黒一―八―一アルコタワー七階

（丙）モノリスマルチファミリーオフィス株式会社

代表取締役　門垣　良太

第４期決算公告

令和７年11月27日

東京都目黒区下目黒１－８－１

アルコタワー７階

マネーコンパス株式会社

代表取締役　石井福太朗

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	20,651
	固定資産	5,089
	資産合計	25,741
負債及び純資産の部	流動負債	13,013
	株主資本	12,727
	資本金	4,000
	利益剰余金	8,727
	その他利益剰余金	8,727
	（うち当期純利益）	（5,141）
	負債・純資産合計	25,741

第２期決算公告

令和７年11月27日

東京都目黒区下目黒１－８－１アルコタワー７階

モノリスマルチファミリーオフィス株式会社

（旧商号　モノリスコンサルティンググループ株式会社）

代表取締役　門垣　良太

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	55,273	流動負債	8,679
固定資産	3,595	固定負債	12,187
繰延資産	97	株主資本	38,099
		資本金	300
		利益剰余金	37,799
		その他利益剰余金	37,799
		（うち当期純利益）	（4,822）
資産合計	58,966	負債・純資産合計	58,966

第４期決算公告

令和７年11月27日

東京都目黒区下目黒１－８－１

アルコタワー７階

モノリスホールディングス株式会社

代表取締役　石井福太朗

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,087
	固定資産	4,912
	資産合計	10,000
負債及び純資産の部	流動負債	167
	株主資本	9,832
	資本金	9,990
	資本剰余金	10
	資本準備金	10
	利益剰余金	△167
	その他利益剰余金	△167
	（うち当期純利益）	（602）
	負債・純資産合計	10,000

第 37 期決算公告　令和７年11月27日

横浜市港北区新横浜三丁目22番地４

株式会社ジョブ

代表取締役　山本修一郎

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	813,027
	固定資産	422,690
	繰延資産	96
	資産合計	1,235,815
負債及び純資産の部	流動負債	244,414
	賞与引当金	21,250
	固定負債	485,941
	退職給付引当金	50,538
	負債合計	730,356
	株主資本	505,458
	資本金	40,000
	利益剰余金	465,458
	利益準備金	3,150
	その他利益剰余金	462,308
	（うち当期純利益）	(88,283)
	純資産合計	505,458
	負債・純資産合計	1,235,815

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月二十七日

横浜市港北区新横浜三丁目二二番地四

（甲）株式会社ジョブ

代表取締役　山本修一郎

横浜市金沢区福浦二丁目四番地の一

（乙）アールテック株式会社

代表取締役　山本修一郎

第 51 期決算公告　令和７年11月27日

横浜市金沢区福浦二丁目４番地の１

アールテック株式会社

代表取締役　山本修一郎

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	189,704
	固定資産	77,070
	資産合計	266,774
負債及び純資産の部	流動負債	145,314
	賞与引当金	9,329
	固定負債	63,438
	退職給与引当金	11,129
	株主資本	58,021
	資本金	40,000
	利益剰余金	18,021
	利益準備金	5,200
	その他利益剰余金	12,821
	（うち当期純損失）	(3,228)
	負債・純資産合計	266,774

第 18 期決算公告　令和７年11月27日

札幌市中央区北11条西24丁目１番６号

北海道ジェネリック株式会社

代表取締役　中島　久司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	654,436
	固定資産	370,346
	繰延資産	354
	合計	1,025,136
負債及び純資産の部	流動負債	313,716
	固定負債	345,810
	株主資本	365,611
	資本金	10,000
	利益剰余金	355,611
	その他利益剰余金	355,611
	（うち当期純利益）	(24,237)
	合計	1,025,136

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少し三億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年十一月二十七日

広島県安芸郡府中町茂陰二丁目三番一七号

富士機械工業株式会社

代表取締役　和田　龍昌

第 79 期決算公告

令和７年11月27日

広島県安芸郡府中町茂陰二丁目３番17号

富士機械工業株式会社

代表取締役　和田　龍昌

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,562,993
	固定資産	5,642,222
	有形固定資産	3,031,249
	無形固定資産	52,402
	投資その他の資産	2,558,570
	資産合計	21,205,216
負債及び純資産の部	流動負債	10,275,486
	賞与引当金	208,746
	修繕引当金	122,414
	製品保証引当金	204,030
	受注工事損失引当金	14,689
	その他	9,725,605
	固定負債	2,428,980
	退職給付引当金	410,831
	退職慰労引当金	64,100
	海外投資等損失引当金	123,901
	新製品開発投資引当金	147,234
	その他	1,682,912
	負債合計	12,704,466
	株主資本	8,058,471
	資本金	450,000
	資本剰余金	696,144
	資本準備金	696,144
	利益剰余金	6,912,327
	利益準備金	112,500
	その他利益剰余金	6,799,827
	（うち当期純利益）	(383,104)
	評価・換算差額等	442,278
	その他有価証券評価差額金	442,278
	純資産合計	8,500,749
	負債・純資産合計	21,205,216

決　算　公　告

令和７年 11 月 27 日

大阪市天王寺区石ケ辻町16番18号903

株式会社Ｃｌｏｖｅｒ

代表取締役　溝部　晋也

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18,004
	固定資産	626,298
	合計	644,302
負債及び純資産の部	流動負債	9,275
	固定負債	602,938
	株主資本	32,088
	資本金	1,000
	利益剰余金	31,088
	繰越利益剰余金	31,088
	（うち当期純利益）	(13,589)
	合計	644,302

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月二十七日

大阪市天王寺区石ケ辻町一六番一八号九〇三

（甲）株式会社Ｃｌｏｖｅｒ

代表取締役　溝部　晋也

大阪市中央区南船場二丁目七番一一号

（乙）株式会社Ｎｅｘｔ

代表取締役　溝部　晋也

大阪市天王寺区玉造元町一〇番四号

（丙）株式会社ファウスト

代表取締役　溝部　晋也

決　算　公　告

令和７年 11 月 27 日

大阪市天王寺区玉造元町10番４号

株式会社ファウスト

代表取締役　溝部　晋也

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3
	合計	3
負債及び純資産の部	固定負債	2,385
	株主資本	△2,382
	資本金	2,000
	利益剰余金	△4,382
	繰越利益剰余金	△4,382
	（うち当期純利益）	(—)
	合計	3

決　算　公　告

令和７年 11 月 27 日

大阪市中央区南船場二丁目７番11号

株式会社Ｎｅｘｔ

代表取締役　溝部　晋也

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,403
	固定資産	14,029
	合計	17,433
負債及び純資産の部	流動負債	44,382
	固定負債	3,068
	株主資本	△30,017
	資本金	4,000
	利益剰余金	△34,017
	その他利益剰余金	△34,017
	（うち当期純損失）	(5,206)
	合計	17,433